

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 3 月15日
【事業年度】	2018年度 (自 2018年 1 月 1 日 至2018年12月31日)
【会社名】	テックポイント・インク (Techpoint, Inc.)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者兼取締役社長 (Chief Executive Officer and President) 小里 文宏
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国、95131カリフォルニア州、サンノゼ市、 ノースファーストストリート2550、スイート550 (2550 N. First Street, #550, San Jose, CA 95131 USA)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 鈴木 克昌
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内 2 丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	(03) 6266-8563
【事務連絡者氏名】	弁護士 田井中 克之 弁護士 平川 諒太郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内 2 丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	(03) 6266-8563
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「円」は日本の通貨、「ドル」「米ドル」はアメリカ合衆国の通貨を指すものとします。
- (注2) 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=111.00円(2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値)により計算されております。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがあります。
- (注4) 本書には、リスク及び不確実性を伴う将来の見通しに関する記述が含まれております。これらの将来の見通しに関する記述は、本書「第一部 企業情報」のうち、「第2 企業の概況 3 事業の内容」並びに「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」等の各項に含まれています。将来の見通しに関する記述は、「～うる」、「可能性がある」、「予定である」、「意図する」、「～であろう」、「～かもしれない」、「場合がある」、「～と思われる」、「予想する」、「～と考える」、「見積もっている」、「予測する」、「潜在的な」、「計画する」などの表現を使用することがあります。これらの記述は、将来の事由に関する当社の現時点における見解を反映しており、また現時点における仮定に基づいており、リスク及び不確実性を伴います。
- (注5) 本書において、以下の各用語は、文脈上別意に解することが適切な場合を除き、それぞれ以下の意味を有します。

HD	High Definitionの略。動画像の画質や解像度の水準が高いこと。SDと比較して、小さな対象物も高精細に表示できる。
HD-SDI	映像信号の伝送規格の1つ。SDIはSerial Digital Interfaceの略。HD画質の映像信号を、同軸ケーブルなどを使ってデジタル方式で伝送する。
HD 伝送ビデオ・インターフェース (HD- TVI)	当社が独自開発した、映像信号の伝送規格。TVI はTransport Video Interfaceの略。HD画質の映像信号を、同軸ケーブルやイーサネット用ケーブルを使ってアナログ方式で伝送する。
アナログ・デジタル混載半導体	同一の半導体集積回路に、アナログ信号を扱う領域とデジタル信号を扱う領域が混載された半導体。「ミックスドシグナル半導体」とも呼ばれる。
DVR	Digital Video Recorderの略。映像信号をデジタル記録する装置。
SD	Standard Definitionの略。動画像の画質や解像度の水準が標準的であること。一般には720×480画素などの動画像を指す。
同軸ケーブル	映像信号の伝送や機器内配線などに幅広く用いられている電線の一種。特に、監視カメラ用のケーブルとして広く用いられている。
HDアナログ伝送	HD画質の映像信号を、同軸ケーブルやイーサネット用ケーブルを使ってアナログ方式で伝送する手法。
1080Pフルハイビジョン	フルハイビジョン(フルHD)とは、HD画質の映像信号の方式の1つで、画素数が1920×1080のものを指す。このうち、1080Pは、信号を間引くことなくきめ細かく表示していることを示す(PはProgressiveを意味し、信号を間引いて表示するI(Interlaced)との対比で用いられる)。
ファブレス・ビジネスモデル	自社工場を保有せず、外部製造専門会社に製造を委託するビジネスモデル。
ウエーハー	単結晶シリコンなど半導体の材料を、円形の薄い板状に切り出したもの。元となるシリコンの円筒状の塊(インゴット)を薄くスライスし、表面研磨や洗浄などの工程を経て完成する。
半導体ファウンダリーハウス	半導体の委託製造事業者。

半導体アSEMBリーハウス	半導体の委託組み立て事業者。半導体チップの外装パッケージ組み立て作業などを担当する。
半導体テストハウス	半導体の機能のテストを行う委託事業者。
CMOSイメージセンサー	各種カメラで広く使われている固体撮像素子の一種で、フォトダイオードに蓄積した電荷を、それぞれの画素で電圧に変換し増幅したうえで読み出す。CMOS型固体撮像素子(CMOSはComplementary Metal Oxide Semiconductorの略)とも呼ばれる。従来一般的だったCCD型(CCDはCharge-Coupled Deviceの略)に比較して、消費電力が小さく、小型化できるという特徴がある。
イメージシグナルプロセッサ(ISP)	各種イメージセンサーから信号を取り込み、色や輝度の補正、ノイズ(雑音)の除去などを処理する半導体。映像信号処理プロセッサとも呼ばれる。
映像送信用半導体(Tx)	各種イメージセンサーが取得した映像信号をケーブルなどで伝送する際に用いる送信用半導体。TxはTransmitterの略。カメラなどに組み込まれる。
映像受信用半導体(Rx)	同軸ケーブルなどにより伝送されてきた映像信号を受信する際に用いる半導体。RxはReceiverの略。DVRなどに組み込まれる。
SoC(System on a Chip)	半導体チップ上に複数の機能要素を設け、組み合わせることで全体としてまとまった動きをする半導体。以前はシステムLSIとも呼ばれた。
フォトマスク	シリコンウエハー上に半導体の回路配線を形成する際に用いる原版。各種露光技術と組み合わせて利用される。
テープアウト	半導体設計が完了し、半導体ファウンダリーハウスに製造依頼をした時点を指す。日本では出図とも呼ばれる。
デザイン・ウィン	取引先又は取引先候補の製品設計プロジェクトに部品などが採用されること。
微細化製造プロセス	半導体の回路線幅を小さくすることにより、単位面積あたりのトランジスタ素子数を増やし、集積度を高める製造プロセス。
2K	HD画質の映像信号の方式の1つで、画素数がフルHDの2倍となる、2560×1440程度のものを指す。
4K	HD画質の映像信号の方式の1つで、画素数がフルHDの4倍となる、3840×2160画素級のものを指す。映画撮影などで普及が始まっている。
アナログデザイン	半導体開発において、アナログ信号を扱う領域の回路設計を指す。デジタル信号を扱う領域の回路設計に比較して自由度が高く、設計次第で回路規模や消費電力が大きく異なるため、半導体製品の差異化要素となる。
ミックスシグナルデジタル処理	アナログ信号とデジタル信号の両方をデジタル処理すること。
ビデオ・デコーディング	アナログのビデオ信号をデジタルデータに変換したり、符号化された映像データを復号したりする処理。
車載用LCDコントローラー	電子ミラーなど各種車載液晶ディスプレイ向け半導体。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

テックポイント・インク(以下「当社」といいます。)を規制する法令は、主として米国連邦法、デラウェア州法及びカリフォルニア州法です。米国連邦法は、米国における企業が多様な側面に影響を及ぼしており、独占禁止、破産、労務関係、有価証券及び税務をはじめとする様々な事項に関連しています。米国の1993年証券法(以下「米国証券法」といいます。)及び1934年証券取引所法並びにその関連規則は、一般に詐欺的手段による有価証券の勧誘及び販売を禁ずるとともに、当社のような公開会社に対しては、米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)及び株主に対して財務状況その他の情報について定期的に報告する義務を課しています。米国証券法等の執行はSECが行っています。

米国においては、会社は一般に州法に準拠して設立されています。当社は、デラウェア州の法律に準拠して設立されていますが、デラウェア州にはデラウェア一般会社法(以下「デラウェア会社法」といいます。)をはじめとして、会社に適用される数多くの法令があります。以下は、デラウェア会社法の一部の規定の骨子です。また、当社の有価証券が米国の主要な証券取引所のいずれにおいても取引されていない場合で、当社のように(i)名簿上カリフォルニア州に登録住所を有する者が、当社の議決権付有価証券の過半数を保有しており、かつ、(ii)会社の資産、給与及び連結ベースの売上高を基準とする法定の算定方式によって算定した場合に、当社の事業が直近事業年度の半分を超えてカリフォルニア州において運営されているとみなされるとき、当社はいわゆる「準カリフォルニア州法人(quasi-California corporation)」として扱われ、カリフォルニア州一般会社法の一定の規定が適用されることとなる可能性もあります。

基本定款及び付属定款

デラウェア州の会社はデラウェア州務長官に基本定款を届け出ることによって設立されます。基本定款は、商号、本店所在地、事業目的、発行可能株式数及び株式の種類(もしあれば)といった会社の基本的事項を最低限定めなければなりません。基本定款の他に、会社は、会社の事業の遂行並びに会社の株主、取締役及び執行役の権利、権限、義務及び役割に関して、基本定款又は適用ある州法及び連邦法の規定と矛盾しない種々の規定を内容とする付属定款を定めることもできます。

株式の種類及び株主の権限

デラウェア会社法によれば、会社は、1種以上の株式を、額面株式又は無額面株式として発行することができ、基本定款の定めに従って、議決権付株式(又は無議決権株式)としてこれを発行することができ、基本定款に定める名称、優先権、配当受領権、選択権その他の特別な権利及び、条件又は制約付の形で発行することができます。基本定款に別段の定めがない限り、各株主は1株につき1個の議決権を有します。会社は、その取締役会の決議により、基本定款に定める限度内で株式を発行することができます。額面株式の場合は額面未満での発行価額での発行はできませんが、株式の発行価額は取締役会の決するところによります。

会社は、株主により選任された取締役会の監督の下に運営されます。取締役は、一般には年次株主総会において選任されます。一般に、取締役会は非常に広範な権限と柔軟性をもって会社運営の監督を行い、これについて責任を負います。会社の日常の業務運営は、会社の執行役によってなされます。株主の権限には、以下のものが含まれます。

- a) 取締役を選任する権利
- b) 基本定款の重要な変更を承認する権利
- c) 実質上すべての資産の譲渡等、会社の事業における重要な変更を承認する権利

株主総会

定時株主総会は、取締役の選任及び会社の付属定款の定めにも照らし適式に提案されるその他の事項(もしあれば)を議案として開催されます。臨時株主総会は、取締役会議長、最高経営責任者、又は取締役会の過半数による賛成決議により招集することができるほか、基本定款又は付属定款により認められた方法でこれを招集することができます。会社は、取締役会の決議により、株主総会の10日以上60日前までの日を、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日とすることができます。その基準日に名簿に登録されている株主が議決権を行使できます。株主総会の法定の定足数は、付属定款に別段定めがない限り(但し、定足数は当該株主総会において議決権を行使できる株式の3分の1以上であることを要します。)、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が自ら又は委任状によって出席することにより満たされます。

取締役会

デラウェア会社法に準拠して設立された会社の事業及び会社に関する事項は、基本定款に別段の定めがない限り、取締役会により運営されます。一般に、取締役会には、デラウェア会社法及び会社の基本定款による制限の範囲内において、会社の事業及び会社に関する事項の運営に関しては広範な裁量が認められています。取締役は、各定時株主総会において選任されます。基本定款又は付属定款に別段の定めがない限り、死亡、辞任又は取締役の定員の増加により取締役会に欠員が生じた場合は、優先株式が発行されている場合にはその株主の権利を制限しないことを条件に、その時点で在任する取締役の過半数の賛成によりこれを補充することができます。

取締役会は、会社の基本定款及び付属定款に定めるところに従って開催されます。また、基本定款又は付属定款で特に禁じられていない限り、全取締役の書面による同意がある場合には、取締役会において決議しうる事項は実際に取締役会を開催しなくても決議されたものとみなすことができます。

委員会

基本定款又は付属定款に定めがある場合、取締役会は、1名以上の取締役により構成される委員会に一定の権限を委任することができます。

執行役

会社の日常の業務執行を担当する上級執行役は、通常、取締役会により選任されます。各会社は、付属定款が定める、又は取締役会の決定するところにより、かかる執行役を置きます。当該執行役は、付属定款の定める権限又は取締役会が付与する権限を有します。

デラウェア州の買収防衛法制

デラウェア会社法203条が会社の買収を規制しています。一般に、同条により、デラウェア州の公開会社は、一定の状況の下において、ある者が利害関係株主となった日から3年間は当該者との事業結合が禁じられます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- 取引以前において、株主を利害関係株主にするようになる事業結合又は取引について、当該取引等に先立って当該会社の取締役会がこれを承認する場合
- 株主を利害関係株主にするようになる取引の完了時において、当該利害関係株主が、取引開始時の当該会社の発行済み議決権付き株式の少なくとも85%を保有している場合。ただし、ここでいう(当該利害関係株主の保有する発行済み議決権付き株式ではなく)当該会社の発行済み議決権付き株式の計算からは、(1)取締役及び執行役の保有する株式、及び(2)従業員持株計画の保有する株式であって、当該計画の保有する株式が公開買付け又はエクステンジオファーに応じるかどうかを秘密裏に決定する権利を従業員参加者が有しないものは、除外されます。または、当該取引の日又はその後日において、事業結合が当該会社の取締役会によって承認され、年次又は臨時的株主総会で、書面同意ではなく、利害関係株主により保有されるものではない発行済み議決権付きの少なくとも3分の2の賛成票により許可される場合。

一般に、「事業結合」には合併、資産又は株式(及びそれを表章する有価証券信託受益証券)の売却、その他「利害関係株主」に財務上の便益を与えることになる取引を含み、「利害関係株主」は、その関係者とともに、会社の議決権付き株式の15%以上を保有し、又は利害関係株主該当性の決定時から3年前以降に保有していた者をいいます。

デラウェア会社法203条は、ある株主が利害関係株主になる以前に、当該株主を利害関係株主にするようになる事業結合又は取引を取締役会が承認する場合には適用されません。これにより、デラウェア州法人を買収しようとする者は、買収取引の条件について対象会社の取締役会との間で協議することが促されます。

(2)【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の会社制度は、当社の設立準拠法である米国連邦法及びデラウェア州法のほか、当社の修正基本定款及び修正付属定款により定められます。

株式

当社の修正基本定款は、当社の発行可能株式総数80,000,000株と規定しています。そのうち75,000,000株は1株当たりの額面額が0.0001米ドルの普通株式であり、5,000,000株は1株当たりの額面額が0.0001米ドルの優先株式です。

普通株式：当社の発行済普通株式は、全額払込済みで追加払込義務がなく、株主に提示された各決議事項につき1個の議決権を付与されており、また、清算の際に残余財産の分配を受ける（優先株式が発行されている場合には優先株式に劣後します。）権利を付与されています。普通株式の株主は、取締役会により決定された場合、配当を受領する権利を有します（優先株式が発行されている場合には優先株式に劣後します。）。普通株式の株主は、他の種類の株式への転換権及び現金による償還権を有しておらず、また現在授權されている又は今後授權される当社の株式その他の有価証券につき、先買権及び優先引受権を有しません。

優先株式：優先株式は1以上のシリーズにて株主総会の承認なしに随時発行することができます。各シリーズは、修正基本定款及び当該シリーズの発行を承認する取締役会決議において定める名称を冠し、優先的、参加的、選択的及び特別な権利、並びに条件、制限又は制約が付されます。なお、本書提出日において発行済み優先株式はありません。

配当

取締役会は、修正基本定款の規定に基づき、定時又は臨時取締役会において、配当に充てることが法律上可能な資金から当社の株主資本に対する配当を随時決定することができます。配当は、修正付属定款に定められるとおり、現金、現物又は当社の株式により支払われることができます。

株主総会

定時株主総会その他の株主総会は、取締役会が随時決定し、招集通知に記載される場所において開催されます。ただし、指定された場所で株主総会を開催する代わりに、取締役会は、その裁量により、株主総会を遠隔通信手段のみによって開催する旨の決定を行うことができます。

当社の修正付属定款は、定時株主総会は毎年取締役会が決定した日に開催される旨を定めています。いかなる目的の臨時株主総会も、取締役会議長、最高経営責任者又は取締役会の決議による招集請求に基づき、当社の秘書役のみがこれを招集することができます（株主に招集権限はありません）。開催場所（もしあれば）、開催日時、遠隔通信手段（もしあれば、かかる遠隔通信手段により株主及び委任状保有者本人が当該株主総会に出席して投票したものとみなされます。）及び当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（かかる基準日が招集通知を受領する権利を有する株主を確定するための基準日と異なる場合。）が記載又は印刷された通知が、適用ある法律に従って、招集通知を受領する権利を有する株主を確定するための基準日時点における当該株主総会において議決権を行使できる各株主に対し、当該株主の当社の名簿上の住所宛に、当該株主総会より前に送付されます。取締役会の決議により、株主総会の開催予定日前までに公告を行うことで、当初予定された株主総会の開催を延期すること、及び、（修正基本定款に別段の定めがある場合を除き）臨時株主総会を中止することができます。臨時株主総会で審議される事項は、招集通知に記載された目的に限定されます。

修正基本定款の条項及び修正付属定款の規定に基づき議決権を有する各株主は、自ら又は委任状によって、当該株主が保有する議決権付株式1株につき1個（又は修正基本定款に基づき採択された取締役会決議においてそれぞれのシリーズの優先株式の株主について定められた個数）の議決権を行使することができます。委任状は、当該委任状においてより長期の期間が定められている場合を除き、署名日から3年を経過した時点で失効します。

修正基本定款、修正付属定款、デラウェア州法又は当社の有価証券が上場している証券取引所の規則に別段の定めがある場合を除き、株主に提示された全ての議案（取締役の選任を含みます。）は、かかる議案について議決権を行使でき、本人又は委任状により出席する株主の議決権の過半数を有する株主の賛成により議決されます。種類別の議決が必要な場合は、本人又は委任状により出席している当該種類株主の議決権の過半数を有する株主の賛成により議決されます。

法令、修正基本定款又は修正付属定款において別段の定めがある場合を除き、いかなる株主総会においても、本人又は委任状により代理して、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数が出席する場合は定足数を満たします。本

受益権の受益者による議決権の行使に関する手続きは、「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「2 受益者の権利行使方法 (1)議決権行使に関する手続」をご参照ください。

追加的な株主承認規制

支配権異動事由(以下に定義されます。)の発生につながる当社による有価証券の発行については、唯一の種類として議決権行使される普通株式の発行済株式の少なくとも過半数を保有する株主による事前承認を要します。

(a)執行役、取締役又は大株主(以下に定義されます。)による売却と合わせて、普通株式の20%以上又は発行前の発行済株式に係る議決権の20%以上に相当する普通株式(又は普通株式に転換可能な、もしくは普通株式に向けて行使可能な有価証券)についての、当社による、帳簿価格又は市場価格のいずれか高い方を下回る価格での売却、発行又は潜在的発行、又は(b)当社による、普通株式の20%以上又は発行前の発行済議決権の20%以上に相当する普通株式(又は普通株式に転換可能な、もしくは普通株式に向けて行使可能な有価証券)の、株式の帳簿価格又は市場価格のいずれか高い方を下回る対価による売却、発行又は潜在的発行を伴う「公募」以外の取引(以下かかる取引を「私募」といいます。)に関連して当社が有価証券を発行することに先立ち、当社の修正付属定款が規定する定足数に足りる株主が出席する適式に招集された当社の株主総会(かつ、単一の種類による議決として取締役の選任につき議決権を行使することができる当社株式が、当該議案につき議決権を行使することができる株主総会)において、私募の承認に係る議案につき投じられた票の過半数の賛成票を得ることを要します。

他社の株式又は資産の買収において、(a)その時点の又は潜在的な普通株式の発行(アーンアウト条項又は類似の条項に従い発行された株式を含みます。)又は普通株式に転換可能な、もしくは行使により普通株式が交付される有価証券の発行(現金対価の「公募」を除きます。)により、(i)当該普通株式が、株式又は普通株式に転換可能な、もしくは行使により普通株式が交付される有価証券の発行前における発行済株式に係る議決権の20%以上の議決権を有するもしくは発行に伴い有するようになる場合、又は(ii)発行される普通株式数が、当該株式又は有価証券の発行前における発行済普通株式数の20%以上であるもしくはそれ以上になる場合、又は(b)当社のいずれかの取締役、執行役又は大株主(以下に定義されます。)が、当社もしくは取得される資産について、又は当該取引もしくは一連の関連取引において支払われる対価について、直接又は間接的に5%以上の持分を有する場合(又はこれらの者が共同で10%以上の持分を有する場合)で、その時点の又は潜在的な普通株式又は普通株式に転換可能な、もしくは行使により普通株式が交付される有価証券の発行により、発行済普通株式又は議決権が5%以上増加する可能性がある場合(以下かかる取引を「取得取引」といいます。)、当社が取得取引に関連して有価証券を発行することに先立ち、当社の修正付属定款が規定する定足数が出席する適式に招集された当社の株主総会(かつ、単一の種類による議決として取締役の選任につき議決権を行使することができる当社株式が、当該議案につき議決権を行使することができる株主総会)において、取得取引の承認に係る議案につき投じられた票の過半数の賛成票を得ることを要します。

普通株式数の5%又は当社の発行済株式に係る議決権の5%のいずれかを下回る持分は、相当の持分とはみなされず、かかる持分の保有者は「大株主」とはみなされません。本「追加的な株主承認規制」により要求される承認は、米国連邦破産法又は類似の外国法に基づく裁判所が承認した組織再編の一環として行われる発行については要求されません。本「追加的な株主承認規制」における計算において、ある取引で発行され得る株式数を決定する際は、現在自己株式であるか否かを問わず、発行される可能性のある全ての株式が含まれます。発行済株式数を決定する際は、発行済みで流通している株式のみが考慮されます。自己株式、子会社が保有する株式及び有価証券の転換又はオプションもしくはワラントの行使に伴う発行のために留保されている未発行株式は、流通しているとはみなされません。本「追加的な株主承認規制」において使用される発行済株式に係る議決権という用語は、当社の有価証券保有者の議決に付される概ね全ての事項について議決する権利をその所有者へ付与する発行済有価証券の保有者が投じることのできる議決権の総数を指します。いかなる取引が「公募」に該当するかについては、ナスダック株式市場市場規則(以下「ナスダック規則」といいます。)の規則5635(随時の改正又はこれを承継する規則を含みます。)に定められる要素を考慮のうえ、取締役会により誠実に決定されます。

(a)株主の承認の確保が遅延することが当社の財務状態を著しく悪化させるおそれのある場合であって、かつ(b)当社が本例外に依拠することにつき、監査委員会又は独立かつ利害関係のない取締役のみにより構成される取締役会類似の組織体によって明示的に承認された場合、取締役会は、特定の有価証券の発行について適用可能な、本「追加的な株主承認規制」に定められる株主承認要件の例外を誠実に定めることができます。取締役会が本段落に定められる例外を適用し、修正基本定款において規定される株主の承認を求めないことを誠実に決定した場合、当社は、全ての株主に対し、有価証券の発行の10日前までに本来であれば要求される株主の承認を求めないことを伝える書面を郵送しなければなりません。かかる通知は、取引条件(発行される可能性のある普通株式数及び受領される対価を含みます。)、当社が本「追加的な株主承認規制」に定められる株主承認要件につき財務状態に係る例外に依拠する事実、及び監査委員会又は独立かつ利害関係のない取締役のみにより構成される取締役会類似の組織体の本例外への依拠を明示的に承認した事実を開示するものとし、当社はまた、可能な限り速やかに(遅くとも有価証券の発行の10日前までに)同一の情報を開示するプレスリリースにより公表を行うものとし、

発行済普通株式(株式配当、株式分割、株式併合、資本再構成その他の同様の事由による調整を経たもの)が存在している限り、当社は、発行済普通株式の少なくとも過半数を保有する株主による、単一の種類としての議決がない場合には、(修正、吸収合併、新設合併、株式の種類変更その他の方法による)支配権異動事由を完了させないものとします。本段落においては、「支配権異動事由」とは、(i)当社又は当社の子会社が当事者となる取引又は一連の関連取引(吸収合併、新設合併その他の組織再編を含むがそれに限られません。)による、他の個人又は法人による当社の取得(ただし、当該取得の直前に当社の株主が保有する株式が、当該取得の直後においても存続する若しくは取得する法人若しくは個人の総議決権限の過半数を構成する、又は、当該取得によって当該取得の直後に、存続する若しくは取得する法人若しくは個人の総議決権限の過半数を構成する株式に転換若しくは交換されることとなる取得は除きます。)、又は(ii)当社の総議決権の過半数が異動することとなる、当社が当事者となる(吸収合併、新設合併、株式取得その他の方法による)取引若しくは一連の関連取引をいうものとします。ただし、上記にかかわらず、取引の主たる目的が、当社の設立準備地を変更すること、当該取引直前において当社の有価証券を保有する者が実質的に同じ比率をもって所有することとなる持株会社を設立することである場合には、支配権異動事由には該当しないものとします。

取締役会

当社の修正付属定款において、取締役会を構成する取締役の人数は、取締役会全体の過半数により採択された決議に従い随時固定されます。

取締役は、各定時株主総会において、選任後の次の定時株主総会の終結時までを任期として選任され、当該取締役の後任者が選任されその資格を授与されるまで在職します。取締役の定員の増加、又は、死亡、辞任、退職、不適格事由の発生、解任その他の事由に起因して取締役会に欠員が生じた場合において、新たな取締役は、優先株式が発行されている場合にはその株主の権利を制限しないことを条件に、その時点で在任する取締役の数が取締役の定員に従った定足数に満たない場合にはかかる定足数を満たさなくても、その時点で在任する取締役の過半数の賛成によりこれを補充します。かかる方法により選任された取締役の任期は、取締役選任後に開催される次の定時株主総会終結時までとなります。いかなる理由により取締役会を構成する取締役の人数が減った場合においても、現職の取締役の任期は短縮されません。

取締役は、当社の発行済みかつ取締役選任についての議決権を行使できる全ての株式の議決権の過半数を有する株主の賛成により、理由の有無を問わずいつでも解任されます。

当社取締役会の過半数は、ナスダック規則の規則5605(a)(2)(随時の改正又はこれを承継する規則を含みます。以下「規則5605(a)(2)」)と定めます。に定める「独立取締役」で構成されなければなりません。

委員会

当社は、3名以上の委員から成る監査委員会、2名以上の委員から成る報酬委員会、及び2名以上の委員から成る指名及びコーポレート・ガバナンス委員会を有しなければなりません。各委員は、規則5605(a)(2)に定義される独立取締役でなければなりません。

上記にかかわらず、取締役会が、例外的かつ限定的な状況において、当社及びその株主の最善の利益のために、特定の取締役が監査委員であることが必要であると判断した場合、(i)規則5605(a)(2)に定義される独立取締役でなく、(ii)1933年米国証券法(改正を含む。)第10A条(m)(3)及び同法に基づく規則に定められる基準を充たし、かつ(iii)現在、執行役もしくは従業員又は執行役の家族ではない当該取締役1名を監査委員に選定することができます。

また、取締役会は、当社の報酬委員会の委員を務める取締役の独立性があるものと判断する際には、取締役が、報酬委員の職務に関して経営からの独立性を維持する能力にとって重要な関係を当社と有しているか否かの判断に特に関連するあらゆる要因(i)当該取締役の報酬の源泉(当社が当該取締役に支払うコンサルティング報酬、顧問報酬その他補償的な報酬を含む。)、及び(ii)当該取締役が当社、当社子会社又は当社子会社の関連会社の関連者であるか否かを含むが、これらに限りません。)を考慮しなければなりません。上記にかかわらず、報酬委員会が3名以上の委員から成る場合、取締役会が、例外的かつ限定的な状況において、当社及びその株主の最善の利益のために、特定の取締役が報酬委員であることが必要であると判断した場合、本段落に定める上記の独立性の要件を充足せず、また、現在、執行役もしくは従業員又は執行役の家族ではない当該取締役1名を報酬委員に選定することができます。かかる例外に基づき選定された委員は、報酬委員を2年以上務めることはできません。

さらに、指名及びコーポレート・ガバナンス委員会が3名以上の委員から成る場合、取締役会が、例外的かつ限定的な状況において、当社及びその株主の最善の利益のために、ある取締役が指名及びコーポレート・ガバナンス委員であることが必要であると判断した場合、独立取締役、また、現在、執行役もしくは従業員又は執行役の家族ではない1名の取締

役を指名及びコーポレート・ガバナンス委員に選定することができます。かかる例外に基づき選定された委員は、指名及びコーポレート・ガバナンス委員を2年以上務めることはできません。

取締役会は、取締役の過半数により採択された決議により1つ以上の委員会を設置することができます。当該委員会は、2名以上の取締役により構成されるものとし、また、当該取締役会決議又は修正付属定款において定められる範囲内で、当社の事業の運営における取締役会の権限を有しかつ行使することができ、当社の社印の押印が必要となる一切の書類に当該社印を押印することを許可する権限を有します。

執行役

当社の執行役及びその主要な職務は、修正付属定款又は取締役会決議により定められます。執行役は、修正付属定款又は取締役会決議の定めるところに選任され、所定の期間在職します。いずれの執行役も取締役である必要はありません。

なお、本書に基づいて勧誘する有価証券は、当社の普通株式を信託財産とする信託受益権となります。信託受益権の保有者は、法令上当社の普通株式の株主として登録されるわけではないため、上記の株主としての権利を直接に行使又は享受できるわけではありません。信託受益権の構成及び制約等については、「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務等の概要」及び「2 受益者の権利行使方法」をご参照ください。

2【外国為替管理制度】

アメリカ合衆国においては、外貨の所有又は譲渡について、いかなる制限も存在せず、したがって、アメリカ合衆国の非居住者による米国会社の有価証券信託受益証券、アメリカ合衆国の非居住者に対する配当若しくは売却代金の送金又は精算に際しての資産の分配に影響を及ぼすと思われるかかる管理上の制限は存在しません。もっとも、アメリカ合衆国の非居住者による米国会社の支配権の異動につながる株式の取得については、関連官庁による調査又は一定の制限の対象となる可能性があります。対米外国投資委員会(CFIUS)という庁間委員会は、アメリカ合衆国の国家安全保障への影響を判断するために、外国人による米国会社の支配権の異動につながる取引を調査する権限を有します。さらに、デラウェア会社法は、デラウェア州の会社の事業結合についての規定を定めており、会社が当該規定の適用を除外する規定を定款に追加しない限り、ある者が「利害関係株主」となった日から3年間は、当該利害関係株主との間での特定の事業結合を行うことは禁止されています。利害関係株主とは、原則として、過去3年の間に対象となる会社の議決権総数の15%以上を保有した個人又は法人を指します。この規定は、全ての株主が平等に取り扱われないこととなる二重公開買付け(買収者が支配を得るために必要な株式については、残りの株式に対してよりも高い金額を申し出る公開買付けをいいます。)を行うことを検討している者を制限することにつながります。但し、当該株主が利害関係株主となった日より前に、取締役会が当該株主との間の事業結合又は当該株主が利害関係株主となることにつながる取引を承認する場合には、当該規定は適用されないものとされています。この除外規定は、デラウェアの会社の買収を検討している者が、買収の対象会社の取締役会との間で買収についての協議を行うことを促進します。

3【課税上の取扱い】

非米国人保有者に対する米国連邦所得税の重要な影響

以下の要約は、「非米国人保有者」(以下にて定義します。)による有価証券信託受益証券の取得、所有及び処分につき米国連邦所得税に関して考慮すべき重要事項を説明したものです。米国連邦所得税の目的(米国及び日本国の間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約(以下「本条約」といいます。))の適用の目的を含みます。)において、有価証券信託受益証券の保有者は、有価証券信託受益証券に表章される原普通株式の所有者として取り扱われ、保有者が有価証券信託受益証券と引換えに行う当社普通株式の預託及び引出しは、米国連邦所得税の課税対象ではありません。文脈上他の意味に解されない限り、本項における当社「普通株式」への言及はすべて、同様に、普通株式の所有持分を表章する有価証券信託受益証券を指すものとみなされます。

この要約は、当社普通株式につき米国連邦所得税に関して考慮すべき事項のあらゆる面を扱うものではありません。また、この要約は、以下に述べる範囲を除き、米国外、州若しくは地方管轄の法律又は米国の連邦贈与税法及び遺産税法に基づき生ずる税務上考慮すべき事項を扱うものでもありません。

この要約において、「非米国人保有者」とは有価証券信託受益証券の実質的所有者のうちパートナーシップではなく、かつ、以下のいずれにも該当しない者をいいます。

- ・ 米国連邦所得税のルールに基づき決定される米国の市民又は居住者である個人
- ・ 米国、米国の州又はコロンビア特別区の法に基づき設立又は組成された、法人又は米国連邦所得税の関係上法人として課税対象となるその他の事業体
- ・ 信託のうち、(1)米国内の裁判所の第一次的監督に服し、かつ、1名以上の米国人がそのすべての重要な決定について管理する権限を有するもの、又は(2)適用ある米国財務省規則に基づき、米国人として取り扱われることを適法に選択しているもの
- ・ 遺産財団のうち、所得の源泉の如何を問わず、その所得が米国連邦所得税の課税対象となるもの

個人である非米国市民の場合は、1暦年のうち31日以上かつ当暦年に終了する3か年中合計183日以上米国に滞在することにより、(非居住外国人ではなく)居住外国人とみなされることがあります。通常、かかる目的上、当年は滞在日数の全部、前年は滞在日数の3分の1、前々年は滞在日数の6分の1が算入されます。

居住外国人は、一般に、米国民と同様に米国連邦所得税を課せられます。かかる個人は、当社普通株式の所有及び処分の米国連邦所得税上の帰結について、各自の税務専門家からの助言を求めることをお勧めします。

内国歳入法に基づく特別待遇の対象である一定の非米国人保有者（以下の各項目を含みますが、これらに限られません。）には、以下の説明とは異なる特別のルールが適用される可能性があります。

- ・ 銀行、保険会社その他金融機関
- ・ 米国連邦税の目的上パートナーシップその他のパススルー事業体として取り扱われるパートナーシップ、事業体又は仕組み（又はかかる事業体の投資家）
- ・ 米国連邦所得税を回避するために利益を蓄積する法人
- ・ 代替的最小課税制度又はメディケア拠出税の適用を受ける者
- ・ 非課税事業体（私立財団を含みます。）又は税制適格退職年金
- ・ 被支配外国法人又は受動的外国投資会社
- ・ 業務の対価として当社普通株式を取得した者
- ・ 有価証券又は通貨のディーラー
- ・ 自己の保有する有価証券につき時価会計方式の適用を選択する証券トレーダー
- ・ 当社の株式資本の5%超を保有している、又は保有しているとみなされる者
- ・ 米国籍離脱者、一定の元米国民又は米国の長期居住者
- ・ 当社普通株式をヘッジ取引、「ストラドル」、「コンバージョン取引」その他のリスク軽減取引におけるポジションとして保有する者
- ・ 当社普通株式を（原則として投資目的の）内国歳入法1221条にいうキャピタル・アセットとして保有していない者
- ・ 内国歳入法のみなし譲渡規定に基づき当社普通株式を売却したとみなされる者

さらに、パートナーシップ又は米国連邦所得税の目的上パートナーシップとして分類される事業体又は仕組みが当社普通株式の実質的所有者である場合、パートナーシップのパートナー又は事業体の所有者の税務上の取扱いは、当該パートナーその他の所有者の地位及び当該パートナーシップその他の事業体の事業により決定されます。よって、この要約は、当社普通株式を保有するパートナーシップに適用される税務上考慮すべき事項を扱うものではなく、かかるパートナーシップのパートナーは、各自の税務専門家からの助言を求めるべきです。

この要約は、（その組成又は設立の地にかかわらず）米国連邦所得税の目的対象外とされる事業体に適用される税務上考慮すべき事項を扱うものでもありません。

以下の記述は、本書の日付現在の内国歳入法の規定、同法に基づき公布された財務省規則、行政上の決定及び司法上の決定に基づくものです。これらの根拠規定は、異なって解釈されたり、廃止、撤回又は修正されたりする可能性があり、場合によっては遡及的にこれらがなされる可能性があり、その結果、米国連邦所得税の影響は、以下の記述とは異なるものとなる可能性があります。当社は、以下の要約において行っている説明及び得られた結論について内国歳入庁の決定を求めておらず、内国歳入庁が当社普通株式の取得、所有及び処分の税務上の影響について反対の見解を示さないこと、またかかる反対の見解が示された場合に裁判所がこれを認めないことについては何らの保証もありません。いずれにしても、当社普通株式の所有又は処分につき税務上考慮すべき事項は以下の記述と異なる可能性があり、その結果、当社は、以下に説明する税務上の帰結について内国歳入庁が異議を申し立てないこと、また異議の申立があった場合でも裁判所が当該帰結を認めることについて一切保証できません。

有価証券信託受益証券の購入を検討している投資家は、米国連邦所得税及び遺産税法の各自の状況に対する適用、並びに外国、州又は地方の法律及び租税条約の影響について、各自の税務専門家からの助言を求めるべきです。

分配

当社が当社普通株式につき分配を行う場合、かかる分配は、一般に、米国連邦所得税の原則に基づき定められるところに従い、当社の当期及び累積の収益及び利益から支払われる限りにおいて、米国連邦所得税との関係で配当を構成します。当社の当期及び累積の収益及び利益を超過する分配は資本の払戻しを構成し、当社普通株式における非米国人保有者の調整後課税標準を最大0まで引き下げます。残りの超過分は、以下の「当社普通株式の処分による利益」において説明するとおり、当社普通株式の売却又は交換により得られた利益として取り扱われます。現金以外の財産の分配額は、配当日における当該財産の公正市場価格とします。

非米国人保有者に支払われるもので、当該株主の米国における取引又は事業の遂行に実質的に関連していない配当として取り扱われる当社普通株式への分配は、一般に、税率30%又は米国及び非米国人保有者の居住国の間の適用ある所得税条約の条件に基づき定められるこれより低率の米国源泉徴収の対象とされます。非米国人保有者は、関連する所得税条約に基づく減税を受ける資格について、各自の税務専門家からの助言を求めるべきです。通常、当社又は当社の支払代理人は、条約の低減税率で源泉徴収を行うためには、非米国人保有者は、条約による減税を受ける資格を証明しなければなりません。本条約に基づき、資格を有する日本居住の当社普通株式保有者に支払われる配当には、通常10%の米国源泉徴収税が課されます。非米国人保有者は、一般に、適式に作成した内国歳入庁の様式W-8BEN若しくはW-8BEN-E（若しくはその後継の様式）又は適切な代替様式を、当社又は当社の支払代理人に提出することにより証明要件を満たすことができます（詳しくは、本書「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務の概要」及び「2 受益者の権利行使方法（4）配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください）。事業体である非米国人保有者の場合、租税条約の適用可能性を決定する目的において、配当が事業体又は当該事業体において持分を保有する者のいずれに支払われるものとして取り扱われるかを決定するルールは、財務省規則及び関連する租税条約に定められています。非米国人保有者が、金融機関又は当該株主の代理として行為するその他の代理人を通じて株式を保有している場合は、適切な書類を当該代理人に対して提出することを義務付けられています。保有者の代理人は、直接又は他の仲介人を通じて証明書を当社又は当社の支払代理人に対して提出することを義務付けられています。パートナーシップその他のパスルー事業体に対する支払については、一般に、証明義務はパートナーシップその他の事業体ではなくパートナーその他の所有者に対して適用され、パートナーシップその他の事業体は、パートナーその他の所有者に関する書類を当社又は当社の支払代理人に提出しなければなりません。米国との所得税条約に基づき米国連邦源泉徴収の低減税率を受ける資格を有する非米国人保有者は、適切な還付請求書を内国歳入庁に適時に提出することによって、超過徴収された源泉徴収額の還付又は税額控除を受けることができます。

非米国人保有者が受領する配当が、当該株主が遂行する米国における取引又は事業に実質的に関連する場合、かつ、米国及び非米国人保有者の居住国の間の適用ある所得税条約により要求されるときは、かかる配当が、当該株主が米国において設置している恒久的施設に帰せられる場合、当該配当は米国源泉徴収税を免除されます。かかる免除を受けるためには、非米国人保有者は、適式に作成された当該免除を証明する内国歳入庁の様式W-8ECIを当社又は当社の支払代理人に提出しなければなりません。かかる実質的な関連を有する配当は、源泉徴収税の対象とはされませんが、一定の控除の上、米国人に適用される場合と同一の累進税率により課税されます。累進的な所得税率による課税に加え、法人の非米国人保有者に支払われる配当で、当該株主の米国における取引又は事業に実質的に関連するものには、「支店収益税」がさらに賦課される場合があります。支店収益税は、特定の状況において、その実質的な関連を有する収益及び利益に対して一定の調整後に30%（又は適用ある租税条約により定められるこれより低い税率）で課されます。

一定の外国の事業体に支払われる配当に適用される追加の源泉徴収ルールについては、以下の「外国の口座」の説明をご参照ください。

当社普通株式の処分による利益

下記の「バックアップ源泉徴収及び情報報告」の説明に従うことを条件として、非米国人保有者は、原則として、当社普通株式の売却、交換その他の処分により生じた利益について米国連邦所得税を賦課されることはありません。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではありません。

- (a) かかる利益が当該株主による米国における取引又は事業の遂行と実質的に関連する場合、かつ、米国及び非米国人保有者の居住国の間の適用ある所得税条約により要求されるときは、かかる利益が当該株主が米国において設置している恒久的施設に帰せられる場合
- (b) 当該株主が非居住個人であり、かつ、当社普通株式の売却、交換その他の処分が行われた課税対象年度において183日以上米国に滞在している場合で、その他一定の要件が満たされた場合

(c) 外国人不動産投資税法(FIRPTA)のルールが適用され、当該利益が米国における取引又は事業と実質的に関連するものとして取り扱われる場合

上記(a)に該当する非米国人保有者は、一般に、当社普通株式の売却、交換その他の処分より生ずる純利益につき、通常の累進的な米国連邦所得税率により納税することを義務付けられます。また、上記(a)に該当する法人の非米国人保有者は、30%又は適用ある所得税条約により定められるこれより低い税率により支店収益税がさらに賦課されることがあります。

上記(b)に該当する個人の非米国人保有者は、当社普通株式の売却、交換その他の処分より生ずる利益につき、均一に30%又は適用ある所得税条約により定められるその他の低い税率の税金を納付しなければなりません。かかる税金は(当該株主が米国の居住者とみなされない場合であっても)米国源泉資産売却損と相殺することができます。

上記(c)については、一般に、当社が現時点で米国不動産保有法人(USRPHC)であるか、又は処分がなされるまでの5年間と当該非米国人保有者の保有期間のうちいずれか短い期間内において米国不動産保有法人であった場合、当社普通株式の売却、交換その他の処分に対して外国人不動産投資税法ルールが適用されることがあります。一般に、当社が保有する米国不動産持分の公正市場価格が、当社の(i)米国不動産持分、(ii)米国外に所在する不動産持分、及び(iii)当社の取引又は事業において使用又はかかる使用のために保有されるその他の資産の公正市場価格の合計の50%以上である場合に、当社は米国不動産保有法人となります。当社は米国不動産保有法人ではなく、また、将来米国不動産保有法人となることも予定しておりません。ただし、当社が将来米国不動産保有法人とならないことについては何らの保証もありません。当社が米国不動産保有法人となったとしても、(1)当社普通株式が既存の証券市場において定期的に取り交されている限り、かつ、(2)非米国人保有者が、直接、間接又は内国歳入法におけるみなし所有規定の適用を通じてかを問わず、(i)処分がなされるまでの5年間と(ii)当該保有者の保有期間のうちいずれか短い期間内において常に発行済当社普通株式の所有が5%以下である場合、非米国人保有者による当社普通株式の処分により生じた利益は、米国連邦所得税の課税対象とはなりません。当社普通株式が既存の証券市場において定期的に取り交される資格を得ることについては何らの保証もありません。

米国連邦遺産税

非居住外国人である個人の遺産は、一般に、米国に所在する財産に係る米国連邦遺産税の課税対象です。米国及び被相続人の居住国の間の適用ある遺産税条約に別段の規定がない限り、当社は米国法人であるため、当社普通株式は米国に所在する財産であり、よって非居住外国人である非相続人の課税対象遺産に含まれます。また、米国連邦遺産税においては、生前贈与による取得した財産についても課税対象遺産に含まれます。投資家におかれては、当社普通株式の所有又は処分の米国連邦遺産税上の帰結について、各自の税務専門家からの助言を求めるとをお勧めします。

バックアップ源泉徴収及び情報報告

内国歳入法及び財務省規則により、特定の支払を行った者は、当該支払について内国歳入庁に報告することを義務付けられています。特定の支払には、ブローカーからその顧客に支払われる配当及び利益が含まれます。義務付けられた情報報告により、内国歳入庁は、受領者が支払を適切に収入に算入したかを確認することができます。この報告体制は、「バックアップ源泉徴収」ルールにより強化されています。このルールは、受領者が自身の納税者識別番号その他免税資格の証明書の支払者への提出を怠り、不正確な識別番号を提出し、又は報告書上で利益若しくは配当の報告を怠ることにより報告要件に従わなかった場合、支払者に、情報報告対象である支払から税の源泉徴収を行うことを義務付けています。バックアップ源泉徴収の税率は、現在24%です。バックアップ源泉徴収ルールは、支払を受け取る法人が免責されていることを条件として、米国内外を問わず、法人への支払には適用されません。

非米国人保有者に対する当社普通株式の配当の支払は、一般に、当該株主がその非居住者としての地位を証明するか(ただし、当社又は当社の支払代理人が、当該株主が米国人であること又はその他の免除要件が実際には充足されていないことを実際に知らず、また、それを知るべき理由もないことが条件となります。)、又はその他免責されている限りにおいて、バックアップ源泉徴収の対象ではありません。米国のバックアップ源泉徴収は、一般に、適式に作成した適用ある内国歳入庁の様式W-8BEN若しくはW-8BEN-Eを提出するか、又はその他免責されている非米国人保有者には適用されません。当社は毎年、内国歳入庁に対して、各非米国人保有者に対して支払った配当金額及び当該配当について源泉徴収した税額(もしあれば)を報告しなければなりません。かかる報告書の写しは、当該株主の居住国の税務当局に提供される場合があります。

財務省規則に基づき、ブローカーの米国事務所に対する、又はかかる事務所を通じた、非米国人保有者による当社普通株式の処分による利益の支払については、一般に、実質的所有者が、虚偽と判明した場合は偽証罪に問われるという条件のもとで、とりわけその非米国人保有者としての地位を証明するか(ただし、当該ブローカーが、当該株主が米国人であることを実際に知らず、また、それを知るべき理由もないことが条件となります。)、又はその他免責されている場合を

除き、情報報告及びバックアップ源泉徴収の対象となります。財務省規則に基づき、ブローカーの米国外事務所に対する、又はかかる事務所を通じた、非米国人保有者による当社普通株式の処分による利益の支払については、一般に、以下に述べる場合を除き、バックアップ源泉徴収及び情報報告の対象とはなりません。非米国人保有者が以下に該当するブローカーの米国外事務所を通じて当社普通株式を売却する場合、利益の支払が米国外で行われるとしても当該支払には情報報告義務が適用されます(ただし、バックアップ源泉徴収は適用されません。)

- ・ 米国人(かかる者の外国の支店又は事務所を含みます。)
- ・ 米国連邦所得税の目的上の「被支配外国法人」
- ・ ある一定期間における総所得の50%以上が米国における取引又は事業と実質的に関連している外国人
- ・ 外国籍のパートナーシップのうち、課税対象年度のいずれかの時点において、(a) 1名以上のパートナーが当該パートナーシップの収益若しくは資本持分の合計50%超を保有する米国人であるか、又は(b)米国における取引若しくは事業に従事しているもの。ただし、当該ブローカーが、実質的所有者が非米国人保有者でありその他一定の要件が充足されている旨の証拠書面を有するか、又はその他実質的所有者が免責されている場合を除きます(ただし、当該ブローカーが、反対趣旨の事実を実際に知らず、また、それを知るべき理由もないことが条件となります。)

バックアップ源泉徴収は付加税ではありません。バックアップ源泉徴収ルールに基づき普通株式の株主に対する支払から源泉徴収される金額は、当該株主の米国連邦所得税債務に対する控除として認められ、当該株主に還付請求権を付与されることがあります。ただし、必要な情報が内国歳入庁に対して適時に提出されていることが条件とされます。

外国の口座

外国の金融機関(適用あるルールにおいて特に定義されています。)に支払われる配当には、30%の米国連邦源泉徴収税が適用されます。ただし、かかる機関が、米国政府との間で、特定の支払について源泉徴収を行う契約又はかかる機関の米国口座保有者(かかる機関の一定の株式保有者及び所有者が米国人である外国の事業体である一定の口座保有者を含みます。)についての重要な情報を収集し米国税務当局(若しくは適用ある政府間協定により認められる場合は地方の税務当局)に提出する契約を締結している場合を除きます。この30%の米国連邦源泉徴収税は、外国の非金融事業体に支払われる配当についても適用されます。ただし、かかる事業体が、源泉徴収代理人に対して、自らが直接若しくは間接的な実体的米国人所有者を有していない旨の証明書又は当該事業体の直接及び間接的な米国人所有者に関する情報を提出する場合を除きます。この段落で説明している30%の連邦源泉徴収税は、米国との所得税条約に基づき減税することはできません。その他、外国の金融機関又は外国の非金融事業体が当該ルールの免除資格を有する場合、上述の源泉徴収税は適用されません。一定の場合、非米国人保有者は、かかる税金の還付又は税額控除を受けることができる場合があります。保有者は、本項で説明されている源泉徴収の起こりうる影響について、自身の税務専門家からの助言を求めべきです。2018年12月に提案された(納税者及び源泉徴収代理人が依拠することのできる)財務省規則により、当該源泉徴収制度は当社普通株式の売却又は処分による総利益の支払には適用されないこととなっています。これは、当初は2019年1月1日から適用される予定だったものです。

米国連邦税に関して考慮すべき事項についての以上の説明は、一般的な情報提供のみを目的とするものであり、税務にかかる助言ではありません。各投資予定者は、当社普通株式の買取り、保有及び処分に対する特定の米国連邦税、贈与税、遺産税、州税、地方税及び外国税の帰結について、提案されている適用法律の変更を含め、自身の税務専門家からの助言を求めべきです。

4【法律意見】

当社の米国法律顧問であるPillsbury Winthrop Shaw Pittman LLPから関東財務局長に対して、以下の趣旨の法律意見書が提出されています。

- (a) 当社はアメリカ合衆国デラウェア州の一般会社法に基づき、適正に設立され、有効に存続する、適格な会社です。
- (b) 本「第1 本国における法制等の概要」におけるデラウェア州の一般会社法及び連邦法に関する記載は、すべての重要な点において正確です。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

2016年12月期、2017年12月期及び2018年12月期の連結損益及び包括利益計算書及び連結貸借対照表の情報は、本書に記載されている当社の監査済連結財務書類から抜粋したものです。

当社の過去の実績は、必ずしも将来において期待される業績を示唆するものではありません。下記に示す過去の連結財務情報の抜粋は、本書に記載されている「第3 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第6 経理の状況」の連結財務書類、関連注記、その他の財務情報と併せてお読みください。本節の連結財務情報の抜粋は、連結財務書類の代替になるものではないため、本書に記載されている連結財務書類及び関連注記をご参照いただく必要があります。

(株数及び1株当たり金額を除き、千ドル、(千円))

	連結会計年度				事業年度
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
連結損益計算書の情報：					
売上高	31,098	31,142	27,156	20,245	8,372
	(3,451,878)	(3,456,762)	(3,014,316)	(2,247,195)	(929,292)
売上原価 (2)	15,316	13,221	12,735	8,803	3,868
	(1,700,076)	(1,467,531)	(1,413,585)	(977,133)	(429,348)
売上総利益	15,782	17,921	14,421	11,442	4,504
	(1,751,802)	(1,989,231)	(1,600,731)	(1,270,062)	(499,944)
営業費用： (2)					
研究開発費	7,331	5,383	4,380	4,964	3,014
	(813,741)	(597,513)	(486,180)	(551,004)	(334,554)
販売費及び一般管理費	6,636	6,193	4,678	2,592	2,145
	(736,596)	(687,423)	(519,258)	(287,712)	(238,095)
のれん又は無形固定資産の現存	-	-	-	-	1,033
	(-)	(-)	(-)	(-)	(114,663)
営業費用合計	13,967	11,576	9,058	7,556	6,192
	(1,550,337)	(1,284,936)	(1,005,438)	(838,716)	(687,312)
営業利益 (損失)	1,815	6,345	5,363	3,886	1,688
	(201,465)	(704,295)	(595,293)	(431,346)	(187,368)
その他の収益 (費用)	229	73	0	3	46
	(25,419)	(8,103)	(0)	(333)	(5,106)
税引前当期純利益 (損失)	2,044	6,272	5,363	3,889	1,734
	(226,884)	(696,192)	(595,293)	(431,679)	(192,474)
法人税等	159	2,515	1,882	168	1
	(17,649)	(279,165)	(208,902)	(18,648)	(111)
当期純利益 (損失)	1,885	3,757	3,481	4,057	1,735
	(209,235)	(417,027)	(386,391)	(450,327)	(192,585)
優先株主に帰属する当期純利益	-	1,936	2,627	3,170	-
	(-)	(214,896)	(291,597)	(351,870)	(-)
普通株主に帰属する当期純利益 (損失)	1,885	1,821	854	887	1,735
	(209,235)	(202,131)	(94,794)	(98,457)	(192,585)
1株当たり当期純利益 (損失) (米ドル(円)):					
基本的(3)	0.11	0.25	0.24	0.30	0.62
	(12)	(28)	(27)	(33)	(69)
希薄化後(4)	0.10	0.24	0.23	0.28	0.62
	(11)	(27)	(26)	(31)	(69)
1株当たり当期純利益を計算する際の加重平均株式数:					
基本的	16,982,648	7,145,641	3,493,946	3,007,311	2,805,378
希薄化後	17,991,131	8,056,329	4,358,387	3,774,146	2,805,378
その他の包括利益	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
当期包括利益 (損失)	1,885	3,757	3,481	4,057	1,735
	(209,235)	(417,027)	(386,391)	(450,327)	(192,585)

連結キャッシュフロー計算書の情報：	連結会計年度				事業年度
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
	(単位：千円ドル、(千円))				
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	4,440	4,359	1,608	5,287	1,001
	(492,840)	(483,849)	(178,488)	(586,857)	(111,111)
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	376	170	346	88	157
	(41,736)	(18,870)	(38,406)	(9,768)	(17,427)
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	341	7,341	719	184	3,220
	(37,851)	(814,851)	(79,809)	(20,424)	(357,420)
現金及び現金同等物の増加	4,405	11,530	543	5,383	2,062
	(488,955)	(1,279,830)	(60,273)	(597,513)	(228,882)

(1) 2018年、2017年、2016年及び2015年12月期連結会計年度の連結財務書類並びに2014年12月期事業年度の個別財務書類は、独立監査人であるピーディーオー・ユーエスエー・エルエルピーの監査を受けています。

(2) 以下の株式報酬を含む(単位：千円ドル、(千円))：

	連結会計年度				事業年度
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
売上原価	68	31	15	7	1
	(7,548)	(3,441)	(1,665)	(777)	(111)
研究開発費	355	273	102	73	13
	(39,405)	(30,303)	(11,322)	(8,103)	(1,443)
販売費及び一般管理費	941	1,144	322	84	14
	(104,451)	(126,984)	(35,742)	(9,324)	(1,554)
合計	1,364	1,448	439	164	28
	(151,404)	(160,728)	(48,729)	(18,204)	(3,108)

(3) 基本的1株当たり当期純利益(損失)とは、以下のような計算式で計算されます。

$$\text{基本的1株当たりの当期純利益(損失)} = \frac{\text{普通株主に帰属する当期純利益(損失)}}{\text{基本的加重平均株式数(当期における普通株式の発行済加重平均株式数)}}$$

(4) 希薄化後1株当たり当期純利益(損失)とは、以下のような計算式で計算されます。

$$\text{希薄化後1株当たりの当期純利益(損失)} = \frac{\text{普通株主に帰属する当期純利益(損失)}}{\text{希薄化後加重平均株式数(当期における普通株式の発行済加重平均株式数 + 潜在的普通株式の数)}}$$

連結貸借対照表の情報：	12月31日現在				
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
	(単位：千円ドル、(千円))				
現金及び現金同等物	25,941	21,536	10,006	9,463	4,080
	(2,879,451)	(2,390,496)	(1,110,666)	(1,050,393)	(452,880)
有形固定資産(純額)	611	325	401	170	176
	(67,821)	(36,075)	(44,511)	(18,870)	(19,536)
資産合計	30,706	26,592	15,552	12,483	5,516
	(3,408,366)	(2,951,712)	(1,726,272)	(1,385,613)	(612,276)
流動負債	1,919	1,491	2,226	3,181	531
	(213,009)	(165,501)	(247,086)	(353,091)	(58,941)
転換可能優先株式	-	-	8,794	8,794	8,794
	(-)	(-)	(976,134)	(976,134)	(976,134)
株主資本合計	28,631	24,968	13,236	9,240	4,976
	(3,178,041)	(2,771,448)	(1,469,196)	(1,025,640)	(552,336)

2【沿革】

年 月	変 遷 の 内 容
2012年4月	カリフォルニア州法に基づき米国カリフォルニア州サンノゼ市に会社設立
2012年10月	研究開発を開始
2013年9月	HD監視カメラシステム事業への参入を目的として米国コネクサント社のHD-SDI事業を買収
2013年10月	サンディエゴ事務所開設(米国カリフォルニア州サンディエゴ市)
2013年12月	中国事務所開設(中国広東省深圳市)
2014年2月	韓国事務所開設(韓国京畿道城南市)
2014年5月	独自規格である監視カメラ搭載用HD解像度クラスの映像送信用、受信用半導体HD-TVIを初出荷
2015年11月	開発・技術サポート及び日本における人材確保を主な目的として、当社100%子会社である日本法人「株式会社テックポイントジャパン」(以下「テックポイントジャパン」といいます。)を設立(東京都渋谷区)
2016年1月	テックポイントジャパンの本店を移転(東京都港区)
2016年1月	ISO9001規格及びISO14001規格合格
2016年3月	車載向けAEC-Q100規格合格(該当製品名: TP2801及びTP2825)
2016年3月	台湾事務所開設(台湾台北市)
2016年4月	顧客、技術サポートを主な目的として、中国事務所を法人化し、当社100%子会社である中国法人「科点科技(深圳)有限公司」(以下「テックポイントチャイナ」といいます。)を設立(中国広東省深圳市)
2017年7月	設立準拠法をデラウェア州法に変更
2017年9月	東京証券取引所マザーズ市場に新規JDR上場

3【事業の内容】

概要

当社は、監視カメラシステム及び車載カメラシステム市場において、多様なカメラ及びそのデジタル・ビデオ・レコーダー製品向けのアナログ・デジタル混載半導体の設計、マーケティング及び販売を行っているファブレス（自社工場を保有せず、外部製造専門会社に製造を委託するビジネスモデル）半導体企業です。当社は先端アナログ技術とデジタル技術を保有しており、監視カメラ及び車載カメラ向け送信用半導体並びにカメラで撮影された映像を記録するための装置「デジタル・ビデオ・レコーダー（DVR）」向け受信用半導体を提供しています。監視カメラ又は車載カメラ及びDVRに当社の送信用半導体を使用することによって、監視カメラシステム及び車載カメラシステムにおいて、従来型のSD解像度（SD：スタンダード・ディフィニション）より鮮明に対象物を映し出せるHD解像度（HD：ハイ・ディフィニション）に高画質化したシステムを実現することができます。さらに、従来型SD解像度カメラで使用されている安価な同軸ケーブルを伝送媒体に用いながら、HD画質の映像を圧縮せずにアナログ方式で信頼性の高い伝送をすることができます。この方式は、監視カメラ業界では「HDアナログ伝送」と呼ばれており、現在世界中で多数の監視カメラシステムメーカーに採用されています。当社はHDアナログ伝送方式技術をベースに完成品メーカー別の要望に合わせたカスタム半導体を開発することによって、目標としている市場でより高い市場占有率を獲得できると考えています。

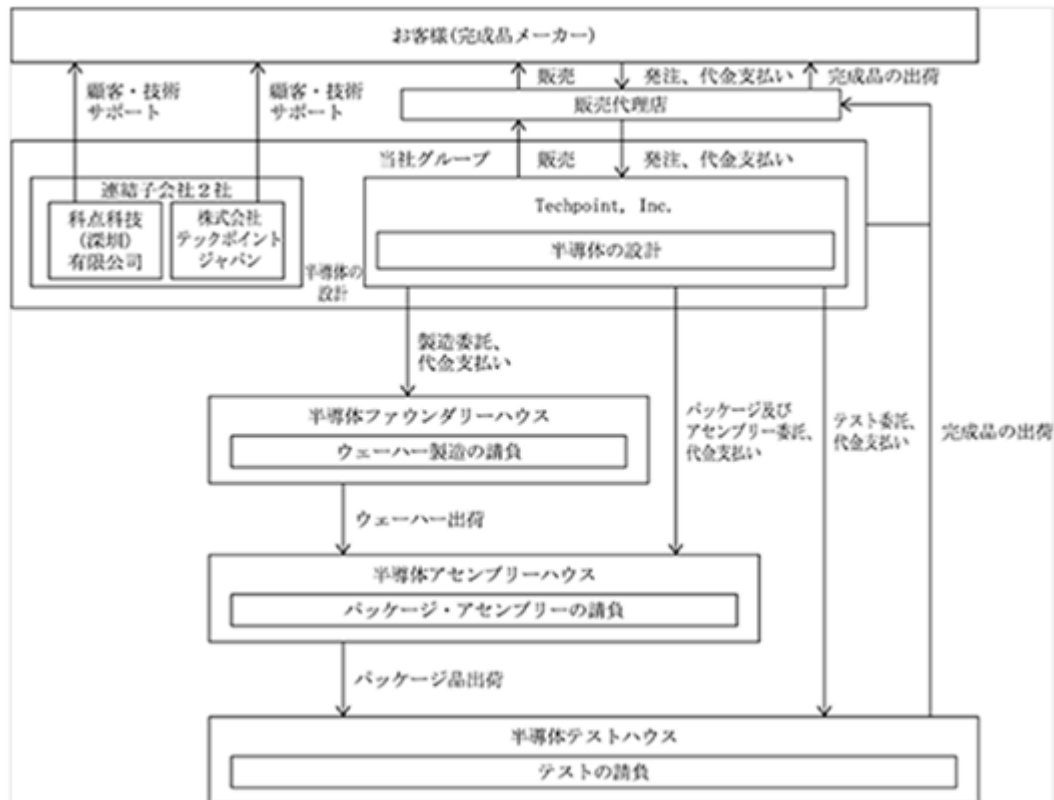
当社の製品には、カメラ側に搭載される送信用半導体と、DVR側に搭載される受信用半導体があります。代表的な活用例として、監視カメラで撮影したHD解像度の映像を当社の送信用半導体を通じて信頼性の高いアナログ伝送方式でDVRに伝送します。その後、DVRに搭載されている当社の受信用半導体が受信したアナログ信号をデジタル信号に変換し、後段のデジタル画像処理用半導体に出力します。当社のHDアナログ伝送技術は1080Pフルハイビジョン（有効走査線が1,080本）又はそれ以上の高画質の映像を伝送することができます。その上、非圧縮で伝送するため、映像に遅延が生じません。当社の半導体は、当社の先端アナログ・デジタル混載半導体技術の活用により高画質、高信頼性及び価格競争力を実現し、監視カメラシステム市場においては、中国の主要メーカーであるHikvision（ハイクビジョン）社、韓国の最大手メーカーであるIDIS（アイディス）社、台湾の最大手メーカーであるAVTECH（エーヴィテック）社などに採用されています。

当社の収益源は、監視カメラシステム及び車載カメラシステム市場向け半導体の販売です。当社は2013年に製品の出荷を開始し、2018年度末までに累計9,500万個以上の半導体を販売してきました。当社の売上高は、2018年12月期、2017年12月期共に、31.1百万米ドルでした。2018年12月期及び2017年12月期には自動車市場への売上高として4.8百万米ドル及び3百万米ドルを計上しました。2018年12月期及び2017年12月期の当期純利益は、それぞれ1.9百万米ドル及び3.8百万米ドルでした。

当社は通常、代理店を通じて当社製品を採用した完成品メーカー（ODM）に製品を販売しています。当社は完成品メーカーにも直接販売することができますが、2018年度、2017年度及び2016年度の当社の売上高は実質的に全額が、完成品メーカーへの直接販売ではなく代理店への販売によるものです。

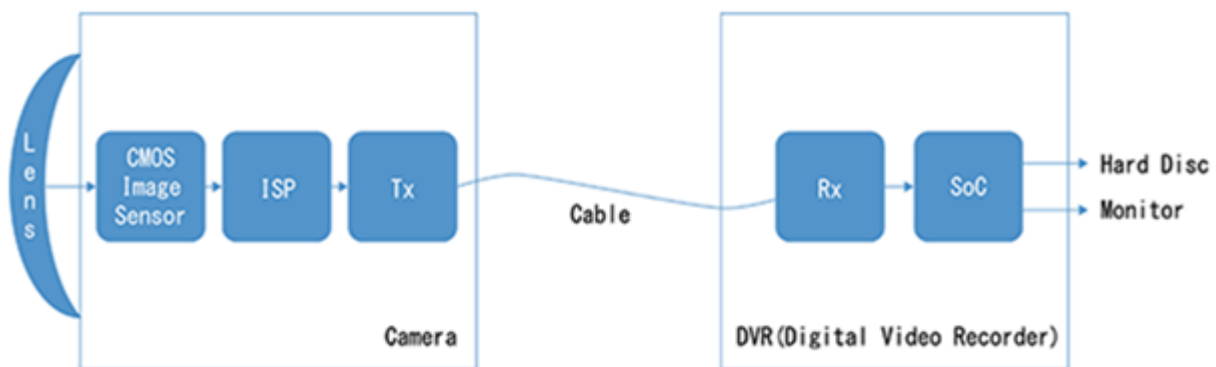
また当社は、前述のとおりファブレス・ビジネスモデルを採用しており、ウエーハー製造・組み立て、検査及びパッケージングを含む全ての製造工程において、業界をリードする大手サプライヤー（半導体ファウンダリーハウス、半導体アセンブリーハウス、半導体テストハウス）を活用しています。このビジネスモデルの採用によって、自社製造であれば巨額となるであろう設備投資を大幅に削減し、設備に係るリスクの負担なく、製品の設計及びマーケティングに集中しています。

生産、受注及び販売の概要につきましては、「第3 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営成績の分析 生産、受注及び販売の状況」もご参照ください。当社の事業系統図は以下のとおりです。なお、当社は、監視カメラ及び車載カメラシステム市場向けの混合信号集積回路の設計、マーケティング及び販売を単一の事業セグメントとして事業を行っています。2018年12月末現在、当社は連結子会社2社を有しており、テックポイントジャパンは半導体の設計、顧客・技術サポートを、テックポイントチャイナは顧客・技術サポートを行っております。



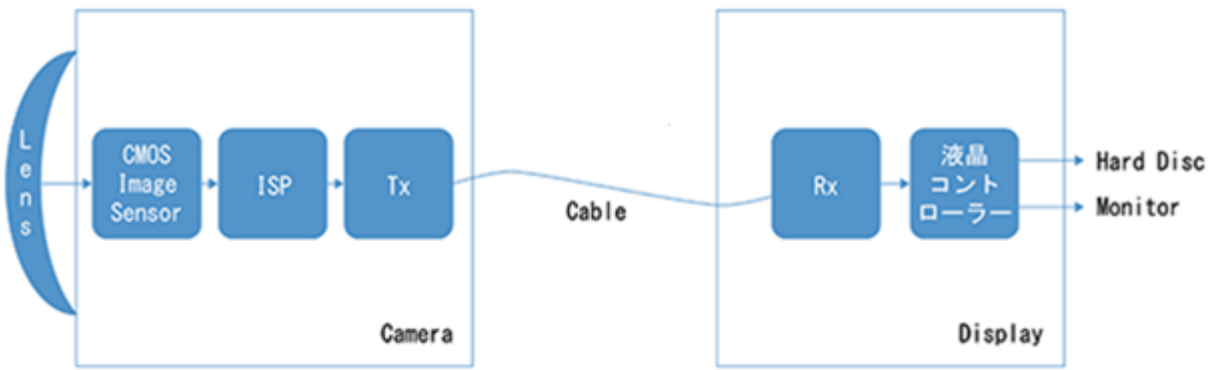
一般的に監視カメラシステムは、カメラ（レンズ、CMOSイメージセンサー、イメージシグナルプロセッサー（ISP）、映像送信半導体（Tx））及びDVR（Digital Video Recorder）（映像受信半導体（Rx）、SoC（System on a Chip））並びにこれらを接続するケーブルで構成されております（図1）。レンズを通じてCMOSイメージセンサーが感知した映像は、イメージシグナルプロセッサー（ISP）によりデジタル情報に変換され、それを映像送信半導体（Tx）がアナログ信号に変換し、ケーブルを通じてDVRに搭載されている映像受信半導体（Rx）に送信されます。送信されたアナログ信号は、映像受信半導体（Rx）によってデジタル情報に変換され、SoCに送信されます。そして、SoCがデジタル情報を処理し、ハードディスクやモニターに送られます。

図1



また、一般的に車載カメラシステムは、カメラ（レンズ、CMOSイメージセンサー、イメージシグナルプロセッサー（ISP）、映像送信半導体（Tx））及びディスプレイ（映像受信半導体（Rx）、液晶コントローラー）並びにこれらを接続するケーブルで構成されております（図2）。カメラ側での映像の処理は監視カメラシステムと同様ですが、ケーブルを通じてディスプレイに送信された映像信号は、映像受信半導体（Rx）によりデジタル情報に変換されたうえで、液晶コントローラーを介してハードディスクやモニターに送られて映像化されます。

図 2



当社は、監視カメラ及び車載カメラのHD解像度アナログカメラシステム向けに、映像送信半 導体 (Tx) 及び映像受信半 導体 (Rx) であるHD-TVI半 導体の設計及び販売を行っております。

当社は、車載カメラシステム向け製品が当社の将来の事業の重要な原動力になると期待していますが、2018年度において、当社の売上に占める車載カメラシステム向け製品の割合は約15%で、前年度比約5ポイントの増加となります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社)					
株式会社テックポイントジャパン	東京都港区	1,000万円	半 導体の設計、顧客・技術サポート等	100%	
科点科技(深圳)有限公司	中国 深圳市	50万人民元	顧客・技術サポート等	100%	

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年12月31日現在、当社グループは73名の従業員を有しております。

(2018年12月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(米ドル)
73	46.14	2.9	77,483

(注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(2) 提出会社の状況

(2018年12月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(米ドル)
49	48.61	3.1	85,682

(注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

当社の従業員には労働組合の組合員はならず、したがって労働組合との間に特記すべき事項等はありません。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針及び経営環境

当社の経営方針は、以下のとおりです。

イ 経営理念

(イ) 公正であること。

(ロ) 利益を上げること。

(ハ) より良い商品を創造し続けること。

以上を経営の基本理念として、事業展開を行っております。

ロ 事業展開方針

現在当社は、人々の安全のための監視(防犯)カメラと車載カメラ向け半導体の設計及び販売活動をコアに事業展開をしております。

今後も監視カメラ市場と車載カメラ市場に関連するあらゆる半導体技術の開発を行う方針です。

(2) 対処すべき課題

当社の事業上及び財務上の対処すべき課題の内容については、「2 事業等のリスク」をご参照ください。

当社は、当該対処すべき課題について、以下の経営戦略をもって対処する方針です。

当社の目標は、複合ビデオ製品向けの高性能で費用効率の高い半導体のリーディング・プロバイダーになることで、この目標を達成するために、以下の戦略を引き続き実行していく予定です。

急成長中のビデオ製品をターゲットとする：当社は、高い成長機会をもたらす監視カメラシステム市場及び車載カメラシステム市場において、カメラ及び録画機器向け半導体を取り扱っていきます。特に、車載カメラシステム市場においては、SD画質からHD画質への移行が継続すると予想されるため、HD解像度アナログカメラシステム向け半導体の大手である当社の強みを発揮できることから、当社が有する販売機会も引き続き拡大すると思われれます。

追加的な特定用途向け製品の開発：当社は、特定用途向け製品を開発していく戦略により、顧客の多様な要件により的確に応じられるようになり、当社の技術力を活用でき、ターゲット市場における当社のシェアを拡大できると考えています。

新たな技術の開発：進化する顧客の要求に応えるため、当社は引き続き付加的な技術を開発し続ける計画です。当社は、次世代製品において性能、消費電力及び製造コストをさらに改善するために、当社のアナログ・デジタル混載半導体をより微細化された製造プロセスを用いて開発することに注力しています。特に、CMOSイメージセンサーやISP、Tx、Rx、そして人工知能(AI)関連技術のトータルソリューションを提供することによって、顧客サポートを充実させ、売上げの増加を目指していきます。

顧客関係の拡大：ターゲット市場において、従来の完成品メーカーからさらなるデザイン・ウィンを獲得し、かつ、新規完成品メーカーとの関係を拡大するために、自社の販売、マーケティング、テクニカルサポート体制の強化を続けていきます。

選び抜かれた買収を通じて市場での存在感を強化：当社は、当社のソリューションに追加又は補完できる企業又は技術の買収を積極的に検討していきます。

2【事業等のリスク】

当社の普通株式を信託資産とする有価証券信託受益証券(JDR。以下「本有価証券信託受益証券」といいます。)への投資は、高いリスクを伴います。本有価証券信託受益証券への投資判断をする前に、本書及びこれに含まれる連結財務書類及び関連注記など、その他のすべて情報と併せて以下に示すリスク及び不確定要素を慎重に検討する必要があります。以下のリスクのいずれかが顕在化した場合、当社の事業、財政状態、経営成績、業績見通しは重大な悪影響を受ける可能性があります。このような場合、本有価証券信託受益証券の取引価格は下落し、本有価証券信託受益証券への投資の一部又はすべてを失う可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

当社の事業及び業界に関連するリスク

当社は業歴が短いため、現在の事業及び将来の見通しを評価することは困難です。

当社は、業歴が短く、製品の販売経験が限られており、急激な発展と熾烈な競争という業界の特徴もあいまって、現在の事業及び将来の見通しを分析することが困難です。さらに、当社自身も、業界のトレンドの出現に対する見識が限られています。当社は、予測不可能で変動しやすい収益や事業の拡大に伴い増加する費用などに直面する可能性があります。当社の製品の実現性及び需要は、監視カメラシステム業界及び車載カメラシステム業界一般の成長に影響を与える要因など、当社がコントロールできない多くの要因の影響を受けます。当社の将来の収益拡大及び事業の成功は、監視カメラシステム事業の収益性を維持又は向上しつつ、車載カメラシステム事業を成功させることにかかっていますが、当社の売上に占める車載カメラシステム向け製品の割合は僅少であり、当社の想定どおりにこの分野において収益を伸ばせない可能性があります。

当社は完成品メーカーを含む熾烈な競争に直面しており、効果的な競争ができない可能性があり、このことにより市場シェアを減らし、収益及び収益性を損ねる可能性があります。

当社が事業を行っている市場は競争が非常に熾烈です。当社はハイエンドのカメラ・DVR向け製品では非常に高い市場シェアを有しておりますが、ローエンドも含めたカメラ・DVR向け製品全体では、NextChip社と市場をほぼ二分している状況です。当社が事業を行う市場は、急激な技術変化、発達し続ける完成品メーカー及び完成品のユーザーの要求、平均販売価格の下落という特徴があります。当社は、HDアナログ伝送方式技術をベースにした半導体を開発していますが、既存又は潜在競合企業が、当社の製品と競合するソリューションを開発した場合や、さらなる高解像度化やDVRの技術革新などによりHDアナログ伝送方式技術が用いられなくなった場合には、当社の市場シェア並びに当社の売上及び収益率が下落する可能性があります。既存及び潜在競合企業は、当社よりも長い業歴があり、資源も著しく多く、知名度も高く、顧客基盤も大きな企業であるため、当社よりも早く新興の技術や顧客の要求の変化に対応できる可能性があります。さらに、完成品メーカーに対する信用力は、これらの競合企業のほうが当社より高い可能性があります。当社製品の内製化に成功した完成品メーカーは、当社のような第三者のサプライヤーの製品を購入しなくなる可能性もあります。

当社の売上の大部分は、少数の代理店を通じた少数の完成品メーカーへの製品の販売から成り、主要代理店又は主要完成品メーカーとの関係が一つでも終了すると、当社の経営成績は損なわれる可能性があります。

当社は、主に、ほとんどがアジアに位置する少数の代理店を通じて製品を販売しています。この流通チャネルには、急速な変化及び統合という特徴があります。代理店への売上は、これまでの当社の連結売上高の大部分を占めていますが、当社は代理店との間に長期契約は一切締結していません。

当社の連結売上高の多くを占める完成品メーカーの1つである、中国の最大手監視カメラシステムメーカー、Hikvision社への販売は、主に代理店のPhitec社を通じて行われています。当社とHikvision社との間に長期契約は締結しておらず、また当社とPhitec社との間の販売代理契約は自動更新条項により毎年更新されますが、一方当事者から終了通知があれば更新されず、かつ契約期間中であっても一方当事者からの1か月前の通知により終了することとされています。当社と代理店又は代理店と完成品メーカーの関係の悪化等により、Hikvision社を顧客として失う場合、又は当社が当社製品の使用量を減らす場合には、当社の事業は重大な悪影響を受ける可能性があります。

主要な代理店、完成品メーカーのうちの1つに大幅な値引き、注文のキャンセル、出荷の遅れ、取引の中止が生じる場合、当社の経営成績及び財政状態は、著しく損なわれる可能性があります。

当社の経営成績は毎期変動し得ます。

当社の経営成績は予測が困難で、当社の経営成績が市場の期待を下回る期間も生じ得ますが、これは本有価証券信託受益証券の市場価格の下落を招くことになるかもしれません。当社の経営成績は、以下に列挙した事項を含む多数の要因によって影響を受ける可能性があります。

- ・ 当社製品の販売量とタイミングの予想ができないこと
- ・ 当社製品の平均販売価格の下落、売上構成の変化、費用構造の変化
- ・ 完成品メーカーの製品に使用される他社の部品が適切に調達できないこと
- ・ 当社製品が陳腐化し、適時に新製品又は改良品を開発、発表及び販売できないこと
- ・ 当社又は競合企業が新製品を発表・販売するタイミング
- ・ 消費者心理に影響を与えうる事業環境及び経済環境の変化や実効税率の変動

当社製品の将来の売上を予測する過去の財務情報は限られています。このため、将来の売上及び営業費用の予測も難しくなります。ある期間の売上が当社の期待を下回る場合であっても、当該期間の営業費用を減収に見合うよう削減することはできない可能性があります。

監視カメラシステム及び車載カメラシステム向けビデオ製品の需要の増加が続かない場合、及び当社が車載カメラシステム市場への販売に成功しない場合、当社が売上を増加できない可能性があります。

当社の増収は、監視カメラシステム及び車載カメラシステム向けビデオ製品の需要の増加に依存しています。2018年度において当社の売上の85%は、監視カメラシステム向け製品によるものであります。監視カメラシステム向け製品の売上が減少し、又は増加しない場合、またこの市場の需要が総じて減速した場合、当社の経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社は、車載カメラシステム向け製品が当社の将来の事業の重要な原動力になると期待していますが、車載カメラシステム向けの製品の開発及びマーケティングに成功しないかもしれず、高いシェアを獲得できないかもしれません。当社の新規HDビデオ製品の採用ベースの遅延等により、車載カメラシステム市場での当社製品の販売に成功しなかった場合、各法域における車載バックカメラの規制が変更された場合、又は車載カメラシステム市場全体の需要が落ち込んだ場合、この分野での取組みにかかった投資を回収できず、当社の経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社は事業運営を技術力の高い主要な人材に頼っており、もし現在の人材を引き留めておけず、他の人材を雇用できない場合、当社の製品を開発、市場に投下する能力は損なわれることがあり得ます。

当社の将来の成功は、技能の高いマネジメント、エンジニア、及び販売・マーケティング担当者を引き留める能力に大きく依存していると考えています。当社の最高経営責任者であり取締役社長である小里文宏氏を始めとする重要な人材を失うようなことがあれば、また適任の人材を引きつけて保持することができなければ、当社製品の開発及び製造は遅れ、販売能力は損なわれ、当社の市場での認知も損なわれる結果、当社の経営成績が悪化する可能性があります。当社は、主要な技術者を含め、従業員と長期契約を結んでおらず、主要な人材を失う場合には、当社の経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は将来、収益性を維持又は増加させることができない可能性があります。

収益性を維持し高めるために、当社は、原価及び費用を抑えながら、相対的に高い売上を計上し維持する必要があります。これらの支出が売上の増加又は販売先の拡大につながらないこともあります。これが、当社の将来の経営成績及び収益性に悪影響を与える可能性があります。

将来の成長に有効に対処できない可能性があり、また、成長のための追加的な運営・管理上の要請に応じるためには多大な費用を負担する必要があるかもしれません。

当社は著しい成長及び拡大の時期を経ており、今後の成長も、経営、人事、システム及び財源に著しい負荷をかけるものと思われま。当社は、拡大する研究開発をサポートし、販売・マーケティング、総務、経理上の取組みを強化するために、人員の増強を続けています。また、当社の成長にうまく対処するためには、従業員及び臨時従業員について、以下のような事項を効率的に実施していく必要があります。

- ・ 新規雇用者のトレーニング
- ・ 顧客管理及び製造管理システムの強化
- ・ 米国サーベンス・オクスリー法 (SOX法) 対応や米国、日本の法令を遵守すること、既存のシステム、手続及びコントロールを増強し、改善すること
- ・ 技術力の拡張及び向上
- ・ 完成品メーカー、代理店、サプライヤーその他の第三者と複合的な関係の管理

当社の取組みには、経営上及び財務上の相当な資源が必要になり、営業費用が増加する可能性があります。これらの取組みにもかかわらず、その成果が出ない可能性もあります。また、成長に効率的に対処できなければ、当社は市場機会を活かせない可能性があります。

当社製品及び市場に関連する業界規準及び技術要件の変更は、当社の事業、経営成績及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

当社製品の市場の業界規準及び技術要件は進化しており、いずれ大きく変わる可能性もあります。加えて、大手半導体企業及び電子機器企業、大手自動車企業、完成品メーカーらが、製品及びソリューションの業界規準及び技術要件の設計に重要な役割を果たします。

例えば、監視カメラ市場においては、現在はHDのモデルが大多数を占めておりますが、今後数年間にわたり、1080Pフルハイビジョン (フルHD) やその2倍 (2K) 又は4倍 (4K) の画素数を持つモデルが主流になり、かつHDモデルの単価は徐々に下落していくことが予想されております。フルHD・2K・4Kモデルへの移行に際しては、部品メーカーは、完成品が市場で販売されるよりも相当程度前から、研究開発活動及び製品化に向けた完成品メーカーとの協議・交渉を行う必要があります。また、完成品メーカーがそのような過程を経て採用した部品を他の部品メーカーの製品で代替することは一般には困難であると認識しております。当社の製品は、現在HDモデルにおいて高い市場占有率を有しており、2K・4Kモデルでの採用に向けた研究開発等の準備も行っておりますが、今後HD及びフルHDモデル関連製品の売上及び収益率は低下するおそれがあり、また、フルHD・2K・4Kモデルにおいて相応の市場占有率を確保し、十分な売上及び利益を得られるとの保証はありません。

このように、当社の将来における競争力は、進化を続ける業界規準や技術要件を見出し適合させる能力にかかっており、当社製品が関連する規準や要件を確実に満たすために、中長期的な開発戦略のもと、新技術、新製品、新用途、新市場等の開発、既存製品の再設計、生産プロセスの改革等に多大な時間、労力及び費用を必要とします。しかし、当社製品の市場の技術革新、業界規準及び技術要件を予測することは容易ではないため、新製品や新技術から期待どおりの収益を得られる保証はなく、投下した研究開発投資を十分に回収できない可能性があります。また、業界で支配的な規準や技術要件を当社製品が長期間にわたり充足していなければ、決定的なデザイン・ウィンの機会を失うかもしれず、当社の売上が下落し、製品の再設計にかなりの費用が発生する可能性があるほか、商品開発の遅延等によりひとたび競合企業に市場シェアを奪われた場合には、巻き返しが極めて困難となる可能性があります。

これらにより、当社の事業、経営成績及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

監視カメラシステム・車載カメラシステム向け半導体の市場は平均販売価格が下落していく特徴があり、これは継続するとみられていることから、当社の収益及び利益率に悪影響を与える可能性があります。

当社は、当社製品の平均販売価格が年々下落すると見込んでおり、当社の経営成績は著しい悪影響を受ける可能性があります。下落率は、需給関係、競争のレベル、製造費用及び技術的变化などの多くの要因の影響を受けます。利益を維持向上する能力は、より高い平均販売価格で新製品又は改良品を発表すること並びに単位当たり販売費用及び営業費用を削

減することにかかっています。当社は製造・組立て・検査を自社設備で行っていないため、急速には費用を削減することはできない可能性があり、費用が増加することによって収益が減少する可能性すらあります。さらに、当社の新製品又は改良品が普及せず、期待したほどの高い利益を得られない可能性もあります。

当社は他企業の買収又は他企業への投資によって拡大を続ける可能性があります。買収や投資によって、経営陣の注意が逸れ、当社の経営成績に悪影響が及び、株式のさらなる希薄化が進み、当社の事業運営に必要な資源が使用される可能性があります。

当社は、事業、製品又は技術を買収し、又はそれらに投資を行う可能性があります。このような取得又は投資は、以下のようなリスクを招く可能性があります。

- ・ 買収した企業の社員、事業、技術を当社に順応させ、期待される相乗効果を実現させることが困難となるリスク
- ・ 費用及びのれんに加え、潜在的な訴訟を含む予期せぬ費用又は債務が発生するリスク
- ・ 他の事業上の懸案事項に経営陣の注意や必要な資源などが行き渡らないリスク

また、買収が期待する収益を生まない場合、買収により生じたのれん又は無形固定資産について減損テストに基づいて減損を計上しなければなりません。

さらに、当社が買収を合理的な条件で完了できない場合、当社の将来の成長を制約します。買収は1株当たり利益を希薄化する新株の発行、又は有利子負債の発生を伴うこともあり、これは当社の経営成績に悪影響を与え、潜在的な買収を含む事業機会を追求する能力をさらに制限する可能性があります。また、買収した事業が期待に沿わない場合、当社の経営成績に悪影響を与える可能性があります。

当社は、完成品メーカーの需要を見積もって製品を製造しており、当社の見積りが正確でない場合、又は完成品メーカーが注文をキャンセルした場合、当社の経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社の販売は長期の購入契約ではなく、購入注文に基づいて行われます。さらに、代理店は当社製品の注文のキャンセル及び納期の延期が可能です。当社は自ら原材料及び部品を購入したうえで需要見込みに基づいて第三者の半導体ファウンダリハウスに製造を委託するため、当社が完成品メーカーの需要を過剰に見積もった場合や注文がキャンセルされ又は納期が延期された場合には、原材料、部品又は完成品について、過剰在庫を抱える可能性があり、当社に損失が生じるおそれがあります。一方で、当社が完成品メーカーの需要を過少に見積もった場合や十分な生産能力を確保できなかった場合、収益の機会を見過ごし、市場におけるシェアを減らすとともに、完成品メーカーとの関係を悪化させるおそれがあります。

急激な技術変化及び市場の需要に反応するための新製品の開発及び現行製品の改良に失敗した場合、当社の事業は損害を被ることになります。

当社は、高い性能と機能性を低い価格で提供することを常に求める完成品メーカー及びそのユーザーのために、製品を設計する必要があります。そのため、当社は、当社の製品の性能と機能性を高める特徴を、費用効率よく上乘せし続ける必要があります。一方、開発及び改良のプロセスは非常に長いことから、市場動向を正確かつ適時に予測できなかった場合、当社製品は市場で受け入れられなくなり、売上が減少する可能性があります。

また、当社は、開発及び改良が遅れる可能性、完成品メーカー若しくは市場の指定条件を満たすことができない可能性、又は当社と同等以上の性能と機能性を提供する競合企業の製品に対抗できない可能性があります。

半導体の製造、組立て、検査は少数の独立した委託先に頼っており、これらの第三者の製造委託先等が製品を納品できない場合又は要求どおりに業務を履行できない場合、完成品メーカーとの関係を損なう可能性があり、売上に減らす可能性があります。

当社が設計する製品の製造、組立て及び検査は、第三者の製造委託先等に依存しています。現在は、当社の大部分の半導体はTaiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd. (以下「TSMC社」といいます。)及びFujitsu Electronics America, Inc. (以下「FEA社」)が製造しています。また、当社の製品のほとんどすべての組立て及び梱包をAdvanced Semiconductor Engineering, Inc. (以下「ASE社」といいます。)及びSigurd Microelectronics Corporation (以下

「Sigurd社」といいます。)が行っています。これらの製造委託先等から高品質の製品及びサービス、生産・検査能力の提供を適時に受けられない場合、又はこれらの製造委託先等のうち1社でも当社との関係を終了した場合、当社の売上が減少する可能性があります。また、製造委託先を他社に移行する場合、6カ月程度の検証期間中は当社に対する供給が見込まれないことから、当社の売上が減少する可能性があります。

また、第三者の製造委託先等への依存には、製造量の限界、費用の増加、納期の遅延、品質管理の低下、知的財産の不正流用、原材料や労働力の不足、天災、疫病、テロ、戦争の発生による製造施設の停止、隔離又は閉鎖などのリスクがあります。

当社は、現在、いかなる第三者の製造委託先等とも長期の供給契約を結んでいません。また、当社はTSMC社、FEA社、Sigurd社及びASE社との間で取引基本契約を締結しておらず、見積書と発注書を都度交わしています。したがって、TSMC社、FEA社、Sigurd社及びASE社は、直前の通知で当社への納品を減らし、他企業の製品の製造のために生産能力を割り当てることができ、当社が利用できる生産能力が減少する可能性があります。

当社の製品及び市場に関連する業界規制の変更は、当社の事業、経営成績、将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

2014年に米国連邦道路交通安全局(NHTSA)によって公表された規則に基づき、2018年5月以降に米国で販売される新車にはバックカメラを搭載することが求められています。しかし、他の法域が米国に追随し、車載バックカメラの搭載を要求する、という保証はありません。もし、車載バックカメラが普及しなければ、当社のターゲット市場は当社の期待よりもかなり小さくなり、当社の潜在的な成長性及び利益は制限され、当社の事業、経営成績及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があります。

当社は、当社の技術及び市場における地位を高めるために、委託者ブランドでの設計・製造企業(ODM)との関係に依存しています。将来この関係を維持し発展させられなければ、当社は競争力を維持できない可能性があります。

当社は、家庭向け及び企業向け監視カメラシステム並びに車載製品を含む様々な最終市場に提供するODM向け製品を開発しています。当社は、当社の新世代の技術が最終製品に使われるように、ODMと緊密に作業をしなければなりません。その結果、当社のターゲット市場における大手ODMと緊密な関係を維持することが、当社事業の長期的な成功のために必須となります。大手ODMとの関係が悪化した場合、又は当社の技術が完成品メーカーによって適格とみなされなかった場合、当社の市場における地位及び収益は著しく悪影響を受ける可能性があります。

当社の事業は、アジアにおける顧客、サプライヤー、運営に依存しており、その結果、規制上、運営上、財務上、政治上のリスクを抱えており、それによって当社の経営成績が悪影響を受ける可能性があります。また、当社は米国外でも事業を行っており、国際展開を拡大するつもりですが、このことにより当社は重大なリスクにさらされることとなります。

当社の連結売上高は、アジアの代理店への販売に帰属する比率が極めて高く、今後も引き続き、アジアの代理店への販売に帰属する売上が当社の連結売上高のほとんどすべてを占めると当社は予測しています。なお、当社の売上はすべて米ドル建てであるため、米ドル高になれば、国際市場における当社製品の競争力は弱くなる可能性があります。

現在、海外における当社製品の販売は、販売担当者の持つネットワークに依存しています。さらに製造については、これまで主に台湾のサプライヤー、ODM、製造委託先等に依存しており、今後もそれが続く見込みです。これらの事情により、当社は以下のようなリスクや課題を抱えており、これらは当社の事業及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

- ・ 人員配置と業務管理の困難及び費用増大
- ・ 国内外の法律及び規制の遵守
- ・ 貿易障壁及び知的財産保護に関する法的な不確実性
- ・ 外国為替相場の変動
- ・ 適時に支払を受け売掛金を回収することができない可能性
- ・ 政治的、法的、経済的な不安定性、及び外国での紛争、感染症の地域的及び世界的な影響
- ・ 貨物運賃の変動及び輸送の混乱

また、当社は、米国、日本、韓国、台湾及び中国に事務所があり、現在、アジア、特に日本での事業拡大を企図しています。国際的に事業を行う場合には、多大な資源及び経営上の注力を要するほか、米国で当社が直面しているのとは異なる規制上、経済上及び政治上のリスクにさらされます。さらに、国際的に事業を行う上では、上に列挙した事項のほかにも、製品への需要減少、製品価格の下落その他のリスクに直面し、当社の経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。とりわけ、以下の事項は、当社の経営成績に特に悪影響を与えやすいと当社は考えています。

- ・ 完成品メーカーによる資格付与及び信用調査の長期化及び厳格化
- ・ 売掛金回収の難航及び支払サイクルの長期化
- ・ 新規市場への参入に伴う困難
- ・ 米国以外で恒久的施設を開設したとみなされた場合に生ずる潜在的な追加の課税を含む、不利益な課税の発生
- ・ 海外腐敗行為防止法等の法令に準拠するよう構築された当社の指針及び手続の実効性欠如
- ・ 競争を引き起こす、従来と異なる新たな要因の発生

これらのリスクにうまく対処できない場合、当社の事業は悪影響を受け、売上及び収益を減らす可能性があります。

当社は中国で事業を行うことに関連したリスクに直面します。

当社の、連結売上高の大半は、中国の代理店を通しての販売が占めています。中国の代理店を通しての販売は、2018年、2017年及び2016年12月期それぞれ総売上高の84%、85%及び88%を占めており、さらに、中国の代理店の1社を通じて販売を行った中国に本拠地を置く完成品メーカー1社からの売上がそれぞれ62%、59%及び62%を占めています。このため、中国の経済、政治、法律、社会情勢が、当社の事業、経営成績、財務状態に重大な悪影響を与える可能性があります。中国事業に関連して、以下のようなリスクがあります。

- ・ 当社の事業活動に対する中国政府の強大な影響力
- ・ 通貨交換の際、現金の受取と使用を制限される可能性
- ・ 知的財産権の保護に関する不確実性
- ・ 中国政府が地元事業を優遇する可能性
- ・ 契約当事者による契約履行に関する不確実性
- ・ 外資規制が中国で当社の事業拡大に悪影響を与える可能性

中国で当社が事業を成長させている結果として、これらのリスクは、当社の事業、経営成績及び財政状態に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

米国及び中国間の貿易政策における変更は、当社の売上高及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

米国政府は、貿易政策を大幅に見直す主張を掲げており、特に中国からの特定の輸入製品に新たに又は追加的に関税を賦課する考えを示しました。

当社の売上高の大部分はアジア、特に中国における顧客を対象としております。2018年12月31日に終了した事業年度の当社売上高に対する、アジア及び中国における顧客への売上高の割合は、それぞれ99%及び84%以上を占めました。さらに、同事業年度の当社売上高の62%を占めている当社製品の最大販売先である完成品メーカーのHikvision社は、中国に所在しております。

米国議会においては、特定の電気通信機器の購買や当該電気通信機器を使用するすべての機器、システム、サービスを使用している会社と米国政府機関との契約締結を禁じることを含む、2019年度のジョン・S・マケイン防衛認証法

(NDA)が可決承認されました。Hikvision社によって製造される監視カメラ装置は、NDAの対象となる特定の電子通信機器に含まれているところ、当社がHikvision社に販売する製品は同社の監視カメラ装置に使用されております。NDAはHikvision社による米国における政府機関以外への販売を禁止してはませんが、かかる状況は、当社の事業が不確実な規制環境に直面していることを露呈しています。

米国政府は、「不公平な貿易慣行」への対抗措置として、中国からの特定の輸入製品について、新規の又は追加的な関税を課すこととしました。中国政府も、米国からの輸入品に対して、同様の対抗策を講じることで応じました。両国間での報復措置は、本有価証券報告書の提出日以降も更に深刻化するリスクがあります。当社の製品にも中国政府からの関税が新たに賦課された場合、当社の製品にかかる中国の顧客による取得費用が増加することとなります。その場合、当社の製品が顧客にとってより高価となり、顧客の需要を減らす可能性があります。当社は、オペレーションの変更又は製品の値上げ等によって対応する必要に迫られる可能性があります。かかる対応を行えない場合又はかかる対応が期待された効果を生じない場合、当社の売上高及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

米国の政権、議会の一部、及び連邦政府の官僚は、中国のみならず、アジア太平洋諸国との貿易についても、更なる保護主義の導入を主張しています。新たな又は追加的な関税、若しくは特定の製品の輸入禁止措置といった貿易障壁が米国政府より導入される可能性もあり、当社の売上高及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

半導体、電機及び自動車業界の周期的性質ゆえに、当社の経営成績は著しく変動し、本有価証券信託受益証券の市場価格に悪影響を与える可能性があります。

半導体、電機及び自動車業界の景気は周期性が強く、急速な変化や進化する業界規準に服しており、時折著しい景気後退があります。これらの業界における景気後退は、どれも深刻で長引く可能性があり、これらの業界が景気後退から完全に回復できない場合、当社の経営成績は損なわれる可能性があります。

当社の本社は米国カリフォルニア州にあり、日本で事業を行っており、拡大を企図していますが、これらの地域は大地震のリスクやその他の自然災害があります。地震やその他の自然災害により当社、あるいは第三者の製造委託先等の事業が混乱した場合、製品の製造又は出荷に大幅な遅延が発生する場合があります。

当社の本社は米国北カリフォルニアにあり、また、日本で行っている事業は今後も拡大を企図しています。さらに、TSMC社、FEA社、ASE社、Sigurd社などの第三者の製造委託先等も環太平洋地域に位置しています。カリフォルニア、日本を含む環太平洋地域は、地震、台風、津波、その他異常気象などが発生しやすい傾向にあり、当社の事業、経営成績及び財政状態に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。また、停電、原子力災害による混乱、火災、洪水及び類似事象などのその他の災害が発生した場合、当社の事業遂行は著しく損なわれる可能性があります。さらに、当社は、災害やその他類似の重大な事業中断により生じる損失を補填する保険に適切に加入していない可能性があり、保険契約で回収しえない重大な損失は、当社の事業及び財政状態を著しく毀損する可能性があります。

当社の販売サイクルは長期化する可能性があるため、収益認識が不確定になったり遅れたりする場合があります。

これまで当社製品、特に車載カメラのHDビデオ製品向け製品の販売サイクルは、長期化してきました。一般的に、監視カメラの販売サイクルは3ヶ月から6ヶ月、車載カメラの販売サイクルは1年から3年です。したがって、研究開発、販売及びマーケティングに費やす費用、並びに在庫を増やした期間と、これらの費用から売上を生む期間の間に、遅れが発生する可能性があります。

ウエーハー組立て工程の新技术への移行、あるいは、よりハイレベルなデザイン統合の達成の際に困難に直面する可能性があり、これは生産量の減少、納品の遅延、費用の増加を招く可能性があります。

当社は、製品を新しいプロセス又は新しい半導体製造工場に移行する際に、困難、遅延、費用の増加に直面する可能性があります。当社は、第三者の半導体製造工場が当該移行を効率的に管理すること、第三者の半導体製造工場との関係を維持すること、新しい第三者の半導体製造工場との関係を発展させることを保証できません。当社又は第三者の半導体製造工場において新プロセスへの移行に重大な遅延があった場合又は効率的に移行できなかった場合、当社は生産量の減少、納品の遅延、費用の増加を被る可能性があり、そのどれもが、当社の完成品メーカーとの関係や経営成績を損なう原因となる可能性があります。

当社は、将来の製品をますます微細化することを企図していますが、この転向が重大な遅延を生じさせた場合、又は移行に失敗した場合、当社の事業、財政状態及び経営成績は著しい悪影響を受ける可能性があります。

複雑な当社製品は、エラー、欠陥、バグを引き起こす可能性があります。これは完成品メーカーに対する当社の評判に悪影響を与え、特に車載カメラ業界では、当社の評判に悪影響を与えるのみならず、法的責任を問われたり製品のリコールを招いたりする可能性があります。

欠陥又は信頼性、品質若しくは互換性に関して問題のある製品を納品した場合、製品が市場に受け入れられることが遅れたり妨げられたりする可能性があり、費用のかかるリコールを招いたり、当社の評判を損ねたり、当社の既存完成品メーカーのつなぎとめと新規完成品メーカーの獲得に悪影響を与えたりする可能性もあります。また、エラー、欠陥、バグは当社製品の機能性に問題を引き起こす可能性があり、このことが、完成品メーカーへの製品の販売の中断、遅延、中止などにつながる可能性があります。当社は、これらの問題の解決のために多大な資金や資源を費やすことを求められるかもしれませんが、当社の評判、事業、財政状態、経営成績に重要な悪影響を与える可能性があります。

監視カメラシステム及び車載カメラシステムに不具合が生じた場合、人の生命、安全又は身体に対して直接的な被害が発生することがあります。それゆえ、特に車載カメラシステム市場では製造物責任訴訟が多く、当社の技術又は部品が事故を招いたという証拠がない場合や、当社以外の部品メーカーや完成品メーカーの落ち度が明らかな場合であっても、当社が製造物責任訴訟に巻き込まれ、当社の評判及び事業に悪影響をもたらす可能性があるほか、訴訟の防御又は損害の補償に要する費用として重大な損失を生む可能性があります。また当社は、様々な業界慣行等を理由に、自発的にリコールを行ったり、請求に関して支払を行ったりする可能性があります。

第三者の製造契約者が十分な生産量又は品質を達成できない場合、当社の費用は著しく増加する可能性があります。

製品の製造プロセスは極めて複雑で、設計、仕様、素材の僅かな変更により、製造委託先の生産量が著しく減少し、時には製造が一時中断し、速やかに欠陥を克服できない場合もあります。

生産量の著しい低下又はその他の製造問題が発生した場合、全体的な製造時間、及び製造費用が著しく増加し、経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。生産量の減少は、当社の費用を増やして収益を減らし、経営成績及びキャッシュ・フローを著しく毀損することに加えて、製品の出荷の遅れを招き、既存又は潜在完成品メーカーとの関係をも損なう可能性があります。

製品の最初のデザイン・ウインの獲得に失敗すると、長期間にわたり完成品メーカーへの販売機会を失う可能性があり、製品への投資回収ができない可能性があります。

当社は、製品、特に新製品及び改良品のデザイン・ウインを獲得するために相当な資源を費やしています。完成品メーカーの当初の認証段階においてデザイン・ウインを獲得できなかった場合、当該完成品メーカーの多くの製品への販売機会を長期間失うことになる可能性があります。さらに、第三者の製造委託先等に広範囲な認証を受けることを求められた場合、この認証には監視カメラでは最長6ヶ月以上、車載カメラでは3年以上を要し、当社又は他の部品サプライヤー等に問題があれば当社の収益認識が遅れ、収益が減少する可能性があります。

完成品メーカーの製品の販売が減少し又は製品が市場で受け入れられなかった場合、当社の事業及び経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

当社の売上は、完成品メーカーによる最終製品の販売に依存しています。完成品メーカーの製品市場は非常に競争が激しく、技術変化が急激であるという特徴があり、場合によっては政府に規制される場合もあります。当社は、当社製品の完成品メーカーが必要な資源を製品の販売促進及び販売に充当していくこと、事業戦略をきちんと実行していくこと、需要を満たすために十分な品質と量の製品を製造できること、高い費用効果で大量に製品を製造できることなどを保証できません。当社と完成品メーカーは、彼らにいかなる製品の製造、流通、販売を求める契約も結んでいません。

さらに、完成品メーカー又は完成品メーカーの顧客は、自社で又は当社の競合他社と共同で、当社技術の代替技術を開発する可能性があります。また、完成品メーカーが自社製品を市場でうまく販売できない場合、当社製品の需要に悪影響を与え、この結果、当社の収益の減少を招き、当社の事業及び経営成績にも悪影響を与える可能性があります。

当社の業界で頻発する知的財産権訴訟は、費用がかかり、当社の評判を損ない、製品の販売能力を制限し、経営陣及び技術担当者の注意を逸らす可能性があります。

当社の業界には、特許その他の知的財産権に関する訴訟が頻発するという特徴があります。当社は、過去において、技術の使用権取得を勧める書簡のある第三者から受領したことがあり、これは権利侵害の主張や将来の訴訟に繋がる可能性があるかもしれませんが、現時点ではそのような訴訟等はありません。一般に、当社の製品が第三者の特許及び知的財産権を侵害した場合、プロジェクト開発契約に基づき、当社は完成品メーカーに対して一定の補償責任を有しています。したがって、権利侵害を主張して訴訟又は反訴が起こされた場合、当社の事業及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

HDビデオ製品における侵害に関する争点は、高度な技術力と主観的な分析を伴います。当社は、将来の訴訟において勝訴できないかもしれず、仮に当社にとって有利に判断され又は和解に終わっても、費用が発生し、当社の評判を損ない、完成品メーカーが競合他社の製品を使うようになるかもしれず、経営陣及び技術担当者の労力と注意を通常の事業遂行から分散させるかもしれません。さらに、当社に不利な形で決着した場合、当社は知的財産権を失い、多大な賠償責任を負い、第三者からライセンスを受けるよう要求され、当社の技術のライセンス供与や製品の販売ができなくなるなどの可能性があり、当社の事業及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

知的財産を保護できない場合、当社の事業は著しい悪影響を受ける可能性があります。

当社の成功及び競争力は、部分的には、知的財産権を防御する能力に依存しています。また、当社が知的財産権を防御するためにとる手続は、特に中国のような外国の法域では有効ではないかもしれません。さらに、当社が保有する可能性のある特許又は特許申請の周辺で設計された類似又は競合する技術を、第三者が独自に開発する可能性もあります。当社の製品及び技術のいくつかは、それらを特許権により保護することが、現時点では、当社の事業戦略にとって必須のものであるとは考えていないため、いかなる特許又は申請中の特許によっても保護されていませんが、製品又は技術に対する特許保護を適時に申請しなかった場合、概して、当該製品又は当該技術に対する特許保護を後になって求めることは認められない可能性があります。

特許申請に加えて、当社は完成品メーカー、サプライヤー、代理店、従業員及びコンサルタントとの契約上の保護に依拠しており、当社の営業秘密及びノウハウを守るためにセキュリティ対策を講じています。しかしながら、今後これらの契約上の保護やセキュリティ対策が侵害されないこと、侵害された場合に当社が適切な救済手段を有していること、又は完成品メーカー、サプライヤー、代理店、従業員又はコンサルタントが知的財産権又は当該の契約から発生する損害を当社に対して主張しないことを、当社は保証できません。

当社の情報及び物理的セキュリティシステムの侵害は、当社の評判を害するかもしれず、訴訟につながる可能性があります、当社の事業に悪影響を与える可能性があります。

過失又は故意によるセキュリティの侵害その他第三者によるクラウドベース・サービスプロバイダーのシステムへの不正アクセス、又はデータ若しくはソフトウェアにおけるコンピューター・ウィルスの存在は、当社を機密情報の漏洩及び不正流用のリスクにさらす可能性があります。情報の盗用又は乱用は、当社の評判の悪化、製品のマーケティングにおける支障、当社が契約上の義務を履行していない完成品メーカーによる申立て、影響を受けた当事者による訴訟、及びこの情報の盗用又は乱用に関連する責任及び損害に対する金銭支払義務の可能性などを招く可能性があります。これらはいずれも、当社の事業、財政状態、評判、完成品メーカー及びパートナーとの関係に重大な悪影響を与える可能性があります。さらに、不正アクセス又はシステム阻害の技術は頻繁に変化し、ターゲットに対して実行されるまで認識されないの、当社はこれらの技術を予期できず、適切な予防策をとることができない可能性があります。

当社は、将来の資金需要を満たすための追加の資金調達を、好条件で又は一切できない可能性があります。

将来、当社は追加資金が必要になるかもしれず、エクイティ若しくはデットによる資金調達又は与信枠の設定を行う可能性があります。しかし、当社はエクイティ又はデットでの機動的な資金調達を、好条件で又は一切できない可能性があります。

当社が行うデットによる資金調達は、当社の資金調達活動その他の財務及び運営に関して制約的な約束事項を伴う可能性があり、このことにより、当社は追加資金の調達にさらに困難になり、潜在的な買収などの事業機会の遂行が困難になる可能性があります。

当社がエクイティ証券、転換社債その他の株式転換証券の発行を通じて追加の資金調達を行う場合、既存株主は当社の持分比率において重大な希薄化を被る可能性があり、当社が発行する新規エクイティ証券は、当社の普通株式の株主の権利よりも優先する権利その他の特権を伴う可能性があります。もし、当社が必要なときの適切な資金調達又は当社が満足する条件での資金調達ができない場合、当社の事業を成長させ又は支援し続け、業務上の困難に対応する能力は著しく制限されることがあります。

当社が新たな財務担当者を雇用できず、当社の財務報告システムと財務インフラの強化ができない場合、当社は適時適切に財務成績を報告できない可能性が生じ、また米国サーベンス・オクスリー法 (SOX法) の遵守、並びに米国証券取引委員会 (SEC) 及び日本の報告義務などを含む上場会社としての要件を遵守することができないかもしれません。

当社は、会計の専門知識、SEC、日本の報告義務、米国SOX法遵守の専門性を有する財務会計担当者など必要な専門家を追加雇用できない場合、当社の財務書類を適時適切に作成する能力に悪影響を及ぼすこととなります。さらに、新規従業員は、当社の事業、事業プロセス及び手続を学ぶための時間と訓練を要します。当社の財務会計組織が、いかなる理由に

においても、上場会社として増加する要求に適切に対応できない場合、当社の財務報告の品質及び適時性は損なわれ、これにより当社の内部統制の重大な弱点の特定につながる可能性があります。

当社が、米国SOX法及び、米国及び日本での開示規定の要件を含む上場企業として求められる事項を満たすための財務報告システム、財務インフラ及び内部統制を強化できない場合、財務成績を適時適切に報告することができず、虚偽報告を防ぐことができないかもしれません。当社は、米国SOX法を含む、米国及び日本における報告要件を遵守するため、これまでと同様、多大な費用を要し、経営陣の労力が割られることになると予想しています。

米国及び日本の双方の規制に従うことが求められる上場企業として事業を行うことにより、著しく費用が増加し、管理業務にかなりの時間を要することになります。

当社には、日本で上場している米国企業として、非公開企業には発生しない、また、米国上場の米国企業にも発生しないような法務、財務その他の費用が発生することになります。さらに、日本においては、日本語による継続開示書類の提出義務を含む金融商品取引法及び関連規則並びに東京証券取引所の定める規則に従って、有価証券及び開示に関する法律を遵守しなければなりません。これらの義務を遵守するために、法令遵守に関わる当社の法務及び財務費用は増加し、時間及び費用を要することになります。当社は、そのような追加の費用及びその発生時期を予測し又見積もることができません。

当社が将来、財務報告の内部統制を実効的に実施し維持できなければ、投資家は当社の財務報告書の正確性及び完全性に対する信頼を失うかもしれず、本有価証券信託受益証券の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場する会社として、米国の財務報告の内部統制の維持を求められ、内部統制の著しく不十分な点はいかなるものも報告することを求められるようになります。米国SOX法404条は、財務報告の内部統制の実効性を評価及び確認すること及び財務報告の内部統制に対する経営陣による報告書を提出することを求めています。この報告書は、当社が米国JOBS法で規定される「新興成長企業」でなくなるまで、独立した公認会計士事務所により記述内容が正しい旨が証明されていなければなりません。もし財務報告の内部統制に重大な弱点が一つでも見つかった場合も、当社はすぐに財務報告書の誤りを発見できないかもしれず、当社の財務書類には重大な誤記がある可能性があります。ほかにも重大な弱点が見つかった場合、速やかに米国SOX法404条の要件が遵守できない可能性があり、当社の財務報告に関する内部統制が実効的であると結論づけられない可能性もあり、独立した公認会計士事務所が当社の財務報告の内部統制の実効性に関して意見を述べられない場合、投資家は当社の財務報告書の正確性及び完全性に対する信頼を失う可能性があり、当社は東京証券取引所、SEC、日本の証券取引監督機関その他規制当局の調査を受けることになる可能性があり、追加の費用又は経営資源が必要になる可能性があります。なお、当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場する会社として、金融商品取引法令に基づき、内部統制報告書の提出が求められることになります。

「紛争鉱物」に関する規制は当社に追加の費用を生じさせる可能性があり、当社のサプライチェーンをより複雑化させ、完成品メーカーによる当社の評判を損なうことになるかもしれません。

ドッド=フランク法に基づいて、SECは、紛争鉱物として知られている特定の鉱物及び金属を製品に使用する企業に対し、当該鉱物がコンゴ民主共和国及びその周辺国産のものであるか否かを調査、開示及び報告することを求めています。これらの要件の実施は、当社の製品の製造に使用される鉱物の探索、入手可能性及び価格設定に悪影響を与える可能性があり、当社の負担する費用にも影響を与え、また開示要件を確実に遵守するため、完成品メーカー、代理店、サプライヤーから追加の情報を入手しなければならないため、彼らとの関係にも影響を与えます。さらに、当社は、当社が実施するデューディリジェンス手続を通じて当社の製品で使用されるこれらの鉱物及び金属の産出地を十分に確認できないかもしれず、当社の評判は損なわれる可能性があるとともに、完成品メーカーが当社の製品の購入を中止又は大幅に削減する可能性があり、このことから、当社の経営成績は深刻な悪影響を受け、当社の財政状態も悪影響を受ける可能性があります。

当社は米国法の下での新興成長企業です。新興成長企業に適用される軽減された開示要件によって、本有価証券信託受益証券が投資家にとって魅力の薄いものになる可能性があります。

米国JOBS法の下では、「新興成長企業」は、新会計基準あるいは修正会計基準の採用を、これらの基準が非公開企業に適用されるまで、延期することができます。当社が「新興成長企業」であり続ける限り、米国SOX法404条における監査証明要件の免除、役員報酬に関する開示義務の軽減など、その他上場企業に適用される様々な報告要件の免除を利用する予定です。当社が米国においてこれらの免除に依拠していくことを理由に、投資家が本有価証券信託受益証券の魅力が少ないと感じるかどうかについては予測することはできません。

本書に含まれる市場の成長予測その他の将来の見通しに関する情報は不正確である可能性があり、当社が競争を展開している市場が成長予測を達成したとしても、当社の事業が同じような速度で成長することはできないかもしれず、又は当社の事業はまったく成長できないかもしれません。

一般に、成長予測は不確実なものとなりがちで、当社が属する業界の潜在的な市場規模に関する予測や当社の市場機会予測は、著しく不確実なものである可能性があります。さらに、当社の成長、及びこの予想された市場において広範囲に事業を展開できるか否かは、事業戦略の成功や、現在は搭載を求めている法域における車載リアビューカメラの普及拡大を含む多くの要因の影響を受けます。

環境法規制を遵守するために、当社は活動を修正する必要があるかもしれず、相当な費用が生じるかもしれません。もし、環境規制を遵守できない場合、当社は相当額の罰金の支払を求められる可能性があり、当社のサプライヤーは事業プロセスの変更を求められるかもしれません。

HDビデオシステム製品向け半導体業界は、有害物質その他の危険物質の保存等に関する様々な国際機関等の規制の対象になります。当社が環境規制を遵守できない場合、当社は民事上又は刑事上の制裁、及び物的損害又は人的損害に関する賠償請求に服する可能性があります。環境に関する懸念から、いくつかの完成品メーカー及び政府機関は、鉛（半導体の梱包及び組み立て工程におけるはんだづけで広く使用されます。）などの危険物質を電子機器から除去する際の要件を課しています。このような環境法規制は厳格化する可能性があり、それによって技術の再設計が必要になり、法令遵守に関わる費用が増え、違反した場合のリスク及び罰金が増加し、あるいは当社の事業拡大が制限され、当社の事業が著しい悪影響を受ける可能性があります。

新会計基準の発効、及び既存の会計基準の将来の解釈変更は当社の経営成績に悪影響を与える可能性があります。

当社は、米国で一般に認められた会計原則に基づいて財務書類を作成しています。この原則に変更があった場合、当社の報告済みの経営成績に甚大な影響を与える可能性があり、変更が発表される前に完了した取引の報告に影響を与える可能性があります。また、新しい会計基準の発効又は既存の会計基準の将来の解釈変更、若しくは当社の実務若しくは見積りにおける変更は、当社の収益認識の変更又は当社の経営成績に重大な悪影響を与える会計原則の変更をもたらす可能性があります。

有価証券信託受益証券の所有権及び普通株式に関するリスク

個別の外国会社が発行した株式を原資産とする有価証券信託受益証券は、これまでに公募されたことはありません。

個別の外国会社が発行する株式を原資産とする有価証券信託受益証券は、本有価証券信託受益証券の公募以前に日本において公募されたことはありません。当社は、先例のない金融商品を利用するにあたり、予期せぬ困難や複雑性に直面する可能性があり、それらがボラティリティを高め、流動性を低下させ、本有価証券信託受益証券の取引価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

本有価証券信託受益証券保有者には株主の権利がありません。

当社は、法令で定められる場合を除き、本有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。したがって、本有価証券信託受益証券の保有者は、法令等（米国の法令等を含む。）又は当社定款の定款により認められる株主としての権利（当社の取締役及び執行役に対して株主代表訴訟を起こす権利を含みます。）を有さず、受益者として授与されるJDR信託契約上の権利を有します。また、株主総会における議決権については、本有価証券信託受益証券の受託者に対し指図権を行使することにより間接的に行使することになります。本有価証券信託受益証券の保有者は、株主としての権利を行使するためには、保有する本有価証券信託受益証券を当社の普通株式に交換する必要があり、その際には譲渡課税が発生する可能性があります。本有価証券信託受益証券の事務等の概要及び権利行使方法等については、「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務等の概要」及び「2 受益者の権利行使方法」をご参照ください。

当社は、近い将来において配当の実施を考えていません。

当社は、当社が発行する株式について金銭配当を宣言したことも支払ったこともありません。当社は現在、将来の利益は当社事業の遂行や拡大のための資金として内部留保することを企図しており、近い将来において配当の宣言や支払を行うことを考えておりません。さらに、当社が発行する株式に関する金銭配当の実施は、将来に負債性の資金調達を行う際

の取り決めにより制約されることがあります。したがって、株主及び本有価証券信託受益証券の保有者に対するリターンは、市場価格の増加分(もしあれば)に限定される可能性があります。

本有価証券信託受益証券の保有者が株主総会における議決権行使の指図をしない場合、受託者は、白票の議決権行使を行うこととなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

原則として、本有価証券信託受益証券の保有者が受託者に議決権行使指図書面を提出しない場合、JDR信託契約に基づき、受託者は、当社の要求に基づき、白票の議決権行使を行います。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されますが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも参入されません。その場合、保有者は自己の本有価証券信託受益証券の原資産である普通株式の議決権を行使できなくなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

会社関係者への株式所有の集中は、本有価証券信託受益証券の保有者の当社の議案に対する影響力を制限する可能性があります。

当連結会計年度末現在において、当社の取締役及び執行役、現在の主要株主及びそれらの関連当事者は、当社の総議決権の約61%を保有しています。その結果、これらの株主が共同することにより、取締役の選出及び重要な取引を含む、株主による承認が必要な事案のほぼすべてを決定することができます。また、他の株主や本有価証券信託受益証券の保有者が有益と考える当社の支配権の変更は、抑止又は阻止される可能性もあります。

既存株主が将来株式を売却する場合、本有価証券信託受益証券の価格が下落する可能性があり、また発行済みストックオプションの行使やストックインセンティブプランに基づく株式等の発行により本有価証券信託受益証券の保有者の議決権比率は大幅に希薄化する可能性があります。

既存株主が、当社普通株式又は本有価証券信託受益証券の相当量を売却する場合又は売却の意図を示す場合、本有価証券信託受益証券及び保有普通株式の取引価格が下落する可能性があります。

また、発行済みストックオプションが行使された場合や2017年ストックインセンティブプランに基づきそれぞれ将来の発行のために確保されている株式が実際に発行された場合、本有価証券信託受益証券の保有者の議決権が総議決権に占める割合は大幅に希薄化する可能性があり、さらに当該株式が公開市場で売却されることにより本有価証券信託受益証券及び保有普通株式の取引価格が下落する可能性があります。発行済みストックオプションの数及び2017年ストックインセンティブプランに基づきそれぞれ将来の発行のために確保されている株式の数については、「第5 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 株式の総数」の注2を、2017年ストックインセンティブプランの内容については、「第5 提出会社の状況 5 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況 2017年ストックインセンティブプランの概要」を、それぞれご参照ください。

本有価証券信託受益証券の保有者に対して配当を行うことが違法となる場合又は現実的でない場合、本有価証券信託受益証券の保有者は当社が普通株式に行う配当その他の対価を受けられない可能性があります。

受託者は、当社が普通株式に対して支払った現金配当その他の配当を、手数料及び費用を差し引いた上で、本有価証券信託受益証券の保有者に支払うことに同意しています。本有価証券信託受益証券の保有者は、当社の普通株式を原資産とする本有価証券信託受益証券の保有株式数に応じて配当を受け取ります。しかしながら、受託者は、本有価証券信託受益証券の保有者に配当を支払うことが違法である場合又は現実的でない場合、配当を支払う責任を負わず、本有価証券信託受益証券の保有者は配当相当額の支払を受けられない可能性があります。これらの制限は投資家の保有する本有価証券信託受益証券の価値を著しく減じる可能性があります。

当社の修正基本定款及び修正付属定款並びにデラウェア州法の規定は、当社の支配権の移動又は経営陣の変更を抑制し、遅延させ又は妨げる可能性があります。

デラウェア州法並びに発行価格決定日までに発効する当社の修正基本定款及び修正付属定款には、株主が有益とみなす当社の支配権の移動又は取締役会の変更を抑制し、遅延させ又は妨げる可能性のある規定が含まれています。それらの規定の中では、

- ・取締役は、発行済み株式総数の過半数の株主の賛成がない限り解任できないと定められています。

- ・ 当社の修正基本定款及び修正付属定款のいくつかの条項の修正には、発行済み株式の総議決権の3分の2以上の賛成が必要となります。
- ・ 取締役会が、発行済み株式総数を増加して企業買収の試みを抑制するための、「白地」優先株式の発行が認められています。これは、株主総会決議を経ずに取締役会限りで発行することができる優先株式であり、取締役会による発行決議において、株式数、議決権の有無及び配当参加権などを定めることができます。したがって、例えば、議決権付き優先株式を特定の者に対して発行することにより、支配権を取得しようとする他の者の議決権比率を希薄化することも可能となります。ただし、優先株式の発行においては、デラウェア州法及び当社の定款等により、支配権の異動等を伴う場合に株主の承認を得る必要があるなど、一定の制限があります。
- ・ 株主が臨時株主総会を招集する権限は排除されています。
- ・ 書面決議の方法による株主の行動は禁じられ、あらゆる株主の行動は株主総会において執り行われる必要があるとされています。
- ・ 当社付属定款の制定及び改廃は、取締役会に授權されています。

- ・取締役選任の推薦又は株主が株主総会で行うことができる事項の提案は、事前通知の要件が定められています。

これらの規定により、株主は当社経営陣の指名責任を有する取締役会の構成員を交代させることが難しくなり、現在の経営陣を交代させ又は解任しようという株主の試みはくじかれ又は妨げられるかもしれません。さらに、当社にはデラウェア州会社法203条の規定が及びますが、当該規定によりデラウェア州法人は、株主が「利害関係株主」になった日から3年間はその「利害関係株主」との幅広い企業結合が一般に禁じられます。「利害関係株主」の定義については、「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (1) 提出会社の属する国・州等における会社制度」の「デラウェア州の買収防衛法制」をご参照ください。

なお、当社は、法令で定められる場合を除き、本有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。上記「本有価証券信託受益証券保有者には株主の権利がありません。」をご参照ください。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の討議及び分析は、本書に記載された当社の連結財務書類及びその注記と一体をなすものです。この討議は、当社の現在の予想、仮定、見積り及び予測に基づく将来予想に関する記述を含んでいます。これらの将来予想に関する記述には、リスクと不確実性が含まれています。当社の実績は、「2 事業等のリスク」により詳細に記載したとおり、何らかの要因の結果として、これらの将来予想に関する記述に示される業績と大きく異なる可能性があります。

(1) 市場環境の概要

2018年12月期における世界経済は、総じて堅調に推移したものの、米国と中国の貿易摩擦が激化する気配を見せる中、今後減速に向かうとの懸念が強まっています。2018年10月には国際通貨基金(IMF)が2年ぶりに世界経済見通しを引き下げたほか、年末には世界同時株安が発生するなど、世界経済への先行き不安が広がっています。日本市場は堅調な雇用環境をベースに拡大基調を続けておりますが、今後の米中対立の長期化による景気減速を予測する見方も出ています。また、不特定多数の市民が犠牲となるテロが世界各地で頻発するなど地政学的リスクも引き続き増大しており、東アジアや中東地域の動向が、世界経済の波乱要因となることが危惧されています。

当社の主力製品を展開する監視カメラシステム市場は、地政学的リスク増大や、人々の安心・安全への関心も後押しし、世界全体で拡大基調が続いています。調査会社であるMarketsandMarkets社の調査レポート「Video Surveillance Market Global Forecast to 2023」(2018年4月)によれば、全世界の監視カメラシステム市場(ハードウェアおよびソフトウェアなどを含む)は、2018年に約369億米ドルに達する見込みで、その後2023年に約683億4,000万米ドルと、年平均13.1%で成長すると予測しています。

また、監視カメラシステム市場では、従来は解像度の低いVGAクラス(SD解像度)が主流でしたが、より鮮明に撮影できるHD解像度のカメラの需要が高まっており、今後は新規設置に加えて置き換え需要も伸びる見込みです。特に、敷設済みの同軸ケーブルのまま、SD解像度からHD解像度のカメラに置き換えられる「HD解像度アナログカメラシステム」は、インフラ投資コストを抑えられる手法として注目が高まっています。同システム向け半導体の世界市場における大手である当社の半導体出荷数も伸びており、当社の2018年度の監視カメラシステム市場向け売上高は、26,325千米ドルに達しました。なお、HD解像度の監視カメラには大きく「IPシステム」と「HD解像度アナログシステム」の2つの伝送方式が存在しており、両者は競合関係にあります。

今後さらなる伸びが期待できるのが車載カメラシステム市場です。調査会社のIHS Markit社は、2014年に3,000万台を超えた車載カメラシステム年間販売台数が、その後2020年までに年平均率18%程度で成長し、2020年には1億台に達すると予想しています(出典：IHS Markit、『IOT/5G産業分析セミナー』、2017年11月)。ただし、車載カメラにおける新たなシステムの採用プロセスは非常に厳格であり時間を要するところ、現段階においてはSD解像度のカメラが車載カメラの主流であり、HD解像度のカメラへの移行は端緒についたばかりです。当社は監視カメラシステム市場向けで培った半導体技術を、車載カメラ向けに応用することで、車載機器メーカーの需要に合致した半導体製品の出荷を始めています。具体的には、当社製品を採用した完成品が日本の大手自動車メーカーのディーラー・オプションとして2016年8月から販売されております。また、中国、台湾及び韓国において、アフターマーケット品として複数の自動車部品メーカーに採用されており、今後は当社の売上げに占める車載カメラシステム向け製品の割合が徐々に高まっていくことを見込んでいます。当社の2018年度の車載カメラシステム市場向け売上高は、前年比59%増の4,773千米ドルに達しました。

(2) 経営成績の分析

2018年12月期及び2017年12月期の各連結会計年度の比較

売上高

当社の売上のほぼすべては、当社製品を採用した完成品メーカー(Original Design Manufactures "ODM")、製造委託業者及びデザインハウスへ販売をする代理店への製品販売によるものです。当社は、2018年1月1日に米国会計基準編纂書「顧客との契約から生じる収益(ASC Topic606)(以下「ASC606」といいます。)」を導入するまで、取引に関する有力な証拠があり、かつその他の収益認識基準が全て満たされた際に(通常は製品が代理店に出荷された時点で)収益を認識していました。ASC606導入後は、次の5つの段階により収益が認識されます。1.顧客との契約を識別する 2.契約における履行義務を識別する 3.取引価格を算定する 4.取引価格を契約における履行義務に配分する 5.企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。

	連結会計年度		増減		連結会計年度		増減	
	2018年	2017年	金額	%	2017年	2016年	金額	%
	(単位：千米ドル(百万円))							
売上高	31,098	31,142	44	0%	31,142	27,156	3,986	15%
	(3,452)	(3,457)	(5)		(3,457)	(3,014)	(442)	

2018年12月期連結会計年度の売上高は、前年同期と比較して44千米ドル減少しました。これは、平均販売価格の24%の下落が、半導体出荷数の31%の増加によって相殺されたことによるものです。この平均販売価格の下落は、主に車載カメラシステム市場向け製品およびイメージシグナルプロセッサ（ISP）搭載のHD-TVI送信用半導体ラインナップを継続的に拡大していることによる製品構成の変化によるものです。この出荷数の増加は、上述の新世代の製品への需要が、前年同期比で増加したことによるものです。2017年12月期において3百万米ドルだった車載カメラシステム市場における売上高は、2018年12月期においては4.8百万米ドルとなりました。2018年12月期及び2017年12月期において、車載カメラシステム市場向け売上高が総売上高に占める割合は、それぞれ、15%と10%でした。

2017年12月期連結会計年度の売上高は、前年同期と比較して4百万米ドル又は15%増加しました。この増加は、車載カメラ市場における当社のHD-TVI受信用半導体の需要が増加したこと、及び監視カメラ市場向け製品の販売数が増えたことによります。その結果、半導体出荷数量は対前年比22%増加となりました。一方で、製品構成の変化によって平均販売価格が6%下落したため、売上全体では15%の増加となりました。2016年12月期において0.6百万米ドルだった車載カメラシステム市場向けの売上高は、2017年12月期においては3百万米ドルとなりました。

地域別売上高

2018年12月期、2017年12月期及び2016年12月期の各連結会計年度の地域別売上高の内訳比率は以下の通りです。

	連結会計年度		
	2018年	2017年	2016年
中国	84%	85%	88%
韓国	9	9	6
日本	4	3	2
台湾	3	3	4
その他	0	0	0
売上高合計	100%	100%	100%

売上原価及び売上総利益率

売上原価は主に、ウエーハの製造、組み立て及び製品検査に関して第三者の半導体ファウンダリーハウス、アセンブリーハウス及びテストハウスに支払った製造委託費用からなります。売上原価には一部、過剰在庫・陳腐化在庫の評価減、社内検査設備の減価償却費、並びに製造支援活動に関連する人件費、物流費並びに品質保証及び出荷費用も含まれます。

	連結会計年度		増減		連結会計年度		増減	
	2018年	2017年	金額	%	2017年	2016年	金額	%
	(単位：千米ドル(百万円))							
売上原価	15,316	13,221	2,095	16%	13,221	12,735	486	4%
	(1,700)	(1,468)	(233)		(1,468)	(1,414)	(54)	
売上総利益率	51%	58%			58%	53%		

2018年12月期連結会計年度の売上原価は、前年同期と比較して2.1百万米ドル又は16%増加し、売上総利益率は58%から51%へと減少しました。これは主に、半導体出荷数の31%の増加が、製品構成の変化の影響によって相殺されたものです。売上総利益率の減少は、製品構成の変化に起因する平均製品単価の24%の減少によるものです。

2017年12月期連結会計年度の売上原価は、前年同期と比較し0.5百万米ドル又は4%増加し、売上総利益率は53%から58%へと増加しました。売上原価の増加は、主に、半導体出荷数が22%増加したことによるものです。また、製品構成において、製造単価が安く、利幅の大きい製品の売上が増加したこと、在庫評価減が0.4百万米ドル減少したこと、及びその他の期間原価が減少したことが、売上総利益率の増加に寄与しました。

当社は将来的に、製品構成の変化、平均製品単価、半導体製造費、製品歩留まり、在庫評価減の変動、製品需要の変化などの要因によって、売上総利益率の変動を予想しています。

研究開発費

研究開発費は、主に研究開発に従事する従業員の報酬と関連費用、請負費用、テープアウト費用、テスト品の開発及び評価費用、並びに減価償却費からなります。また、新製品を発売する前に、フォトマスク作成費用、プロトタイプのエーハー及びフォトマスクの改定費用(当社ではテープアウト費用と称します。)が発生します。テープアウト費用は、毎四半期に均等に発生するものではないため、当該費用の具体的な発生時期に従い研究開発費は変動します。

	連結会計年度		増減		連結会計年度		増減	
	2018年	2017年	金額	%	2017年	2016年	金額	%
	(単位:千米ドル(百万円))							
研究開発費	7,331	5,383	1,948	36%	5,383	4,380	1,003	23%
	(814)	(598)	(216)		(598)	(486)	(111)	

2018年12月期連結会計年度の研究開発費は、前年同期と比較して、1.9百万米ドル又は36%増加しました。これは主に、テープアウト費用の1.1百万米ドルの増加、製品開発業務拡大に伴う14%の人員増による人件費の0.4百万米ドルの増加及び、製品開発に係る設計費用、プロトタイプ制作費用及びソフトウェア経費の0.2百万米ドルの増加によるものです。

2017年12月期連結会計年度の研究開発費は、前年同期と比較して、1百万米ドル又は23%増加しました。これは主に、設計費用、プロトタイプ制作費用、ソフトウェア経費の0.8百万米ドルの増加、及び、新規JDR公開に伴う株価上昇によって株式報酬費用が0.2百万米ドル増加したこと、製品開発業務拡大に伴う10%の人員増による人件費の増加に起因します。

販売費及び一般管理費

販売費は、主に当社の販売に関する人件費、事業開発費、マーケティング及びアプリケーション・エンジニアリング活動、販売促進とその他のマーケティング費用並びに出張費からなります。当社が近い将来、販促チームを拡大し、マーケティング活動を増加させることに従い、販売費は増加すると予想しています。

一般管理費は、主に人件費、コンサルティング費及び専門家報酬からなります。専門家報酬は、主に法律、監査、税務及び会計に係るサービスに対する報酬からなります。一般管理費は、追加人員の雇用、インフラ改善及び上場会社としての法令遵守に対応するための多大な追加費用(特に日本で上場している米国企業としての経営に関する法務、保険及び会計費用を含みます。)により、近い将来、増加すると予想しています。

給与、福利厚生費、賞与及び株式報酬を含む人件費は、販売費及び一般管理費のそれぞれの最も多くを占める費目です。

	連結会計年度		増減		連結会計年度		増減	
	2018年	2017年	金額	%	2017年	2016年	金額	%
	(単位:千米ドル(百万円))							
販売費及び一般管理費	6,636	6,193	443	7%	6,193	4,678	1,515	32%
	(737)	(687)	(49)		(687)	(519)	(168)	

2018年12月期連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前年同期と比較して、0.4百万米ドル又は7%増加しました。これは主に、公開会社になったことに伴う専門家費用の0.3百万米ドルの増加、業務拡大に伴う10%の人員増による人件費、家賃、他のオフィス費用の0.3百万米ドルの増加が、株式報酬費用の0.2百万米ドルの減少により相殺されたものです。

2017年12月期連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前年同期と比較して、1.5百万米ドル又は32%増加しました。これは主に、1.3百万米ドルの人件費の増加に起因します。人件費の増加のうち、新規JDR公開に伴う株価上昇による、株式報酬費用の増加は0.8百万米ドルであり、また、業務拡大に伴う13%の人員増も人件費増加の一因です。新規JDR上場に伴い、弁護士及びその他の専門家によるコンサルタント費用が、0.2百万米ドル増加しております。

その他の収益(費用)

	連結会計年度		増減		連結会計年度		増減	
	2018年	2017年	金額	%	2017年	2016年	金額	%
	(単位：千米ドル(百万円))							
その他の収益								
(費用)	229	73	302	414%	73	0	73	*
	(25)	(8)	(34)		(8)	(0)	(8)	

* 2016年12月期のその他の収益(費用)は僅少な為、増減比率を記載しておりません。

2018年12月期連結会計年度のその他の収益は、前年同期と比較して、0.3百万米ドル増加しました。これは主に、外国為替取引と、2017年9月にJDRの新規公開に伴い受領した日本円の手取り金に係る、外国為替差損益の影響によるものです。

2017年12月期連結会計年度のその他の費用は、前年同期と比較して、73千米ドル増加しました。これは主に、2017年12月期中にJDRの新規公開に伴い受領した手取り金に係る、外国為替差損の影響によるものです。

法人税等

法人税等は、税引前当期純利益に対する連邦税、州税及び外国法人税からなります。当社の実効税率は、主に研究費税額控除及び非控除株式報酬費用によって連邦法定税率とは異なります。

	連結会計年度		増減		連結会計年度		増減	
	2018年	2017年	金額	%	2017年	2016年	金額	%
	(単位：千米ドル(百万円))							
法人税等	159	2,515	2,356	94%	2,515	1,882	633	34%
	(18)	(279)	(262)		(279)	(209)	(70)	

2018年12月期の法人税費用は、2017年12月期と比較して、2.4百万米ドル又は94%減少しました。これは主に、税引前当期純利益の減少、2017年12月に施行された米国における税法改正によって米国連邦法人税法定税率が34%から21%に減率したこと、ストック・オプションの行使及び当該株式の売却による税務上のベネフィットの増加によるものです。また、法人税の実効税率は、2017年12月期の40.07%から2018年12月期の7.74%へと減少しました。

2017年12月期連結会計年度の法人税費用は、前年同期と比較して、0.6百万米ドル又は34%増加しました。これは主に、2017年12月に施行された米国における税法改正によって再計算された繰延税金資産に伴う一過性費用0.3百万米ドルによるものです。この一時的な要因により、法人税の実効税率は、2016年12月期の35.09%から2017年12月期の40.07%へと増加しました。「第6 経理の状況 テックポイント・インク連結財務書類に対する注記 注記10. 法人税」をご参照ください。

当期純利益

前述の結果、2018年12月期連結会計年度の当社グループの当期純利益は、前年同期と比較して、1.9百万米ドル又は50%減少しました。

生産、受注及び販売の状況

当社の事業は、監視カメラ及び車載カメラシステム市場向けの混合信号集積回路の設計、マーケティング及び販売を行う一つの事業セグメントから構成される単一の報告セグメントから成ります。

当社は、主として米国内及び米国外の代理店及び販売員のネットワークを通じ、また、より小規模ながら当社の直販部門及びアプリケーション・エンジニアリング・スタッフを通じて、製品を完成品メーカーに世界規模で販売しています。当社のカスタマーサービス及びマーケティング部門が、これら各販売チャネルをサポートしています。当社は販売、及び顧客・技術サポート要員を米国、中国、日本、韓国及び台湾に配置しています。当社は、世界の主要地域で、販売力及び顧客・技術サポート力を強化し、完成品メーカー及び代理店のネットワークをさらに拡大して行くことを企図しています。

当社の販売サイクル（受注又は製品の製造開始から完成品の納入まで）は、典型的には、監視カメラシステム市場向けでは3ヶ月から6ヶ月、車載カメラシステム市場向けでは1年から3年程度です。当社は、自社製品への需要を創出するため、特定用途向けの製品のシステム設計に関する情報を完成品メーカーのシステム設計者に提供し、直接連携しています。当社の半導体を完成品メーカーのシステム開発者によりよく理解してもらうために、半導体システムの設計段階において、当社のエンジニアリンググループと完成品メーカーのシステム設計者を検討に積極的に加わらせません。当社は、ますます複雑化、明確化することが予想されている特定の設計要件に応えるための製品の設計に向け努力していますが、これは、製品に対する広範囲におよぶ需要と将来的な製品強化を支えることにもなります。このプロセスが功を奏した場合、最終的に完成品メーカーのシステム設計者が自社のシステムに当社製品を採用することになり、当社はこれをデザイン・ウィンと呼んでいます。一度、完成品メーカーに当社製品が採用され完成品メーカーの製品に搭載されると、完成品メーカーのシステム設計者は自社の他の多数のモデルにおいても、現行版あるいは拡張版の当社製品を採用し続ける蓋然性が高いと考えており、当社製品のライフサイクルの伸長につながります。これは、車載カメラシステム市場で特に当てはまることであり、複数年の、時には4年を超えるライフサイクルの伸長を当社製品にもたらします。さらに、特定メーカー向けの特別車載モデルのデザイン・ウインは、同メーカーの別モデルでのデザイン・ウインにつながることもあります。一方で、最初にデザイン・ウインを逃した場合、その製品を使用する完成品メーカー向けの販売の機会を長期にわたり失う可能性があります。

注文残高

当社は、主に一般的な形式の個別注文に応じて販売を行っています。当社の注文残高は、代理店から受けた注文の中でまだ出荷されていないものを示しています。これまで経営陣は、注文残高を将来の業績の指標としては利用していませんでした。注文を受けてから出荷するまでの時間は製造委託先が保有する在庫数等により異なる場合があります。また、業界慣行として、顧客は比較的直前の通知で注文を変更又は取消をすることができるので、注文残高は将来の販売状況を示す指標としては必ずしも適当ではないと考えています。さらに、当社の四半期売上は、該当する四半期に受注かつ出荷された注文によって認識されます。その結果、現在まで、いずれの四半期末においても重要な注文残高を有したことはなく、また四半期末時点での注文残高はいずれも将来の業績の予測となるものではなく、注文のタイミングを示すものです。

最近2連結会計年度の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

(単位・千米ドル)

相手先	連結会計年度	
	2018年12月期	2017年12月期
Phitec Electronic (HK) Inc. Limited	23,671 (76%)	23,138 (74%)

なお、2018年12月期において、当社が販売する半導体の平均販売価格が24%下落しました。これは、主に、販売価格が相対的に低い、車載カメラシステム市場向け製品およびイメージングナルプロセッサ（ISP）搭載のHD-TVI送信用半導体ラインナップを継続的に拡大していることによる製品構成の変化によるものです。

(3) 財政状態の分析

資産

流動資産

2018年12月31日現在の流動資産は、2017年12月31日に対して3.9百万米ドル又は15%の増加となりました。これは主に、現金及び現金同等物の4.4百万米ドルの増加が、当期在庫残高の減少0.6百万米ドルによって相殺されたものです。

2017年12月31日現在の流動資産は、2016年12月31日に対し12.5百万米ドル又は97%の増加となりました。これは主に、当社有価証券信託受益証券（以下「JDR」といいます。）の新規上場に伴う新規株式発行による引受人からの払込金8.1百万米ドル及びオーバーアロットメントオプションの行使による収入1.2百万米ドルの受領を含めた現金及び現金同等物の11.5百万米ドルの増加によるものです。また、当期在庫残高の増加0.3百万米ドル及び前払費用及びその他の流動資産の増加0.7百万米ドルも起因しています。

非流動資産

2018年12月31日現在の非流動資産は、2017年12月31日に対して0.2百万米ドル又は22%の増加となりました。これは主に、有形固定資産が0.3百万米ドル増加したことによるものです。

2017年12月31日現在の非流動資産は、2016年12月31日に対して1.5百万米ドル又は56%の減少となりました。これは主に、その他資産に含まれていた繰延株式公開費用1百万米ドルが、2017年9月のJDRの新規上場時に、調達資金から控除される形で資本の部に組み込まれたことによるものです。また、2017年12月施工の税制改革によって、繰延税金資産も0.4百万米ドル減少しました。

負債及び株主資本

流動負債

2018年12月31日現在の流動負債は、2017年12月31日に対して0.4百万米ドル又は29%の増加となりました。これは主に、請求書の受け取りと支払いの時期のずれにより生じる買掛金0.3百万米ドルの増加によるものです。

2017年12月31日現在の流動負債は、2016年12月31日に対して0.7百万米ドル又は33%の減少となりました。これは主に、入金と出荷の時期のずれにより生じる顧客預り金の減少によるものです。

非流動負債

2018年12月31日現在の非流動負債は、2017年12月31日に対して23千米ドル又は17%の増加となりました。これは主に、その他の長期負債（未認識の税務ベネフィット）の増加によるものです。

2017年12月31日現在の非流動負債は、2016年12月31日に対して43千米ドル又は48%の増加となりました。これは主に、新本社オフィスに関連する繰延賃借料の増加20千米ドル及びその他の長期負債（未認識の税務ベネフィット）の増加23千米ドルによるものです。

株主資本

2018年12月31日現在の株主資本は、2017年12月31日に対して3.7百万米ドル又は15%の増加となりました。これは主に、2018年12月期連結会計年度に純利益1.9百万米ドルを生み出したこと及び、株式報酬やストック・オプションの行使及び早期行使、ストック・オプションの権利確定により資本剰余金が1.8百万米ドル増加したことによるものです。

2017年12月31日現在の株主資本は、2016年12月31日に対して11.7百万米ドル又は89%の増加となりました。これは主に、2017年12月期連結会計年度に純利益3.8百万米ドルを生み出したこと、JDRの新規上場に伴う新規株式発行による引受人からの払込金8.1百万米ドルから繰延株式公開費用3百万米ドルを差し引いた5.2百万米ドルが新たに資本剰余金として計上されたこと、オーバーアロットメントオプションの行使による資本剰余金の増加1.2百万米ドル、及び株式報酬やストック・オプションの行使及び早期行使、ストック・オプションの権利確定により資本剰余金が1.6百万米ドル増加したことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの分析

2018年12月31日及び2017年12月31日現在の現金及び現金同等物は、それぞれ25.9百万米ドル及び21.5百万米ドルでした。現在の現金及び現金同等物並びに事業から得られると予想している現金の総額は、次の12か月間の事業運営に必要な運転資本の額と比較して十分な水準にあると考えています。

創業以来、当社の事業資金は半導体の売上及びJDRの新規公開による払込金によって賄ってあります。2017年9月に完了したJDRの新規公開では、当社の普通株式1,520,000株を表章するJDR1,520,000口を一口650円（5.85ドル）で募集し、手数料を差し引いた8.1百万米ドルの資金調達を行いました。また、2017年10月には、当社の普通株式228,000株を表章するJDR228,000口のオーバーアロットメントによる募集に際して、一株650円（5.85ドル）で主幹事証券を割当先とする第三者割当増資を行い、当社は手数料を差し引いた1.2百万米ドルの払込を受領しました。また、別途必要であった繰延株式公開費用は合計で3.0百万米ドルでした。

当社の主な資金用途は、事業の成長継続に伴う運転資金確保及び研究開発費用です。運転資金の残高は、買掛金残高及び未払費用残高の変動にも見られる通り、当社の費用の支払時期によって影響を受けます。

今後の資金需要は、当社の成長率、研究開発活動を支えるための支出の時期と規模、セールス・マーケティング人員増強の時期とコスト、新しい改良製品の導入及び新製造技術の導入、あるいは他社の資産の取得・統合など、多くの要素に左右されます。追加的に外部からの資金調達が必要になった場合、当社にとって好条件で調達できない可能性、もしくは調達できない可能性があります。今後当社が負債により資金調達する場合、資金調達活動その他の財務・営業事項に関し制限条項が入る可能性があるなど、買収の可能性を含め、当社にとって追加的な資本を獲得し、事業機会を迫及することが困難になるおそれがあります。さらに、追加的資金をさらなる株式の発行、転換可能債券あるいはその他の株式転換可能有価証券によって調達する場合、既存株主が当社の持分比率において多大な希薄化を蒙ることとなり、当社が発行する新しい株式が当社の普通株式の保有者より優先した権利を有することになる可能性があります。資金が必要な時に当社に

とって好都合な条件で資金調達ができなければ、成長を続け、事業を支え、経営課題に応えることができる能力は著しく制限されます。

以下の表は、2018年、2017年及び2016年12月31日終了の連結会計年度の当社のキャッシュ・フローの要約を示しています。

連結キャッシュフロー計算書の情報：	連結会計年度		
	2018年	2017年	2016年
	(単位：千米ドル、(千円))		
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）	4,440	4,359	1,608
	(492,840)	(483,849)	(178,488)
投資活動によるキャッシュ・フロー（純額）	376	170	346
	(41,736)	(18,870)	(38,406)
財務活動によるキャッシュ・フロー（純額）	341	7,341	719
	(37,851)	(814,851)	(79,809)
現金及び現金同等物の増加	4,405	11,530	543
	(488,955)	(1,279,830)	(60,273)

営業活動によるキャッシュ・フロー

当社の営業活動からの主要な資金源は、売上による資金回収です。営業活動によるキャッシュ・インフローは、売上の変動による影響を受けます。当社の営業活動による主な資金用途は、人件費、研究開発投資及びセールス・マーケティングのためのものです。

2018年12月期連結会計年度において、営業活動により獲得した現金（純額）は4.4百万米ドルでした。主な要因は当期純利益1.9百万米ドル、及び株式報酬、減価償却費、繰延税金などの非資金費用1.8百万米ドルの増加及び、運転資金の変動による現金の増加0.8百万米ドルによるものです。当社の運転資金の変動による現金の増加は、主に、当該期間における製造を超過する製品売上による棚卸資産の減少0.6百万米ドル、発注と支払いの時期のずれにより生じる買掛金の増加0.2百万米ドルによるものです。

2017年12月期連結会計年度において、営業活動により獲得した現金（純額）は4.4百万米ドルでした。主な要因は当期純利益3.8百万米ドル、及び株式報酬、減価償却費、繰延税金などの非資金費用2.0百万米ドルの増加が、運転資金の変動による現金の減少1.4百万米ドルに相殺されたことによるものです。当社の運転資金の変動による現金の減少は、主に、入金と出荷の時期のずれにより生じる顧客預り金の0.7百万米ドルの減少、前払費用やソフトウェア購入に伴う流動資産の増加0.7百万米ドル、需要増を見越しての棚卸資産の増加0.3百万米ドルの減少が、同じく発注と支払いの時期のずれにより生じる未払費用0.2百万米ドル及び買掛金の0.1百万米ドルの増加により一部相殺されたものです。

2016年12月期連結会計年度において、営業活動により獲得した現金（純額）は1.6百万米ドルで、主に、当期純利益の3.5百万米ドル及び、繰延税金、減価償却費、固定資産の除却ならびに株式報酬などの非資金費用0.4百万米ドルの増加が、運転資金の変動による現金の減少2.3百万米ドルに相殺されたことによるものです。当社の運転資金の変動による現金の減少は主に、新製品の導入等による棚卸資産の1.2百万米ドルの増加、発注と支払いの時期のずれにより生じる買掛金0.8百万米ドルの減少、入金のタイミングによる顧客預り金0.6百万米ドルの減少支払及び受注・発注のタイミングによる売掛金0.1百万米ドルの増加を、前払費用及びその他の流動資産0.2百万米ドルの減少、未払費用0.2百万米ドルの増加が一部相殺したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当社の投資活動は、主に有形固定資産の取得からなります。当社は、事業の持続的成長を支えるために資本的支出を続ける考えです。

2018年、2017年及び2016年12月期連結会計年度に投資活動に使用した現金（純額）は、それぞれ有形固定資産の取得による0.4百万米ドル、0.2百万米ドル及び0.3百万米ドルです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

2018年12月期連結会計年度において、当社の財務活動により獲得した現金（純額）は0.3百万米ドルでした。これは主に、ストック・オプションの行使による収入です。

2017年12月期連結会計年度において、当社の財務活動により獲得した現金（純額）は7.3百万米ドルでした。これは主に、JDRの新規公開に伴う新規発行株式の引受人による払込み、及びストック・オプションの行使による収入でした。新規発行株式の引受人による払込金の正味受取金は9.3百万米ドル、ストック・オプションの行使による収入は0.1百万米ドルで、JDR公開費用の当期の支払による2.1百万米ドルのキャッシュ・アウトによって一部相殺されました。

2016年12月期連結会計年度において財務活動に使用した現金（純額）は、0.7百万米ドルでした。これは、JDR公開費用の支払0.8百万米ドルが、ストック・オプションの行使による収入0.1百万米ドルによって一部相殺されたものです。

(5) 市場リスクに関する定量的・定性的情報の開示

当社は、為替相場及び金利の変動による市場リスクにさらされており、当社の経営成績及び財政状態に不利な影響を及ぼす可能性があります。当社は、これらのリスクを安定した業務運営を通じて最小化する方針です。なお、当社は、売買目的又は投機目的でデリバティブ金融商品を取得、保有、売却していません。

為替レート

当社は、世界中で事業取引を行っており、為替の変動に伴うリスクにさらされています。当社の2018年及び2017年の売上のほぼすべては、米国外での売上から得ています。この売上のほぼ全額は、世界中の代理店からの売上であり、米ドルで得ています。当社の営業費用は、当社の子会社が存在する国の通貨建てであり、為替相場の変動により変動します。現時点では、当社はヘッジ契約を締結していませんが、今後締結する可能性もあります。2018年12月期、2017年12月期及び2016年12月期において為替レートが10%上下したと仮定しても、この期間の売上又は純利益は大きく増減することはありません。

外貨建ての資産及び負債は、年度末の為替レートに基づいて米ドルに換算し、株主資本の包括利益に含めています。売上及び費用勘定は、期中平均為替レートで換算しています。為替相場の変動により生じた取引損益は、発生時に損益に計上されています。

金利

当社が金利変動に関してさらされている市場リスクは、主に現金及び現金同等物に関連するものです。当社は、現金及び現金同等物に対するリスクを営業上必要な金額を超える現金を短期の信用力の高い金融機関が発行する高品質の金融商品に投資することにより最小化しています。2018年12月31日現在、当社が保有する現金及び現金同等物の金額では、金利が1%あるいは100ベース・ポイント増減しても当社の財務書類には大きな影響はありません。

契約義務

当社は、特定のオペレーティング・リースに基づき将来における支払義務を負っています。

2018年12月31日現在の契約義務残高は、以下の表に要約しています。

	合計	2018年12月31日		3年超
		1年未満	1年 - 3年	
		(単位：千米ドル(百万円))		
オペレーティング・リース.....	846	645	201	
	(94)	(72)	(22)	
購入契約.....	290	140	150	
	(32)	(15)	(17)	
合計.....	1,136	785	351	
	(126)	(87)	(39)	

重大なペナルティなしに解約できる契約上の義務は、上記の表には含まれていません。

オフバランスシート契約

2018年12月期連結会計年度において、当社は、オフバランスシート契約を促進する目的又その他の契約上の制限された目的で設立されたストラクチャード・ファイナンス、特別目的会社等非連結企業又は財務上のパートナーシップとの関係はありません。

(6) 課題に対する経営陣の認識及び将来の指針

課題につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。当社は、複合ビデオ製品向けの高性能で費用効率の高い半導体の大手プロバイダーになるという目標を達成するために、以下の戦略を引き続き実行していく予定です。

急成長中のビデオ製品をターゲットとする

追加的な特定製品向け製品の開発

新たな技術の開発

顧客関係の拡大

選り抜かれた買収を通じて市場での存在感を強化

4【経営上の重要な契約等】

当社は、Phitec Electronic (HK) Inc. Limited(以下「Phitec社」といいます。)との間で、2015年12月3日付で国際販売代理契約(International Sales Representative Agreement。以下「本契約」といいます。)を締結しています。

本契約に基づき、Phitec社は、当社の生産するすべての半導体製品について、中国における非独占的な販売代理権を有します。

本契約は自動更新条項により毎年更新されますが、一方当事者から終了通知があれば更新されず、かつ契約期間中であっても一方当事者からの1か月前の通知により終了することとされています。

5【研究開発活動】

当社の研究開発活動は、新技術及び特定用途向け製品の開発が中心です。主要な研究開発テーマは、高度なアナログデザイン、ミックスシグナルデジタル処理、ビデオ・デコーディング及びソフトウェア・エンジニアリングでした。当社の研究開発費は、2018年、2017年及び2016年連結会計年度において、それぞれ7.3百万ドル、5.4百万ドル及び4.4百万ドルでした。

その他、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(2) 経営成績の分析 2018年12月期及び2017年12月期の各連結会計年度の比較 研究開発費」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

米国カリフォルニア州サンノゼ市にある当社の本社並びに主な研究開発及び運営施設8,512平方フィート(791平方メートル)を、2020年2月までの契約で賃借しております。当社は、また、中国、日本、韓国及び台湾でも、オフィス・スペースを借りております。当社は、社内検査装置を除き、製造施設を所有しておらず、当社の半導体の製造及び販売は、第三者と契約して許諾を与えております。当社の現在のスペースは、現在の必要性に適しており、また、近い将来の事業拡大に合わせた追加的又は代替的スペースを確保できると考えております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】(2018年12月31日現在)

	授権株式数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	75,000,000	17,285,764	57,714,236
優先株式	5,000,000	-	5,000,000

(注1) ストック・オプションの早期行使により発行された権利未確定の普通株式は、2018年12月31日現在、155,257株でした。当該普通株式は、会計上は発行済株式と取り扱われませんが、法律上は所有者に議決権、配当受領権、残余財産分配請求権が与えられることから、上記発行済株式総数に含んでおりません。

(注2) 新株予約権の行使により発行される予定の株式の種類は普通株式であり、その数は以下のとおりです。なお、以下の株式数は上記発行済株式総数に含んでおりません。

- ・ 2017年ストックインセンティブプランに基づく加重平均行使価格2.19米ドル(資本組入額0.0001米ドル)の発行済みストック・オプションの行使により発行されることとなる普通株式984,678株(2018年12月31日現在)
- ・ 普通株式255,500株に相当するリストラクテッド・ストック・ユニットまたはストック・ユニット。このリストラクテッド・ストック・ユニットまたはストック・ユニットの保有者は、将来の一定の日において、所定の条件を充足していることを条件に、金銭の払込みなく普通株式が付与されます。リストラクテッド・ストック(譲渡制限付株式)と異なり、その権利が確定し普通株式が付与されるまでは、リストラクテッド・ストック・ユニットまたはストック・ユニットに潜在する普通株式は発行されず、その保有者は議決権、配当受領権、残余財産分配請求権を有しません。したがって、上記255,500株は上記発行済株式総数に含んでおりません。
- ・ 2018年12月31日現在、2017年ストックインセンティブプランに基づく将来の発行のために確保されている普通株式5,829,745株

(注3) リストラクテッド・ストック(譲渡制限付株式)及びストック・オプションは、当社取締役会の定めるストックインセンティブプランに基づいて発行されます。

- ・ 2017年ストックインセンティブプランにおいては、従業員、独立取締役、アドバイザー及びコンサルタントに対して、ストック・オプション、リストラクテッド・ストック(譲渡制限付株式)、ストック・ユニット、株式評価益受領権(SAR)、現金報酬及び業績連動型報酬の付与が用意されています。また、株式ではなく本有価証券信託受益証券が付与されることもあります。当社の報酬委員会又は取締役会が当該プランを運営し、報酬の付与対象者、付与株式数又は付与額、及び発行価格、行使価格、権利確定期間又は行使期間を含む条件を決定します。

【発行済株式】(2018年12月31日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式	普通株式	17,285,764	非上場	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
計		17,285,764		

(注) 当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券(JDR)を東京証券取引所マザーズ市場に上場しています。JDR 1口は、普通株式1株の権利を表章しています。2018年12月31日現在の発行済JDRの数は5,057,293口です。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】(2018年12月31日現在)

	発行済株式総数(株)		資本金(千円ドル)		資本金(千円)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2014年4月30日	1,150,000	13,058,888	2,297	7,930	259,561	896,090	第一回シリーズB優先株式の有償第三者割当て
2014年10月29日	432,500	13,491,388	864	8,794	97,632	993,722	第二回シリーズB優先株式の有償第三者割当て
2014年12月31日	446,550	13,937,938	0	8,794	0	993,722	2014年度オプションの行使及び未確定株式の買戻し
2015年12月31日	777,800	14,715,738	0	8,794	0	993,722	2015年度オプションの行使
2016年12月31日	358,833	15,074,571	0	8,794	0	993,722	2016年度オプションの行使及び未確定株式の買戻し
2017年9月15日	0	16,594,571	8,793	1	993,601	121	発行済み優先株式の普通株式への転換
2017年9月29日	1,520,000	16,594,571	0	2	17	226	新規JDR公開
2017年10月30日	228,000	16,822,571	0	2	3	226	オーバーアロットメントオプションの行使による新規発行
2017年11月1日	30,000	16,852,571	0	2	0	226	リストラクテッド・ストック・ユニットの権利確定
2017年12月31日	188,934	17,041,505	0	2	2	226	2017年度オプションの行使及び未確定株式の買戻し
2018年12月31日	234,555	17,276,060	0	2	3	222	2018年度オプションの行使及び未確定株式の買戻し
2018年12月31日	9,704	17,285,764	0	2	0	222	リストラクテッド・ストック・ユニットの権利確定及び権利確定に伴う源泉課税の為の株取得

(注1) 当社株式は、2017年7月に実施したデラウェア州法人への設立準拠法の変更に伴い、無額面株式から額面株式に変更しています。上記2017年9月29日以降の資本金の残高の欄には、当社連結貸借対照表に表示されるべき発行済株式の額面の総額を記載しています。なお、2017年7月31日以前の資本金の残高の欄には、株式の発行に際して受け取った払込金額の総額を記載しています。

(注2) ストック・オプションの行使及びストック・オプションの早期行使により発行された権利未確定の株式の買戻しについては、事業年度ごとの合計数を記載しています。

(注3) 2018年12月31日現在の新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入れ額、その他新株予約権の行使により発行される予定の株式については、「(1) 株式の総数等 株式の総数」の(注2)をご参照ください。

(4) 【所有者別状況】(2018年12月31日現在)

区分	株主数(人)	株式数(株)	発行済株式総数に対する割合(%)
役員及び取締役	6	4,228,263	24.46
法人	83	2,372,136	13.72
個人その他	3,942	10,685,365	61.82
合計	4,031	17,285,764	100.00

(注) 発行済JDRに関して、その原資産である当社普通株式の法的な所有者はJDRの受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社であるが、同行が所有者となっているすべての株式について、上記表中においては、JDR信託契約に基づき当該受託者から取得した情報及び当社が個別に把握している情報に基づき、原資産である当社普通株式の実質的な保有者である発行済JDRの受益者1人を株主1人と見做して記載している。

(5) 【大株主の状況】(2018年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小里 文宏・政子	米国カリフォルニア州サラトガ市	1,818,888	10.52
小里 颯子	米国カリフォルニア州サラトガ市	1,788,888	10.35
デンソー・インターナショナル・アメリカ	米国ミシガン州サウスフィールド市 デンソードライブ24777	1,500,000	8.68
クー フェング	米国カリフォルニア州サンノゼ市	1,360,000	7.87
クー エミリー	米国カリフォルニア州サンノゼ市	995,000	5.76
リユー フン・カイ	米国カリフォルニア州サラトガ市	980,000	5.67
クー アマンダ	米国カリフォルニア州サンノゼ市	970,000	5.61
カング ヤオ・フア	台湾台北市	650,000	3.76
チャールズシュワブ・インターナショナル	米国カリフォルニア州サンフランシスコ市 モンゴメリーストリート101	265,000	1.53
ユー フランク	米国カリフォルニア州ロスアルトス市	177,000	1.02
計		10,504,776	60.77

(注1) 発行済JDRに関して、その原資産である当社普通株式の法的な所有者はJDRの受託者の米国所在の保管機関である三菱UFJ信託銀行株式会社ニューヨーク支店であるが、上記表中においては、JDR信託契約に基づき当該受託者から取得した情報及び当社が個別に把握している情報に基づき、原資産である当社普通株式の実質的な保有者である発行済JDRの受益者1人を株主1人と見做して記載している。

(注2) 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合には、「(1) 株式の総数等 株式の総数」の(注2)に記載の、発行済株式総数に含まない株式の数は含みません。

2 【配当政策】

当社は、当社の株主資本に対する現金配当を決議したことも支払ったこともありません。また、現在のところ、当社は現金配当を予定しておりません。当社は、将来に利益が発生した場合、事業の発展と成長のための資金として内部留保する予定です。

当社普通株式に対する配当の支払は、当社の取締役会がその裁量によって、当社の業績、財務状況、資本規制、契約上の制約などの要因に基づいて決定します。配当を支払う場合、当社はJDR信託契約の条項に基づいて、本有価証券信託受益証券の保有者に対して、支払われるべき手数料及び費用も含め、当社の普通株式の保有者と同等の支払を行います。本書「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務の概要」及び「2 受益者の権利行使方法」をご参照ください。

3【JDR価格の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低JDR価格】

決算年月	2017年12月	2018年12月
最高	2,950円	2,615円
最低	1,061円	450円

(注) 当社普通株式を原資産とするJDRは2017年9月29日より東京証券取引所マザーズ市場に上場されたため、決算年月2017年12月の最高・最低JDR価格は、2017年9月29日以降の価格を示しております。

(2)【当該事業年度中最近6か月間の月別最高・最低JDR価格】

月別	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高	1,305円	1,278円	1,333円	1,308円	1,072円	890円
最低	996円	1,036円	1,068円	901円	714円	450円

4【役員の状況】

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

2018年12月31日現在

氏名	生年月日	役職	任期	所有普通株式数 (4)
小里 文宏	1959年6月1日	最高経営責任者 (CEO) 兼取締役社長	CEOとしての任期なし (2012年4月就任) 取締役としての任期は2018年5月から1年 ⁽⁵⁾	1,818,888株 ⁽⁶⁾
クー フェング	1957年7月7日	最高技術責任者 (CTO) 兼取締役	CTOとしての任期なし (2012年10月就任) 取締役としての任期は2018年5月から1年 ⁽⁵⁾	3,325,000株 ⁽⁷⁾
ウォング スティーブン	1987年11月18日	暫定最高財務責任者 (CFO) 兼秘書役	任期なし (2018年9月就任)	25,000株 ⁽⁸⁾
リユー フン・カイ	1953年11月18日	独立取締役	2018年5月から1年 ⁽⁵⁾	1,080,000株 ⁽⁹⁾
⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾ 森 幸示	1956年9月13日	独立取締役	2018年5月から1年 ⁽⁵⁾	125,000株 ⁽¹⁰⁾
⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾ コ克蘭 ロバート	1957年5月28日	独立取締役	2018年5月から1年 ⁽⁵⁾	0株 ⁽¹¹⁾
⁽³⁾ 青島 矢一	1965年2月11日	独立取締役	2018年5月から1年 ⁽⁵⁾	14,375株 ⁽¹²⁾

(1) 監査委員会委員であります。

(2) 報酬委員会委員であります。

(3) 指名及びコーポレート・ガバナンス委員会委員であります。

(4) 「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 株式の総数」の(注2)に記載の、発行済株式総数に含まない株式の数は含みません。

(5) 取締役の任期は、2018年5月31日開催の定時株主総会の終結のときから、2019年の定時株主総会の終結のときまでです。

(6) 小里文宏氏と小里政子氏の共同保有株です。このほか、同氏は36,000株分の行使可能なオプション及び72,000株分の2019年1月1日以降に順次行使可能となるオプションを保有しています。

(7) うち、1,360,000株は同氏が保有し、970,000株はクー アマング氏が、995,000株はクー エミリー氏がそれぞれ保有しています。このうち、クー エミリー氏が保有する6,167株は2018年12月31日時点で当社が買戻権を保有する未確定の普通株式であります。このほか、クー フェング氏は29,339株分の行使可能なオプション及び58,661株分の2019年1月1日以降に順次行使可能となるオプションを、クー エミリー氏は5,000株分の行使可能なオプションを保有しています。

(8) 同氏が保有する25,000株のうち、11,667株は2018年12月31日時点で当社が買戻権を保有する未確定の普通株式であります。このほか、同氏は10,000株分の早期行使可能なオプションを保有しております。さらに、同氏は20,000株分のストック・ユニットを保有しております。

- (9) うち、980,000株は同氏が保有し、100,000株はリユー クリストファー氏が保有しています。このほか、リユー
フン・カイ氏は23,646株分の行使可能なオプションを保有しています。また、2019年の定時株主総会の日が到来
することにより、同氏が保有する7,500株分のストック・ユニットが権利確定し、同氏には同数の当社普通株式
が付与されます。
- (10) うち、30,000株は同氏が、95,000株は森公仁子氏が保有しております。このほか、森幸示氏は19,688株分の権
利が確定されたオプションを保有しております。また、2019年の定時株主総会の日が到来することにより、同氏
が保有する7,500株分のストック・ユニットが権利確定し、同氏には同数の当社普通株式が付与されます。
- (11) 同氏は、10,000株分の行使可能なオプションを保有しております。
- (12) 同氏は、8,125株分の行使可能なオプションを保有しております。

小里 文宏

小里氏は、2012年に当社を共同で設立し、以来、当社の最高経営責任者（CEO）、社長及び取締役を務めています。テックウェル社（Techwell, Inc.）の創業者兼最高経営責任者でした。テックウェル社は、上場半導体企業で、監視カメラ及び車載エンターテインメント・アプリケーション向けのミックス・シグナル集積回路を専門としていましたが、同社は2010年にインターシル社（Intersil Corporation）に売却されました。同氏は2010年から2012年の間は、他分野を追求していました。1994年から1996年の間はシグマックス社（Sigmax Technologies, Inc.）の社長を務めていました。シグマックス社はシリコンバレーに本拠地を置くスタートアップ企業として、CD-ROM コントローラーチップを開発していましたが、1996年にアダプテック社（Adaptec, Inc.）に売却されました。1987年から1994年まで、日本の大規模エレクトロニクス複合企業である株式会社リコーの米国子会社（RICOH USA）のエレクトロニクス部門の事業管理部長を務め、同氏はそこで半導体事業の責任者を務めました。小里氏は、日本の大手商社である株式会社トーマンでキャリアをスタートしています。米国カリフォルニア大学サンタバーバラ校で数学の学士（理学）号を取得しています。当社の最高経営責任者（CEO）として小里氏がもたらす見識と経験、業界経験、並びに同氏の当社の製品、ターゲット市場、及び業務に関する深い知識に鑑み、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

クー フェング博士

クー博士は、2012年に当社を共同で設立し、以来、当社の最高技術責任者（CTO）を務めています。その以前は、インターシル社がテックウェル社を2010年に買収した後から、インターシル社の技術担当部長を務めました。また、当該買収以前は、クー博士はテックウェル社で1998年から2010年まで最高技術責任者を務めました。1994年から1996年までは、アダプテック社に買収される以前のシグマックス社の技術担当部長を、1991年から1994年まではセイコーエプソン株式会社の子会社（SMOS Systems, Inc.）でプロダクトマネージャーを務め、様々なアナログ半導体及びミックス・シグナル半導体を設計していました。クー博士は、超伝導集積回路企業であるハイプレス社（Hypres）でキャリアをスタートしています。国立台湾大学で電子工学の学士（理学）号を取得しており、米国ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校で理学修士号及び博士号を取得しています。

ウォング スティーブン

ウォング氏は、カリフォルニア理工州立大学（California Polytechnic State University）を2009年に卒業後、デロイト&トウシュLLP（Deloitte&Touche LLP）の監査部門に入社し、2011年に米国公認会計士（USCPA）資格を取得しました。在職中は、新規株式公開や上場企業のレポート作成など、複数の業界にまたがるクライアントとさまざまな経験を積んできました。2014年にシーゲイト・テクノロジー社（Seagate Technology PLC）に入社し、財務会計マネージャーに就任しました。2016年に当社に入社し、会計・財務・経理部に従事していましたが、2018年9月から暫定最高財務責任者（CFO）兼秘書役を務めています。

リユー フン・カイ

リユー氏は2012年4月より当社の取締役を務めています。同氏は、2005年から、シリコンバレーのスタートアップ企業に焦点を当てたエンジェル投資家として活動しています。また、同氏は、1995年の創業時から2001年まで、新型テレビ及び新興ディスプレイ市場をターゲットとした半導体及びソフトウェア製品を開発する公開企業であるテヴィア社(Tvia, Inc.)で最高経営責任者を務め、その後、2005年までは会長を務めました。さらに、1989年の創業時より1994年まで、パソコン向けのコアロジックチップを製造する公開企業である、オプティ社(OPTi Inc.)の最高経営責任者を務めました。同氏は、台湾の国立成功大学で電子工学の学士(理学)号を、米国サンタクララ大学でコンピューターサイエンスの理学修士号を、米国オハイオ州立大学で電子工学の理学修士号をそれぞれ取得しています。同氏は、半導体業界での経験及び公開企業での最高経営責任者や取締役としての役務から得た見識及び経験に鑑み、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

森 幸示

森氏は2012年11月より当社の取締役を務めています。同氏は、2007年1月より、世界的な自動車部品メーカーであるデンソー・インターナショナル・アメリカ社(DENSO International America, Inc.)のバイスプレジデントです。同氏は、金沢大学で電子工学の学士(理学)号を取得しています。同氏は自動車業界で得た幅広い見識及び経験を備えており、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

コ克蘭 ロバート

コ克蘭氏は2016年1月より当社の取締役を務めています。同氏は、2012年1月より、アプリケーション・ネットワークング企業であるA10ネットワークス社(A10 Networks, Inc.)の法務及び企業コラボレーション担当バイスプレジデントを務め、2012年4月からは同社の取締役会の一員として務めています。1993年1月から2012年1月までは、カリフォルニア州ウッドサイドで弁護士実務に携わっていました。2004年から2010年までは、テックウェル社の取締役を務め、また、ある非公開企業の取締役も務めています。同氏は、ハーバード・ロー・スクールで法務博士号を、ハーバード大学で学士(文学)号を取得しています。同氏の成長企業に対するコンサルタント業務並びに公開企業及び非公開企業での取締役としての役務から得た見識及び経験に鑑み、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

青島 矢一博士

青島氏は2016年7月より当社の取締役を務めています。同氏は、1999年より現在に至るまで、一橋大学イノベーション研究センターにおいて助教授及び教授を務めています。2015年からは新日鐵住金ソリューションズ株式会社で社外取締役も務めています。1996年から1999年までは一橋大学の産業経営研究所で専任講師を務めていました。同氏は米国・マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院で経営学博士号を、一橋大学大学院で商学修士号を取得しています。同氏は経営戦略論、技術経営における幅広い見識及び経験を備えており、当社の取締役として適格であると当社は信じています。

役員報酬については、「5 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの状況 取締役の報酬」の「役員報酬」をご参照ください。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要

当社は、委員会設置会社制度を採用し、取締役会の下に、指名・コーポレートガバナンス委員会、報酬委員会及び監査委員会を設けることで、監督と執行の分離を徹底することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と透明性の高い経営の実現をめざしています。

また、当社は、社外取締役4名を招くことにより、広い視野にもとづいた経営意思決定を行い、また、社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

当社の規模、業態を勘案しますと、社外取締役及び各種委員会による経営への監督・提言機能を確保しつつ、委員会設置会社制度による業務執行の効率化を図ることが、より機動的かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を維持することができるものと判断し、現在の体制を採用しています。

取締役会

当社の修正基本定款は、当社取締役会の取締役の定員を、修正付属定款において定めるものと規定します。当社の取締役会は4人以上7人以下の取締役で構成されますが、取締役会がかかる定員を随時決定する旨を規定しています。本書の提出日において、当社の取締役会は6人の取締役で構成されます。取締役の定員は取締役会の決議によって変更が可能です。当社の取締役は、原則として、毎年の定時株主総会において選任され、任期満了後、後継者が正式に選任され権限が与えられるまで役務を提供します。取締役の欠員は、取締役会の決議により補充することができます。

コーポレート・ガバナンス

当社のコーポレート・ガバナンスの取組みは、米国JOBS法における新興成長企業として、米国SOX法及び同法に基づき定められた米国SEC規則、並びに東京証券取引所マザーズ市場の規則に準拠しているものと考えています。当社取締役会は、引き続きコーポレート・ガバナンスの原則及び方針を査定します。

当社取締役会は各取締役、役員及び従業員を対象とする企業行動規範を制定しました。本規範は、以下を含む様々な項目を取扱っています。

- ・ 利益相反
- ・ インサイダー取引
- ・ 企業機会
- ・ 競争及び公正取引
- ・ 均等雇用及び労働条件
- ・ 記録管理
- ・ 機密性
- ・ 贈答品の授受
- ・ 顧客への補償又は償還
- ・ 社有資産の保護及び適切な利用
- ・ 政府担当者への支払及び政治献金

当社取締役会は、最高経営責任者、最高財務責任者、その他倫理的な問題を扱う主要な管理職に適用される上級財務責任者向け倫理規範を制定し、企業行動規範とともに当社ホームページに掲載します。本企業行動規範及び倫理規定は、当社取締役会の過半数の承認を得た場合にのみ改訂されます。執行役及び取締役の企業行動規範の免除、又は倫理規範の免除は、当社取締役会又は指名及びコーポレート・ガバナンス委員会によってのみ承認され、適用ある法律に従った適時開示を要します。当社はまた、従業員からの苦情の受付と処理のための正式な手順を定めた内部通報制度を策定しました。当該制度に基づいて報告された会計又は監査に係る懸念は当社の監査委員会に速やかに報告されることになっています。

取締役の独立性

取締役会は、各取締役の独立性を精査し、職務執行に際し独立した判断を損なう可能性のある当社との重大な関係が、いかなる取締役との間にも存在しないかを検討しました。当該精査の結果、当社取締役会は、コ克蘭氏、リュー氏、森氏及び青島氏を、適用ある米国SEC規則の下での「独立取締役」に決定しました。

リスク監視における取締役会の役割

当社取締役会の主要な役割の1つは、詳しい情報に基づいて当社のリスク管理プロセスを監督することです。当社の取締役会は常設のリスク管理委員会を擁していませんが、取締役会が直接この監督機能を担っています。特に、取締役会は、戦略的なリスクエクスポージャーを監視及び評価する責任を有しています。加えて、当社の監査委員会は、当社の主要な財務リスクエクスポージャー及びリスクの評価・管理を実施する手続を運用する指針・方針を含め、これらのエクスポージャーを経営陣が監視及び管理してきた手順についての検討及び議論を行う責任を担います。監査委員会はまた、当社の内部監査機能の運用状況の監視に加え、適用される法令への遵守状況も監視しています。当社の指名及びコーポレート・ガバナンス委員会は、企業行動規範及び倫理規範の実効性を監視し、それらが違法又は不適切な責任を生じさせるような行いを有効に抑制できているかも見えています。報酬委員会は、当社の報酬方針及び報酬プログラムが、過度にリスクを負う行動を推奨する潜在性を有していないかどうかについて評価及び査定をしています。

委員会

当社は、監査委員会、報酬委員会並びに指名及びコーポレート・ガバナンス委員会を設置しました。これらの委員会の各委員は独立規準を満たしており、これらの委員会の機能は米国SOX法に準拠しています。各委員会は以下の構成と責任を有します。

監査委員会

コ克蘭氏、リュー氏及び森氏が監査委員で、コ克蘭氏が本委員会の委員長です。当社の監査委員会は、会計、監査、財務報告、内部統制、法令遵守機能に関連する事項における法的義務及び信認義務の履行において取締役を補佐し、当社の独立会計士が行う業務の承認並びに当社の会計実務及び内部会計統制システムに関する会計士の報告の精査について直接的な責任を負います。また、当社の監査委員会は、独立会計士の監査業務を監督し、独立会計士の経営からの独立性を確保するために必要と思われる措置を講じます。監査委員会は、当社の財務書類の完全性、並びに財務書類及び会計事項に関連する法令遵守についても監視する責任があります。当社取締役会は、コ克蘭氏は米国SEC公表の規定に定義されている監査委員会財務エキスパートに当たり、適切な財務知識を備えていると結論付けています。

報酬委員会

コ克蘭氏、リュー氏及び森氏が報酬委員で、リュー氏が本委員会の委員長です。報酬委員会は、取締役会が役員報酬の監視及び決定に関する責任を果たせるよう補助し、報酬体系が役員及び従業員に適切なインセンティブを提供しているかを評価します。報酬委員会は、当社の主要な報酬計画、報酬指針及び報酬プログラムを精査し、これらに関する助言を取締役会に対して行います。さらに、執行役員報酬に関して、その精査、及び独立取締役への承認勧告をし、執行役員の雇用条件を設定及び修正し、ストック・オプションプランを管理します。当社取締役会は、コ克蘭氏、リュー氏、森氏及び青島氏が、東京証券取引所の有価証券上場規程において定義される「独立役員」、及び米国の内国歳入法第162(m)条において定義される「社外取締役」に当たると結論づけました。

指名及びコーポレート・ガバナンス委員会

指名及びコーポレート・ガバナンス委員は、コ克蘭氏、リュー氏及び青島氏で、リュー氏が本委員会の委員長です。指名及びコーポレート・ガバナンス委員会は、取締役候補者並びに取締役会の定員及び構成に関して、取締役会に対して助言を行う責任を有しています。さらに、指名及びコーポレート・ガバナンス委員会は当社のコーポレート・ガバナンスガイドラインを監督し、コーポレート・ガバナンスに関する事項について取締役会に報告及び助言を行う責任を有しています。

報酬委員会の重複及び内部者の参加

報酬委員の各委員に、現在又は過去に当社の役員又は従業員であった者はいません。また、報酬委員の中に、当社の取締役又は報酬委員が1人以上いる企業において、現在又は過去に取締役又は報酬委員を務めた者もいません。

責任の限定及び補償に関する事項

当社は、当社の取締役及び執行役と、金銭的損害に対する個人の責任を限定する条項を含む補償契約を締結しています。このため、当社の取締役及び執行役は、当社又は当社の株主に対して、信認義務違反により生じた金銭的損害について個人的な責任を負いません。一定の例外を除き、これらの契約は、いかなる法的措置又は手続から生じる弁護士費用、裁判費用、罰金、和解金などの関連費用の補償について規定しています。これらの補償契約は、取締役としてふさわしい人材を雇用し保持するために必要であるものと考えています。また当社は、取締役及び執行役の責任に対する賠償責任保険に加入しています。一方、この補償契約において、この責任限定条項は、取締役及び執行役が誠実かつ会社の最善の利益のために職務を遂行した場合等に限って適用される旨を定めています。

当社の修正付属定款は、いかなる法的措置又は手続においても、終局処分がなされる以前に取締役が支払う費用を当社が前払いすることを規定し、他の方法によった場合に当社が補償できるかどうかにかかわらず、執行役、取締役、従業員その他の代理人のために、その職務に関連して生じる責任について、当社が保険に加入できることを規定しています。

当社の修正付属定款における補償契約及び補償条項によって規定される責任の限定は、当社株主が当社の取締役に対して信認義務違反を理由に訴訟を起こすことを抑制する可能性があります。また、これらは当社の取締役及び執行役に対する株主代表訴訟の可能性を、仮に当該訴訟において勝訴すれば当社及び当社株主にとって有益な場合であっても、低下させる可能性もあります。さらに、当社が取締役及び執行役に対して和解費用及び損害賠償金を支払うという限度において、株主の投資に悪影響を与える可能性があります。現在、当社の取締役、執行役又は従業員のいずれも係争中の補償請求訴訟又は法的手続はなく、補償請求を招く可能性のある潜在的な訴訟についても認識していません。

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年1月27日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は下記のとおりです。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役会が全社的なコンプライアンスの状況について責任を持ち、確認いたします。

(b) コンプライアンスの推進については、カリフォルニア州会社法及び米国証券法に合致する社内規程類を整備し、使用人に周知・徹底し、また、必要な教育・研修の機会を提供いたします。

(c) コンプライアンス違反を早期に発見し、是正することを目的とする社内通報体制を確立・徹底いたします。

(d) Insider Trading and Communication Policyを制定し、取締役、または使用人がその職務に関して取得した内部情報の管理、取締役、または使用人の株式等の売買、その他の取引の規制及び取締役、または使用人の服務に際し遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引防止に努めます。

(e) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、全社的に毅然とした対応を徹底いたします。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行にかかる情報の保存、管理、機密情報に関しては、Document Retention and Destruction Policyを定め、これらに基づき、当該情報が記載または記録された文書、媒体等の保存及び管理を適切かつ確実に行うものいたします。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理は、職務分掌及び職務権限に従い、各部署がリスクを把握し、適切な評価を行うと共に、リスクの内容・規模に応じた的確な対応を行います。また、必要に応じて取締役会に報告し、その指示に従います。

(b) 全社的なリスク管理及び部門を横断する統合的なリスク管理については、取締役会がリスク管理全体を統括します。さらに、通常のリスク管理だけでは対処できないような不測のリスクが発生した場合には、CEOを本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たることとします。

(c) リスク管理の進捗状況に関しては、モニタリングを行い、必要に応じた改善策を実施して、リスク管理の実効性を確保し、高めます。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) Officer及びVice Presidentによる業務執行体制を構築することにより、適正な人数の取締役による効率的な職務執行を確保し、迅速かつ適切な経営に取り組みます。

(b) 定例の取締役会を原則毎四半期に1回開催し、経営上の重要な項目について意思決定すると共に、Officer及びVice President以下の業務執行の状況を監督します。

(c) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を原則として隔週及び毎四半期に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る議論を機動的に行うと共に、重要開発案件及び受注案件に関する審議を行い、内容に応じて取締役会において決議しております。

e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

Internal Auditorによる業務監査により、グループ全社の業務全般にわたる適正性を確認する体制を確保する。

f 監査委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査委員会の職務補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。

(b) 当該使用人が監査委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査委員会に委嘱されたものとして、他取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査委員会が行うものとします。

g 取締役及び使用人が取締役会に報告するための体制

取締役は、法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実がある場合及びそれらの事実が発生するおそれがある場合には、取締役会に対して適時適切に報告を行います。また、取締役会はその職務の遂行上、必要と判断した事項に関し、必要に応じて、使用人に対して報告及び資料の提供を求めることができる体制を整えています。

h その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) CEO及びInternal Auditorは、監査委員会と年2回定期的に意見交換を行います。

(b) 監査委員会は、取締役会など重要な会議に出席するなどにより、重要な報告を受ける体制にしております。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、全社的な統制活動及び各業務フローの統制活動を強化し、その体制を構築していく予定です。

j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

Code of Anti-Social Force Exclusionについて明文化し、全社員の行動指針とする。

Code of Anti-Social Force Operating Procedures等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から全国暴力追放運動推進センター主催の講習に参加するなどの取り組みをし、外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

監査委員会監査及び内部監査の状況

当社は、委員会設置会社制度を採用しており、監査委員会の監査の内容等については上記「企業統治の体制の概要 - 委員会 - 監査委員会」のとおりです。

当社の内部監査は、1名のInternal Auditorが実施しており、年度監査計画書（監査の時期、対象、方法及び担当者）及び各部門に対する個別実施計画書（方針、項目、対象部門及び担当者）をCEOの承認を得て作成した上で、質問、帳票類による確認、実地監査等の方法により監査を実施しています。監査終了後、速やかに監査報告書（監査の区分、種類、期間、担当者、対象部署、結果の意見）を作成し、CEOへの報告・承認・指示を得ます。また、写しを対象部門の責任者へ送付します。

また当社は、BDO USA, LLPと監査契約を締結しています。監査委員会及びBDO USA, LLPIは、

- ・ 相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
- ・ 定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化等を連携して行い監査の質的向上を図っております。

また、監査委員会及び内部監査人は、

- ・ 相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
- ・ 業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況等を連携して監査を実施しております。

社外取締役との関係

本書の提出日において、当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役4名)で構成され、当社の業務執行方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役を招くことにより、広い視野にもとづいた経営意思決定を行い、また、社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

当社と社外取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係は、以下のとおりです。なお、社外取締役の当社株式保有状況については、上記「4 役員の状況」をご参照ください。

- ・森幸示氏がバイスプレジデントを務めるデンソー・インターナショナル・アメリカは、当社の主要株主です。

取締役の報酬

当社の前会計年度において、現金報酬を受け取った社外取締役はいません。

従業員兼取締役は、取締役としての業務に関して、いかなる報酬も受け取っていません。社外取締役に対しては、当社は、取締役会及び委員会の出席に関して生じた合理的な実費及び交通費の支払をしていますが、社外取締役に関する株式報酬以外の標準の報酬方針はありません。過去において、当社は各社外取締役に、3年間毎月均等に付与される当社の普通株式22,500株から30,000株を購入する10年オプションを付与しており、かかる付与は、付与日における普通株式の公正な市場価格においてなされていましたが、2017年ストックインセンティブプランの採択により、取締役就任後4年目以降は、毎年7,500株相当のストックユニットが各取締役に付与されます。

2018年5月31日、リユー フン・カイ氏は、当社普通株式7,500株分のストック・ユニットの付与を受けました。2019年の定時株主総会の日が到来することにより、この7,500株分のストック・ユニットが権利確定し、同氏には同数の当社普通株式が付与されます。

2018年5月31日、森幸示氏は、当社普通株式7,500株分のストック・ユニットの付与を受けました。2019年の定時株主総会の日が到来することにより、この7,500株分のストック・ユニットが権利確定し、同氏には同数の当社普通株式が付与されます。

当会計年度において、ロバート・コ克蘭氏が受け取った取締役の報酬はありません。

当会計年度において、青島矢一博士が受け取った取締役の報酬はありません。

役員報酬

報酬一覧

以下の表は、2018年度に当社に提供された役務に対して下記に示す執行役に支払われた総報酬額に関する情報を示しています。

氏名	年度	給与 (米ドル)	賞与 (米ドル)	その他の報酬額 (米ドル) (1)	合計 (米ドル)
小里 文宏	2018	128,750	-	0	128,750
クー フェング	2018	128,750	-	0	128,750
ウォング スティーブン	2018	103,000	-	199,493	302,493

(2)

(1) オプション報酬欄の金額は、FASBの会計原則基準書のトピック718(以下「ASC 718」といいます。)に基づき計算される付与日における公正価格を示しています。報酬の評価額の決定に用いられる前提事実については、「第6 経理の状況 テックポイント・インク連結財務書類に対する注記 注記8 . 株式報酬」をご参照ください。

(2) 2018年10月23日、ウォング スティーブン氏は、当社普通株式20,000株を対象とするストック・ユニット20,000個(1個当たり9.97465米ドル)の付与を受けました。当該ストック・ユニットは、2019年1月1日を初回として、5年間かけて四半期ごとに1,000個の権利が確定します。

2018年12月31日現在における未行使株式報酬

以下の表は2018年12月31日現在、下記に示す執行役が保有している未行使株式報酬に関する情報を示しています。

氏名	付与日	オプション報酬			
		未行使オプション に潜在する株式数 (行使可能)	未行使オプション に潜在する株式数 (行使不可能)	オプション 行使価格 ⁽¹⁾ (米ドル)	オプション行使期限
小里 文宏	6/27/17	36,000	72,000	\$2.93	6/27/27
クー フェング	6/27/17	29,339	58,661	\$2.93	6/27/27
ウォング スティーブン	3/28/17	10,000	-	\$2.93	3/28/27

(1) 取締役会により決定されたオプション付与日の当社普通株式1株当たりの公正市場価格

以下の表は2018年12月31日現在、下記に示す執行役が保有している権利未確定株式報酬に関する情報を示しています。

氏名	付与日	ストック・ユニット報酬	
		権利未確定ストック・ユ ニットに潜在する株式数	権利確定時期
ウォング スティーブン	10/23/18	20,000	2019年1月1日を初回とし て、5年間にかけて四半期ご とに1,000個の権利が確定

2017年ストックインセンティブプランの概要

当社の2017年ストックインセンティブプラン（以下「本プラン」といいます）は、2017年8月10日開催の取締役会で採択されました。

本プランにおいては、従業員、独立取締役、アドバイザー及びコンサルタントに対して、ストック・オプション、リストリクテッド・ストック（譲渡制限付株式）、ストック・ユニット、株式評価益受領権（SAR）、現金報酬及び業績連動型報酬が用意されています。また、株式ではなく本有価証券信託受益証券が付与されることもあります。当社の報酬委員会又は取締役会が本プランを運営し、報酬の付与対象者、付与株式数又は付与額、及び発行価格、行使価格、権利確定期間又は行使期間を含む条件を決定します。

本プランに基づき発行が授けられた普通株式の総数は、2,500,000株と、本プラン発行時において旧プランに基づいて付与済みの報酬に係る株式（行使又は決済の前に無効となり又は解除されるもの）の数、本プラン発行時において旧プランに基づく権利付与制限に係っている株式（無効となるもの）の数、及び本プラン発行時において旧プランに基づいて確保されている未発行の株式の数又は権利付与済みの株式の数の合計です。さらに、本プランに基づき発行が授けられた株式の総数は、2018年1月1日から2027年1月1日までの毎事業年度の初日において、自動的に増加されます。その数は、直前事業年度末時点での当社発行済普通株式数の4%又は当社取締役会により別途決定される数、の少ない方です。本プランに基づき付与された報酬に係る株式で、行使若しくは決済の前に無効となり若しくは解除され、又は現金で決済されたため権利者に交付されなかったものについては、本プランの下では再発行できます。また、報酬に関連した税の源泉徴収義務を履行するために控除された株式についても、本プランの下では再発行できます。しかし、実際に発行された株式は、無効にならない限り再発行できません。本プランに基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプション（米国内国歳入法422条に定めるものをいいます。）の行使により交付される株式の数は、10,000,000株（適用ある税法が許容する限りにおいて、本プランの下で再発行できる株式がこれに加算されます）を超えません。

本プランの下では、

- ・報酬を裏付ける契約において別途定めない限り、原則として付与された報酬の譲渡はできません。
- ・独立取締役は、裁量なく自動的に7,500株相当のストック・ユニットを毎年付与されます。このストック・ユニットに係る株式は、当該独立取締役の任期中に支配権の移動が生じた場合に権利確定します。
- ・資本再構成、株式分割又は同種の資本取引が行われる際には、本プランを運営する当社の報酬委員会又は取締役会が、本プランに基づく発行のために確保されている株式の数などを適切かつ公平に調整します。

- ・当社に合併その他の組織再編があった場合、付与済みの報酬の取扱いは当該組織再編の契約に服します。
- ・本プランを運営する当社の報酬委員会又は取締役会は、対象者の権利又は義務を著しく毀損しない限り、付与済みの報酬の修正、延長若しくは更新を行い、又は取消することができます。
- ・本プランに基づき付与された一切の報酬は、当社の定める回収又は回復に係る取決め又はポリシーに服し、適用ある法律又は証券取引所規則が許容する範囲において、本プランを運営する当社の報酬委員会又は取締役会は、付与済みの報酬等を取消し又はその払戻しを求めることができます。

当社取締役会は、適用ある法律が求める株主による承認を条件として、本プランをいつでも修正又は中止することができます。ただし、付与済みの報酬権者の同意なくして、当該報酬権者の権利を著しく毀損するような修正又は中止はできません。また、本プランの取締役会による採択又は株主による承認のいずれか早い方から10年目以降は、ISOは付与できません。

株式の保有状況

2018年12月31日現在、当社は投資有価証券を保有していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	644千米ドル (71百万円)	-	382千米ドル (42百万円)	-
連結子会社	-	-	-	-
計	644千米ドル (71百万円)	-	382千米ドル (42百万円)	-

(注) 提出会社の監査証明業務に基づく報酬には、当社の会計監査人と同一のネットワークに属している三優監査法人への報酬額を含めております。

【その他重要な報酬の内容】

監査業務に関して上記以外に支払われた報酬はありません。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当ありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、監査委員会により承認されます。

第6【経理の状況】

本書記載のテックポイント・インク（以下「当社」といいます。）の2016年12月31日、2017年12月31日及び2018年12月31日にそれぞれ終了した年度の連結財務書類は、米国証券取引委員会（SEC）に提出されたForm 10-K に記載されたものであり、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されています。かかる連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）第131条第1項の規定の適用を受けています。

当該連結財務書類は、独立監査人であるピーディーオー・ユーエスエー・エルエルピーの監査を受けています。

なお、当社の連結財務書類は金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第35条及び「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の3の規定により、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けていません。

本書記載の連結財務書類のうち、英文（原文）は当社がSECに提出したものと同一であります。

本書記載の当社の連結財務書類（原文）は、米ドルで表示されています。「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値に基づき1米ドル＝111円で換算された金額であります。この換算は、もっぱら読者の便宜のためのものであり、その金額が上記の相場で実際に日本円に交換されたり、交換できたであろうというように解するべきものではありません。

日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計処理及び表示方法との主な相違点に関する事項は、「4．米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」において説明されています。

円換算額及び「4．米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」は、当社の原文の連結財務書類には含まれておらず、当社の監査人であるピーディーオー・ユーエスエー・エルエルピーの監査の対象にもなっていません。

1【財務書類】

テックポイント・インク
連結貸借対照表
(単位：株式数を除き、千米ドル、千円)

	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円
資産				
流動資産：				
現金及び現金同等物	25,941	2,879,451	21,536	2,390,496
売掛金	236	26,196	93	10,323
棚卸資産	2,207	244,977	2,847	316,017
前払費用及びその他の流動資産	936	103,896	978	108,558
流動資産合計	29,320	3,254,520	25,454	2,825,394
有形固定資産（純額）	611	67,821	325	36,075
繰延税金資産	560	62,160	652	72,372
その他の資産	215	23,865	161	17,871
資産合計	30,706	3,408,366	26,592	2,951,712
負債及び株主資本				
流動負債：				
買掛金	1,063	117,993	760	84,360
未払費用	718	79,698	573	63,603
早期行使ストック・オプション関連債務	136	15,096	152	16,872
顧客預り金	2	222	6	666
流動負債合計	1,919	213,009	1,491	165,501
その他の長期負債	156	17,316	133	14,763
負債合計	2,075	230,325	1,624	180,264
コミットメント及び偶発債務				
株主資本：				
優先株式、額面価格0.0001米ドル（0.01円）				
授権株式数、2018年12月31日及び2017年12月31日現在、それぞれ5,000,000株及び5,000,000株、				
発行済み株式数、2018年12月31日及び2017年12月31日現在、それぞれ0株及び0株	-	-	-	-
普通株式、額面価格0.0001米ドル（0.01円）				
授権株式数、2018年12月31日及び2017年12月31日現在、それぞれ75,000,000株及び75,000,000株				
発行済み株式数、2018年12月31日及び2017年12月31日現在、それぞれ17,130,507株及び16,752,171株	2	222	2	222
資本剰余金	19,358	2,148,738	17,580	1,951,380
利益剰余金	9,271	1,029,081	7,386	819,846
株主資本合計	28,631	3,178,041	24,968	2,771,448
負債及び株主資本合計	30,706	3,408,366	26,592	2,951,712

添付の連結財務書類に対する注記をご参照下さい。

テックポイント・インク
連結損益及び包括利益計算書

(単位：株式数及び1株当たり金額を除き、千米ドル、千円)

	連結会計年度					
	2018年		2017年		2016年	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
売上高	31,098	3,451,878	31,142	3,456,762	27,156	3,014,316
売上原価	15,316	1,700,076	13,221	1,467,531	12,735	1,413,585
売上総利益	15,782	1,751,802	17,921	1,989,231	14,421	1,600,731
営業費用						
研究開発費	7,331	813,741	5,383	597,513	4,380	486,180
販売費及び一般管理費	6,636	736,596	6,193	687,423	4,678	519,258
営業費用合計	13,967	1,550,337	11,576	1,284,936	9,058	1,005,438
営業利益	1,815	201,465	6,345	704,295	5,363	595,293
その他の収益(費用)	229	25,419	73	8,103	0	0
税引前当期純利益	2,044	226,884	6,272	696,192	5,363	595,293
法人税等	159	17,649	2,515	279,165	1,882	208,902
当期純利益	1,885	209,235	3,757	417,027	3,481	386,391
優先株主に帰属する当期純利益	-	-	1,936	214,896	2,627	291,597
普通株主に帰属する当期純利益	1,885	209,235	1,821	202,131	854	94,794
1株当たり当期純利益 (米ドル(円))						
基本的	0.11	12	0.25	28	0.24	27
希薄化後	0.10	11	0.24	27	0.23	26
普通株主に帰属する1株当たり当期純利益 を計算する際の加重平均株式数:						
基本的	16,982,648		7,145,641		3,493,946	
希薄化後	17,991,131		8,056,329		4,358,387	
その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
当期包括利益	1,885	209,235	3,757	417,027	3,481	386,391

添付の連結財務書類に対する注記をご参照下さい。

テックポイント・インク
連結株主資本等変動計算書
(単位：千米ドル、株式数を除く(下段は千円))

	転換可能優先株式		普通株式		資本 剰余金	利益剰余金 (累積欠損金)	株主資本 合計
	株式数	金額	株式数	金額			
2015年12月31日現在	10,742,500	8,794 (976,134)	3,332,852	-	298 (33,078)	148 (16,428)	9,240 (1,025,640)
ストック・オプションの行使及び 早期行使ストック・オプションの 権利確定による普通株式の 発行	-	-	392,386	-	76	-	76
株式報酬	-	(-)	-	(-)	(8,436)	(-)	(8,436)
当期純利益	-	(-)	-	(-)	439	-	439
		(-)		(-)	(48,729)	(-)	(48,729)
2016年12月31日現在	10,742,500	8,794 (976,134)	3,725,238	-	813 (90,243)	3,629 (402,819)	13,236 (1,469,196)
JDR新規上場に伴う発行済転換 優先株式の転換	10,742,500	8,794 (976,134)	10,742,500	2 (222)	8,792 (975,912)	- (-)	- (-)
JDR新規上場に伴う普通株式の 発行による正味手取金	-	-	1,520,000	-	5,157	-	5,157
オーバーアロットメントオブ ションの行使による普通株式の 発行による正味手取金	-	(-)	-	(-)	(572,427)	(-)	(572,427)
オーバーアロットメントオブ ションの行使による普通株式の 発行による正味手取金	-	(-)	228,000	-	1,200	-	1,200
ストック・オプションの行使 及び早期行使ストック・オブ ションの権利確定による普通株 式の発行	-	(-)	-	(-)	(133,200)	(-)	(133,200)
ストック・オプションの行使 及び早期行使ストック・オブ ションの権利確定による普通株 式の発行	-	(-)	506,433	-	170	-	170
リストラクテッド・ストック・ ユニットの権利確定による普 通株式の発行	-	(-)	-	(-)	(18,870)	(-)	(18,870)
リストラクテッド・ストック・ ユニットの権利確定による普 通株式の発行	-	(-)	30,000	-	-	-	-
株式報酬	-	(-)	-	(-)	(-)	(-)	(-)
当期純利益	-	(-)	-	(-)	1,448	-	1,448
		(-)		(-)	(160,728)	(-)	(160,728)
2017年12月31日現在	-	(-)	16,752,171	2 (222)	17,580 (1,951,380)	7,386 (819,846)	24,968 (2,771,448)
ストック・オプションの行使及 び早期行使ストック・オブショ ンの権利確定による普通株式の 発行	-	(-)	368,632	-	423	-	423
リストラクテッド・ストック・ ユニットの権利確定による普 通株式の発行	-	(-)	-	(-)	(46,953)	(-)	(46,953)
リストラクテッド・ストック・ ユニットの権利確定による普 通株式の発行	-	(-)	10,500	-	-	-	-
リストラクテッド・ストック・ ユニットの権利確定に伴う源 泉課税の為の株取得	-	(-)	796	-	9	-	9
株式報酬	-	(-)	-	(-)	(999)	(-)	(999)
当期純利益	-	(-)	-	(-)	1,364	-	1,364
		(-)		(-)	(151,404)	(-)	(151,404)
2018年12月31日現在	-	(-)	17,130,507	2 (222)	19,358 (2,148,738)	9,271 (1,029,081)	28,631 (3,178,041)

添付の連結財務書類に対する注記をご参照下さい。

テックポイント・インク
連結キャッシュ・フロー計算書
(単位：千米ドル、千円)

	連結会計年度					
	2018年		2017年		2016年	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
当期純利益	1,885	209,235	3,757	417,027	3,481	386,391
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整：						
減価償却費及び償却費	244	27,084	207	22,977	160	17,760
株式報酬	1,364	151,404	1,448	160,728	439	48,729
繰延費用及び有形固定資産の除却	57	6,327	9	999	7	777
繰延税金	92	10,212	370	41,070	193	21,423
資産及び負債の増減：						
売掛金	143	15,873	14	1,554	77	8,547
棚卸資産	640	71,040	264	29,304	1,202	133,422
前払費用及びその他の流動資産	42	4,662	705	78,255	193	21,423
その他の資産	56	6,216	18	1,998	23	2,553
買掛金	151	16,761	85	9,435	791	87,801
未払費用	145	16,095	180	19,980	200	22,200
顧客預り金	4	444	739	82,029	614	68,154
その他の長期負債	23	2,553	43	4,773	28	3,108
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）	4,440	492,840	4,359	483,849	1,608	178,488
投資活動によるキャッシュ・フロー						
有形固定資産の取得	376	41,736	170	18,870	346	38,406
投資活動によるキャッシュ・フロー（純額）	376	41,736	170	18,870	346	38,406
財務活動によるキャッシュ・フロー						
ストック・オプションの行使による収入	407	45,177	98	10,878	113	12,543
リストラクテッド・ストック・ユニットの権利確定に伴う源泉課税の為の株取得	9	999	-	-	-	-
繰延費用の支払	57	6,327	2,096	232,656	832	92,352
新規株式公開による正味手取金	-	-	9,339	1,036,629	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー（純額）	341	37,851	7,341	814,851	719	79,809
現金及び現金同等物の増加（減少）	4,405	488,955	11,530	1,279,830	543	60,273
現金及び現金同等物 期首残高	21,536	2,390,496	10,006	1,110,666	9,463	1,050,393
現金及び現金同等物 期末残高	25,941	2,879,451	21,536	2,390,496	10,006	1,110,666
キャッシュ・フローの補足情報						
法人税支払額	44	4,884	2,585	286,935	1,819	201,909
非資金投資及び財務活動の補足開示						
未払固定資産購入費用	173	19,203	21	2,331	51	5,661
早期行使ストック・オプションの権利確定	74	8,214	99	10,989	76	8,436
転換優先株式の普通株式への転換	-	-	8,792	975,912	-	-
未払繰延費用	-	-	-	-	161	17,871

添付の連結財務書類に対する注記をご参照下さい。

テックポイント・インク 連結財務書類に対する注記

注記 1 . 組織及び重要な会計方針の要約

組織の概要

テックポイント・インク（以下「当社」といいます。）は、2012年4月にカリフォルニアで設立され、2017年7月、設立準拠法をデラウェア州に変更しました。当社は、監視カメラシステム及び車載カメラシステム市場向け半導体の設計開発、マーケティング、販売を行っているファブレス半導体企業です。当社の本社は、カリフォルニア州サンノゼにあります。

当社は、日本（2015年11月に設立）と中国（2016年4月設立）にそれぞれ子会社1社を有し、韓国と台湾に事務所を有しています。中国の子会社及び台湾事務所は顧客への販売支援及び技術サポートを行っております。日本の子会社と韓国事務所は、それに加えて、製品開発にも関与しています。

新規株式公開

2017年9月29日、当社はJDRの新規公開を完了し、当社普通株式1,520,000株を表章する有価証券信託受益証券（以下「JDR」といいます。）1,520,000口を一株650円（5.85ドル）で募集しました。引受割引及び手数料の0.7百万米ドルを差し引いた正味受取金は8.1百万米ドルでした。また、JDRの新規公開に掛かった費用は合計で3.0百万米ドルでした。JDRの新規公開の完了までに、当社の発行済転換優先株式のすべては、1対1の割合で普通株式へ転換されました。

2017年10月25日、主幹事証券にあらかじめ付与されていた、JDRへの交換を前提とする、オーバーアロットメントによる普通株式の募集に関して、主幹事証券を割当先とする第三者割当増資を行いました。JDRの新規公開時と同じ一株650円（5.85ドル）で228,000株を発行し、当社は引受割引及び手数料の0.1百万米ドルを差し引いた1.2百万米ドルの払込を受領しました。

連結の基礎

当連結財務書類には、当社及び完全子会社が含まれており、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（US GAAP）の規則に基づき作成されています。当連結財務書類では、グループ内残高及び取引はすべて消去されています。それぞれの完全子会社の機能通貨は、米ドルであり、為替差損益は、損益計算書のその他の収益（費用）項目に純額で示されます。

経営者の見積りの使用

米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）に準拠した連結財務書類を作成するためには、経営者は、期末日における資産及び負債の報告金額並びに偶発資産・負債の開示並びに報告期間の売上及び費用の報告金額に影響を与える見積り、判断及び仮定を行わなければなりません。連結財務書類に含まれる重要な見積りには、棚卸資産の評価、のれん及び無形資産の減損、繰延税金資産の評価性引当金、株式報酬が含まれます。これらの見積りは、当連結会計年度末現在入手可能な情報に基づいています。実際の結果はこれらの見積りと相違する場合があります。

信用リスクの集中

当社が信用リスクの集中にさらされる可能性の高い金融商品は、主に現金及び現金同等物並びに売上債権です。現金及び現金同等物に伴うリスクは、信用力の高い金融機関との銀行取引によって軽減しています。当社は、一般には顧客に前払金を要求しています。通常の事業過程においては、当社は、顧客の信用評価を行い、信用を供与しています。当社では表示期間中に貸倒損失が発生したことはありません。

個々の重要な顧客と完成品メーカーへの総売上に対する売上の比率は以下になります。

	12月31日終了の12か月		
	2018	2017	2016
顧客			
顧客A	76%	74%	85%
完成品メーカー			
完成品メーカーA(1)	62%	59%	62%
完成品メーカーB(1)	*	*	11%
* 10%以下			

(1) 完成品メーカーA及びBへの売上は主に顧客Aを通じてのものです。

仕入先リスクの集中

当社は、ファブレス半導体メーカーであり、実質的にすべての製造を4社の委託先に依存しています。いずれかの委託先が当社の生産要件をタイムリーに達成できなければ、今後の業績に不利な影響を与える可能性があります。類似のサービスを提供できる委託先は他にもありますが、いずれかの委託先に予期しない変更があれば当社の生産に遅延を生じ、多大な売上の損失をもたらす可能性があります。

現金及び現金同等物

当社は、取得日における当初の満期日が3ヶ月以内の流動性の高い金融商品をすべて現金同等物とみなしています。現金及び現金同等物は、その公正価値がほぼ原価と近似する銀行預金及びマネー・マーケット・ファンドからなります。

金融商品の公正価値

当社は、特定の金融資産及び負債を入手可能な市場情報及び適切と考えられる評価方法に基づいて公正価値で見積っています。しかし、公正価値の見積りを行うためには市場データを解釈するのに相当な判断が要求されます。異なる市場の仮定や見積り方法の使用により、公正価値の見積りに大きく影響する可能性があります。金融商品の公正価値に関する詳細な検討については「連結財務書類に対する注記注記3. 公正価値の測定」をご参照下さい。

棚卸資産

棚卸資産は、先入先出法による低価法で評価しています。2017年第1四半期からのASU2015-11(ASCトピック330改正)「棚卸資産の測定の簡素化」の適用により、棚卸資産は原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で測定されます。原価は、標準原価を使用して算定されています。これは、先入先出法による実際原価に近似しています。棚卸資産には、特殊性があり、陳腐化が早い仕掛品と製品が含まれます。市場、棚卸資産の水準、技術の陳腐化及び製品のライフサイクルの循環的性質のために、当社では予想される製品需要に基づく正味実現可能価額まで棚卸資産の評価減を行っています。過剰在庫及び技術の陳腐化に対する引当金に関連するコストは、損失が発生しているという証拠が明確に示された際に売上原価に計上しています。2018年12月期及び2017年12月期の在庫評価減はそれぞれ0.3百万米ドル及び0.4百万米ドルでした。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額を控除して表示しており、資産の見積り耐用年数にわたって定額法を使用して減価償却しています。コンピューター設備及びソフトウェア、家具、及びリース物件改良費に係る見積り耐用年数は2年から3年です。

当社は、有形固定資産の回収可能性を会計基準編纂書第360号「有形固定資産の会計」(ASC360)に従って評価しています。当社は、有形固定資産の帳簿価額がその公正価値を超過しているという兆候を示すような事象と状況が存在しているかどうかを決定するために定期的にレビューを行っています。もし事象と状況が有形固定資産の帳簿価額を完全には回収できない兆候を示す場合は、当該資産あるいは資産グループに関連する見積り残存耐用年数にわたる割引前の正味将来キャッシュ・フローをそれぞれの帳簿価額と比較します。割引前将来キャッシュ・フローが資産の帳簿価額を回収するのに十分でない場合は、これらの資産に帰属する割引後将来キャッシュ・フローに基づく見積り公正価値まで減損処理を行います。

製品保証

当社は、製品の欠陥に対し出荷日から通常1年間の製品保証を行っています。当社は、出荷数量、保証プログラムに基づいて返品された製品の数量の過去実績の分析、予想保証請求率及び代替費用に関する経営者の判断に基づいて出荷時に予想保証費用を見越計上しています。

確定拠出年金

当社は、米国内で雇用し、必要基準を満たしている従業員全てを対象に、確定拠出年金制度(401k)を導入しています。希望者は、連邦所得税の課税が繰り延べられる拠出限度額まで、プランに拠出することができます。401kにおいては、雇用者側もプランに任意で拠出をすることができますが、当社では現在の所この拠出は行っておりません。

収益の認識

当社は、製品を、主に代理店を通して完成品メーカー(ODM)、製造委託業者及びデザインハウスに販売しています。2018年1月1日以前は、当社の製品販売による収益は、次の基準が全て満たされた時に認識されました。1.取引に関する有力な証拠がある 2.商品は配達済みである 3.価格は決定しているか、決定できる状況にある 4.代金回収が合理的に見込まれる。当社は、2018年1月1日に米国会計基準編纂書「顧客との契約から生じる収益(ASC Topic606)」を導入しました。ASC606導入後は、次の5つの段階により収益が認識されます。1.顧客との契約を識別する 2.契約における履行義務を識別する 3.取引価格を算定する 4.取引価格を契約における履行義務に配分する 5.企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。

当社の収益源は、混合信号集積回路の監視カメラシステム市場及び車載カメラシステム市場への販売です。当社は通常、顧客からの前払金を必要とし、受取った前払金を連結貸借対照表の顧客預り金として計上します。当社の履行義務は1年未満の契約に基づくものであるため、ASC606の実務上の免除措置を適用しました。この措置により、当連結会計年度末において、充足されていない、或いは部分的に充足されていない履行義務に配分された取引価格の総額は開示の対象になりません。当社は、品質保証をするのみで、別建ての有償での保証はしておりません。当社は、変動対価やその他の特定な支払条件は提示しておらず、取引価格を独立販売価格に基づいて各製品に配分します。製品が出荷され、支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時に収益を認識します。当社の出荷条件は主にFBO(free on board)です。製品の法的な所有権、リスクと経済的便益、物理的な所有権が、出荷時に顧客に移転します。実質的には、全ての顧客が出荷前に支払いを行い、当社からは在庫ローテーション、及び最低価格保証、返品権を提示していません。

研究開発費

研究開発費は発生時に費用処理されています。研究開発費には主に労務費、福利厚生費及びフォトマスク作成費用が含まれています。

株式報酬

当社は、ストック・オプションとリストラクテッド・ストック・ユニットを含む株式インセンティブ報酬を対価として受けている従業員のサービスの費用をその報酬の付与日現在の公正価値に基づいて測定しています。ストック・オプションの公正価値は、株価、将来の株価ボラティリティ、オプションの予想期間、リスクフリーの金利及び配当利回りを含む一定の主要な仮定を見積ることが必要なブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使用して見積っています。リストラクテッド・ストック・ユニットの公正価値は、付与日の当社普通株式の公正価値となります。当社は、付与した株式インセンティブ報酬の失効金額の見積りも合わせて行っており、それにより報酬費用を調整しています。その結果としてのコストは、報酬のため、従業員にとって必要な勤務提供期間、通常は権利確定期間、にわたって認識されます。当社は、定額法を使用して権利確定期間にわたって報酬費用を認識し、関連する従業員の所属部門に基づいてこれらの金額を分類しています。当社の株式に基づく従業員報酬制度及び株式に基づく従業員報酬の公正価値を計算するために当社が使用する仮定については、「連結財務書類に対する注記 注記8 株式報酬」をご参照下さい。

従業員以外の者に発行した株式に基づく報酬は、現在の公正価値で必要な勤務期間にわたって費用として認識されます。当社は、従業員以外の者に付与されたストック・アワードの公正価値を、ブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使って算定しています。従業員以外の者に発行されたストック・アワードに係る株式報酬費用は、必要な勤務期間にわたって、あるいは業績条件が満たされる蓋然性が高くなった時点で認識されます。従業員以外の者への株式に基づく報酬の公正価値は、測定日の到来まで、各報告期間において測定されます。2018年7月1日、2018年第3四半期において、当社は会計基準更新書第2018-07号を早期適用し、その適用日付で、従業員以外の者に付与されたストック・アワー

ドの公正価値を再測定しました。適用日における権利未確定のアワードに関連する未認識株式報酬費用は、権利確定までの期間にわたって費用として認識されます。

法人税

当社は、法人税を会計基準編纂書第740-10号、「法人所得税」(ASC740-10)に規定された資産・負債アプローチを使用して会計処理しています。当社は、当年度及び過年度の未払税金あるいは還付税金、当社の財務書類ないし税務申告書に認識されている将来の税務上の帰結について繰延税金資産及び負債の金額を計上しています。評価性引当金は、税務上のベネフィットが実現されない可能性が実現される可能性よりも高いと考えられる場合、繰延税金資産を減額するために計上されます。

会計基準編纂書第740-10号は、税務申告において採用した、もしくは採用すると予想される税務上のポジションの財務書類上の認識の閾値及び測定フレームワーク並びに開示について規定しています。会計基準編纂書第740-10号における税務上の技術的な解釈に基づき、関連する申し立てや訴訟手続による解決を含む税務調査において、認められない可能性よりも認められる可能性が高いと考えられる場合、税務上のポジションを認識します。認識の閾値を満たす税務上のポジションは、税務当局との解決において実現する可能性が50%を超える税務上のベネフィットの最大値で測定されます。当社は、未認識の税務上のベネフィットに関連する利子とペナルティを連結損益計算書に法人税の要素として計上しています。

税金負債の計算には、複数の課税管轄区域にわたる複雑な税法の適用上、不確実性の影響を見積る際に重要な判断を要します。会計基準編纂書第740-10号は、財務書類で認識された法人税の不確実性の会計処理について明確にしていますが、認識の閾値及び測定フレームワークは、引き続き経営者による重要な判断を求めています。当社の予想と相反する方法でこれらの不確実性が解決される場合、当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

最近適用された会計基準

株式報酬に関する指針 2018年6月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2018-07号「株式報酬 非従業員への株式に基づく報酬の会計処理の改善」を公表しました。会計基準編纂書第718号に、物品やサービスへの対価として非従業員に株式に基づく報酬を付与する際の扱いを加えたものです。この会計基準更新書の改正点は、2018年12月16日以降開始する事業年度及び当該年度の期中報告期間から適用されました。早期適用は認められていますが、当社の「顧客との契約から生じる収益(Topic606)」の導入後に限られます。当社は、2018年7月1日、2018年第3四半期において、当該基準更新書を早期適用しました。この適用による連結財務書類への影響はありませんでした。

収益認識に関する指針 2014年5月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2014-09号「顧客との契約から生じる収益(Topic606)」を公表しました。この規定の適用により、会計基準編纂書第605号の既存の規定は廃止され、収益認識の準拠に必要な項目を簡素化し、収益認識に関する企業、業界、法域及び資本市場間の比較可能性をより高めることを目指しています。収益の認識には、次の5つの段階があります。1.顧客との契約を識別する 2.契約における履行義務を識別する 3.取引価格を算定する 4.取引価格を契約における履行義務に配分する 5.企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。このアップデートに基づく追加の検討事項には、顧客との契約の獲得または履行のためのコストに関する会計処理及び追加の定量的・定性的開示が含まれます。会計基準更新書第2014-09号は、2017年12月16日以降開始する事業年度(期中報告期間を含む)、2018年第1四半期から適用され、遡及適用もしくは限定的な遡及適用が認められています。当社は、2018年第1四半期から修正遡及移行方式に基づき、2018年1月1日現在履行中の契約から適用しています。従って、2018年1月1日以降の会計期間における財務情報は、この新基準に基づいていますが、比較対象である過年度の財務情報は前基準に基づいて表示され、調整されることはありません。当該基準更新書の適用により、当社の要約連結財務書類への累積的影響はありませんでした。また、2018年12月31日現在の要約連結貸借対照表及び2018年12月31日に終了した事業年度の要約連結損益計算書への、当該会計基準更新書の適用による影響はありませんでした。

最近公表された未適用の会計基準

リースに関する指針 2016年2月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2016-02号、「リース(Topic 842)」を公表しました。会計基準更新書第2016-02号は、借手に対しリース期間が1年を超えるすべてのリースを貸借対照表に使用権資産及びリース負債としてリース開始日に認識することを要求しています。この新基準は、セール・アンド・リースバック取引の会計処理も簡素化しています。この会計基準更新書の改正点は、2018年12月16日以降開始する事業年度及び当該年度の期中報告期間から適用され、財務書類に表示される最も早い比較対象期間の開始日時点で存在、またはそれ以降締結されたリースについて修正遡及法にて適用しなければなりません。また、この新基準は、賃貸人と賃借人が、リース契約に関する質的・量的情報と、この基準適用においてなされた重要な判断を開示することを要求しています。2018年7月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2018-11号、「リース：限定的な改善(Topic 842)」を公表しました。会計基準更新書第2016-02号の導入にあたって、比較年度の数値を新基準に基づいて修正しなくて良いという選択肢を与えるものです。当社は、この基準を採用し、比較年度の数値の修正は行いません。当社は、12ヶ月以下のリース契約については使用権資産とリース負債を認識する必要がないという短期リース免除措置の適用を選択します。当社は、2019年1月1日において、約0.5百万ドルから0.9百万ドル相当の使用権資産とリース負債を貸借対照表上認識する予定です。当社は、リース基準の導入が、損益計算書に大きな影響を及ぼすとは予測しておりません。

注記2. 貸借対照表の内訳

棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	2018年12月31日	2017年12月31日
仕掛品	\$961	\$1,214
製品	1,246	1,633
棚卸資産合計	\$2,207	\$2,847

有形固定資産（純額）

有形固定資産（純額）の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	2018年12月31日	2017年12月31日
コンピューター設備及びソフトウェア	\$1,173	\$687
リース物件改良費	84	59
家具	30	30
	1,287	776
控除：減価償却累計額	676	451
有形固定資産（純額）	\$611	\$325

当社の2018年、2017年及び2016年12月期の減価償却費は、それぞれ0.2百万米ドルです。

未払費用

未払費用の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	2018年12月31日	2017年12月31日
給与関係費用	\$398	\$291
エンジニアリング関連費用	134	131
製品保証	73	73
専門家報酬	48	23
未払法人税	28	37
その他	37	18
未払費用合計	\$718	\$573

顧客預り金

顧客預り金は出荷の前に顧客から受領する前払金であり、入金と出荷のタイミングによって変動します。2018年12月31日、2018年9月30日及び2017年12月31日現在、顧客預り金はそれぞれ、2千米ドル、0.2百万米ドル、及び6千米ドルでした。当社は、通常、顧客預り金残高を、前四半期貸借対照表の日付に続く3か月間に、収益として認識します。当社は、2018年12月31日に終了した3か月間において、2018年9月30日における顧客預り金残高0.2百万米ドルを、収益として認識しました。また、2018年12月31日に終了した12か月間において、2017年12月31日における顧客預り金残高6千米ドルを、収益として認識しました。

注記3．公正価値の測定

公正価値とは、測定日に市場参加者の間で秩序ある取引において、資産あるいは負債に関する主要な市場または最も有利な市場で資産を売却することにより受け取る、あるいは負債を譲渡することに対して支払われるであろう交換価格と定義されています。当社は、金融資産及び負債を観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察不能なインプットの使用を最小限にすることを要求する公正価値ヒエラルキーを使用して各報告期間における公正価値で測定しています。公正価値ヒエラルキーによる金融商品の区分は、公正価値の測定にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づいています。公正価値の測定のため、3つのレベルのインプットを使用します。

レベル1. 同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格。

レベル2. 直接的あるいは間接的に観察可能なレベル1以外のインプット。例えば、類似の資産または負債に関する相場価格、活発ではない市場における相場価格、観察可能あるいは観察可能な市場データの裏付けがある、その他のインプット。

レベル3. 価格モデル、割引キャッシュ・フロー法及び類似の手法を含む、裏付けとなる市場の活動がほとんど、または全くなく、資産または負債の公正価値に影響の大きい観察不能なインプット。

継続的に公正価値測定された金融資産は、以下のとおりです。

	報告日における公正価値測定に使用			合計
	同一の資産について活発な市場における相場価格 (レベル1)	重要な他の観察可能インプット (レベル2)	重要な観察不能インプット (レベル3) (単位：千米ドル)	
2018年12月31日現在				
資産：				
マネー・マーケット・ファンド	\$6,974	\$-	\$-	\$6,974
2017年12月31日現在				
資産：				
マネー・マーケット・ファンド	\$6,951	\$-	\$-	\$6,951

2018年、及び2017年12月31日現在、マネー・マーケット・ファンドは、市場価格により評価されるため、レベル1に分類され、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に計上されています。

注記4．セグメント情報

事業セグメントとは、経営資源の配分を決定し業績を評価するために、経営上の最高意思決定者または部門によって定期的に評価される個別の財務情報が入手可能であるような企業の構成要素と定義されます。

当社の経営上の最高意思決定者である最高経営責任者は、定期的に事業の意思決定を行い、財務業績の評価をする目的で、連結ベースで表示された財務情報をレビューしています。従って当社は、監視カメラ及び車載カメラシステム市場向けの混合信号集積回路の設計、マーケティング及び販売を行う一つの事業セグメントから構成される単一の報告セグメントとみなしています。

製品売上高は、製品が納品される地域に基づいて集計しています。地域別売上高は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	連結会計年度		
	2018年	2017年	2016年
中国	\$26,175	\$26,453	\$23,815
韓国	2,685	2,857	1,600
日本	1,310	941	470
台湾	897	821	1,214
その他	31	70	57
売上高合計	31,098	31,142	27,156

製品ライン別売上高は以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	連結会計年度		
	2018年	2017年	2016年
監視カメラシステム	\$26,325	\$28,143	\$26,531
車載カメラシステム	4,773	2,999	625
売上高合計	\$31,098	\$31,142	\$27,156

長期性資産は、資産が所在する地域に基づいて集計しています。地域別正味長期性資産は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	2018年12月31日	2017年12月31日
台湾	\$399	\$205
日本	104	16
米国	102	92
韓国	4	9
中国	2	3
有形固定資産合計（純額）	\$611	\$325

注記5．コミットメント及び偶発債務

オペレーティング・リース

当社は、2020年12月期の間に満了する解約不能リース契約に基づいて設備をリースしています。

以下の表は、2019年及び2020年12月期のオペレーティング・リースに基づく将来の最低リース料です（単位・千米ドル）。

	2018年12月31日
2019	\$645
2020	201
合計	\$846

当社のオペレーティング・リースに基づく賃借料は、2018年、2017年及び2016年12月期において、それぞれ0.6百万米ドル、0.5百万米ドル、及び0.4百万米ドルです。

購入契約

2017年12月31日現在、当社は第三者の仕入れ先との間で2021年の事業年度までに渡る購入契約を交わしました。この購入契約における将来の最低支払価格は、2019年、2020年、と2021年12月31日に終了する事業年度に、それぞれ0.1百万米ドルとなります。

訴訟

当社は、現在訴訟を受けておらず、現在そのおそれもありますが、当社は、通常の事業活動において生じる知的財産に関する訴訟を含め、訴訟手続、賠償請求及び訴訟を受ける可能性があります。そのような事項は、多くの不確実性にさらされており、確証をもって予測することはできません。当社は、損失金額を合理的に見積もることができる訴訟手続に関連する債務及びその他の偶発損失に対応するのに十分であると判断した金額を見越計上します。

損害賠償

通常の事業活動において、当社は、当社の製品の販売に関連した特定の顧客に対する知的財産に関する賠償や当社の製品に基づく相手方の技術の侵害に伴う損害賠償を含む、損害賠償、コミットメント及び保証を行うことがあります。これらの損害賠償等の条項に基づく当社のリスクは、一般的には契約に基づいて顧客により支払われる合計金額に限られます。しかし、一部の契約には、契約に基づいて受け取る金額を超える損失が当社に潜在的に生じる可能性があるような賠償規定を含んでいるものがあります。さらに当社は、役員、取締役及び一定の幹部社員がその任務を果たす中で忠実義務を尽くしている限りにおいて、彼らに代わり損害賠償を行います。

当社は、添付の連結貸借対照表にはこのような損害賠償、コミットメント及び保証に係る負債を計上していません。将来的に支払の蓋然性が高まった場合、損害賠償の規定により生じるものを含めて、把握できた偶発債務に対する損失を見越計上します。

注記6．株主資本**優先株式**

当社は、2018年12月31日及び2017年12月31日現在、額面0.0001米ドルの優先株式5,000,000株を発行することが承認されています。2018年12月31日及び2017年12月31日現在、発行済優先株式はありません。

普通株式

当社は、2018年12月31日現在、額面0.0001米ドルの普通株式75,000,000株を発行することが承認されています。2018年12月31日現在、発行済普通株式は、17,130,507株です。（普通株式を取得するオプションの早期行使に関連する買戻し可能となっている法的に発行済の株式155,257株を除きます）

当社は、2017年12月31日現在、額面0.0001米ドルの普通株式75,000,000株を発行することが承認されています。2018年12月31日現在、発行済普通株式は、16,752,171株です。（普通株式を取得するオプションの早期行使に関連する買戻し可能となっている法的に発行済の株式289,334株を除きます）

当社は、今後の発行のために以下の普通株式数を留保しています。

	2018年12月31日
ストック・アワード残高	1,395,435
2017年ストックインセンティブプランに基づき発行可能なストック・アワード	4,434,310
今後の発行のために留保された普通株式合計	5,829,745

注記7. ストック・アワード・プラン

ストックインセンティブプラン

2012年4月に、当社は、2012年ストックインセンティブプラン（以下「2012年プラン」といいます。）を適用しました。取締役会により制定された条件及び規定に基づいて、インセンティブとしてのストック・オプションを従業員、取締役及びコンサルタントに対し付与できます。このプランの条件に基づき、オプションは市場価格以上の行使価格で付与できます。取締役会の決議により、全てのクラスの株式の議決権を10%以上保有する従業員は、インセンティブ及び税制非適格ストック・オプションの行使価格は、付与日における普通株式の市場価格の110%以上でなければなりません。2012年プランに基づいて付与されたオプションの期限は最高10年です。

2012年プランは2017年ストックインセンティブプラン（以下「2017年プラン」といいます。）により置き換えられました。2012年プランに基づいて発行されたアワードは、引き続き2012年プランの条項に準拠します。

2017年8月に、2017年ストックインセンティブプラン（以下「2017年プラン」といいます。）を適用しました。2017年9月に取締役会で承認され、当社のJDR新規上場手続きが完了する直前、この2017年プランは株主総会の承認を経て、効力を発しました。2017年プランが有効になったことにより、今後、2012年プランに基づく株式が付与されることはなく、2012年プランで将来の株式発行のために確保されていた株式は、2017年プランが有効になった日に2017年プランにおいて今後の発行のために留保された普通株式数に組み込まれました。また、2012年プランに基づく報酬対象の株式で、失効ないし終了するものは、2017年プランに追加される予定です。また、2017年プランに基づき、2018年1月1日から2027年1月1日（を含む）の間の毎年初日に、（1）直前の事業年度末日における発行済み株式数の4%、もしくは（2）当社の取締役会が定める株式数の、いずれか少ない株式数を自動的に発行します。2018年度において、2017年プランに基づき自動的に発行された付与可能な株式は681,660株でした。本2017年プランにおいては、米国内国歳入法422条に定める税制適格ストック・オプション（インセンティブ・ストック・オプション）が従業員に、また、税制非適格ストック・オプションが従業員、独立取締役、アドバイザー及びコンサルタントに対して用意されています。また、本プランにおいては、リストラクテッド・ストック（譲渡制限付株式）、株式評価益受領権（SAR）、ストック・ユニット、及び現金報酬が、従業員、独立取締役、アドバイザー及びコンサルタントに用意されています。

ストックインセンティブプランに基づく当社のストック・アワードの要約は以下の通りです。

	付与可能なアワード
2017年12月31日現在	3,933,649
授権	681,660
付与	246,000
失権(1)	65,001
2018年12月31日現在	4,434,310

(1)ストック・オプションの早期行使により発行された権利未確定の株式の買戻しを含みます。

ストック・オプションの早期行使

一部の従業員及び取締役は、付与されたオプションを権利確定前に行使することが可能です。権利未確定の株式は、当社が当初の取得価格で買戻す権利を有します。収入金額は、早期行使ストック・オプション関連債務として計上され、買戻し権が消滅した場合、資本剰余金に組み替えられます。当社は、2018年、2017年及び2016年12月期に、早期行使時に権利未確定の普通株式をそれぞれ0.1百万米ドル、46千米ドル及び0.1百万米ドルの金額合計で、27,333株、46,667株及び302,083株発行しました。当該12か月間に、当社が、従業員の退職により当初の取得価格で買い戻した、早期行使ストック・オプションに関連する権利未確定の普通株式は、それぞれ、6,834株、45,666株及び37,167株です。2018年及び2017年12月31日現在、従業員及び従業員以外の者が保有する155,257株及び289,334株が、0.1百万米ドル及び0.2百万米ドルで買戻しの対象です。

ストック・オプション

当社の、ストックインセンティブプランに基づくストック・オプションの発行明細は以下の通りです。

	発行済 オプション	加重平均 行使価格	加重平均 残存契約 期間 (年数)	本源的価値 総額 (単位: 千米ドル)
2017年12月31日現在	1,573,568	\$1.78	8.4	\$24,556
付与	-	-		
行使 (1)	368,632	\$1.15		
失権 (2)	65,001	\$1.47		
2018年12月31日現在	1,139,935	\$2.01	7.6	\$3,428
2018年12月31日現在 権利確定及び確定予定のオプション	1,139,935	\$2.01	7.6	\$3,428
2018年12月31日現在 権利確定及び行使可能オプション	418,615	\$1.78	7.3	\$1,356

(1) 早期行使オプションの権利確定を含む。

(2) 権利未確定の早期行使されたオプションの買戻しを含む

2018年12月31日現在行使価格別ストック・オプション残高及び行使可能数は、以下のとおりです。

オプション残高				権利確定行使可能 オプション	
行使価格	残高数	加重平均残存 契約期間 (年数)	加重平均 行使価格	権利確定・ 行使可能数	加重平均 行使価格
\$0.16	66,250	5.1	\$0.16	66,166	\$0.16
\$0.37	200,838	6.4	\$0.37	66,163	\$0.37
\$0.97	155,334	7.2	\$0.97	55,749	\$0.97
\$2.51	194,511	7.7	\$2.51	71,626	\$2.51
\$2.89	49,000	8.2	\$2.89	14,000	\$2.89
\$2.93	336,502	8.4	\$2.93	107,496	\$2.93
\$3.18	137,500	8.6	\$3.18	37,415	\$3.18
	1,139,935	7.6	\$2.01	418,615	\$1.78

2018年、2017年及び2016年12月期に行使されたオプションの本源的価値総額は、それぞれ2.9百万千米ドル、1.8百万千米ドル及び0.8百万千米ドルでした。当社は、複数形態の権利確定契約を従業員と締結しています。付与したオプションは、通常5年間にわたって権利が確定し、一般に10年まで行使可能です。

リストラクテッド・ストック・ユニット

当社の、リストラクテッド・ストック・ユニットの発行明細は以下の通りです。

	発行済	付与日における加重 平均公正価値
2017年12月31日現在	20,000	\$19.42
付与	246,000	\$11.09
権利確定	10,500	\$16.20
失権	-	
2018年12月31日現在	255,500	\$11.53

リストラクテッド・ストック・ユニットの保有者は、所定の条件を充足していることを条件に、権利確定時に1対1の割合で当社の普通株式が付与されます。リストラクテッド・ストック・ユニットは、権利を付与された者が継続的に会社にサービスを提供していることを前提に、通常5年間にわたって権利が確定します。

注記8．株式報酬

下記の表は、株式報酬費用の配分を要約しています（単位：千米ドル）

	連結会計年度		
	2018年	2017年	2016年
売上原価	\$68	\$31	\$15
研究開発費	355	273	102
販売費及び一般管理費	941	1,144	322
合計	\$1,364	\$1,448	\$439

2018年12月31日現在、権利が未確定で、会計上未認識の株式報酬費用は3.8百万米ドルでした。これは、3.8年の加重平均残存期間に、費用として認識されます。

当社は、付与日現在で評価した公正価値に基づいて株式報酬を計上しています。ストック・オプションの付与日に評価する公正価値と、その結果として認識する株式報酬費用は、ブラック・ショールズ・オプション価格モデルに基づいています。リストラクテッド・ストック・ユニットの公正価値は、付与日の当社普通株式の公正価値に基づいています。当社は、報酬費用等のコストを従業員の必要な勤務期間にわたって定額法で認識しています。当社の評価の仮定は、以下のとおりです。

普通株式の公正価値 JDRの新規上場以前は、公的な取引市場がないため、当社の取締役会は当社の普通株式の公正価値を決定するために、以下の項目を含むがそれに限定されない多くの客観的、主観的要素を考慮していました。(i)同時期の独立した第三者による当社の普通株式の評価(ii)普通株式と比較した当社の優先株式の権利と優先度(iii)普通株式の市場性の不足(iv)事業の発展及び(v)現状の市場環境を前提として、新規株式公開あるいは会社の売却のような流動性事象を達成する見込み

JDRの新規上場後、当社の普通株式の公正価値は、付与日に東京証券取引所マザーズ市場で報告されたJDRの終値であります。

リスクフリーの金利 当社がブラック・ショールズ・オプション価格モデルに使用するリスクフリーの金利は、各アワード・グループと同等の期間について発行された米国財務省ゼロ・クーポン債のインプライド・イールドに基づいています。

予想期間 予想期間は、当社の株式に基づく報奨が未払いとなることが想定される期間を表しています。当社は、予想期間を仮定するために必要なオプション行使の歴史的データを十分に有していないため、予想期間が権利確定日と有効期限の中間点となるように仮定する簡略化アプローチを適用しています。

ボラティリティ 当社は普通株式のボラティリティを決定するための十分な取引履歴を有していないため、複数の公開会社群のアワードの予想期間と等しい期間にわたる過去の株式ボラティリティに基づいてボラティリティを決定しています。

配当利回り 当社は現金配当を発表したことや支払ったことはなく、現在予見できる将来に現金配当を支払う計画もありません。従って、当社は、予想配当利回りをゼロとしています。

従業員へのストック・アワード

下記の表は、ストック・アワードの公正価値を決定するためにブラック・ショールズ・オプション価格モデルに使用される加重平均の仮定を要約したものです。

連結会計年度

	2017年	2016年
予想期間（年数）	6.28	6.19
リスクフリーの金利	2.01 %	1.38 %
予想ボラティリティ	53 %	51 %
配当利回り	0 %	0 %
普通株式の公正価値	\$5.14	\$2.35

2018年12月期において、従業員に付与したストック・オプションはありません。2018年12月期において従業員に付与したリストラクテッド・ストック・ユニットの付与日現在の加重平均公正価値は、11.09米ドルです。2017年12月期及び2016年12月期において従業員に付与したストック・アワードの付与日現在の加重平均公正価値は、それぞれ3.71米ドル及び1.36米ドルです。

従業員以外へのストック・アワード

当社は、以下の加重平均仮定とブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使用して従業員以外のストック・アワードの公正価値を見積っています。

連結会計年度

	2017年	2016年
予想期間（年数）	10.00	10.00
リスクフリーの金利	2.3 %	2.02 %
予想ボラティリティ	53 %	53 %
配当利回り	0 %	0 %
普通株式の公正価値	\$14.40	\$2.68

2018年12月期において、従業員以外に付与したストック・アワードはありません。2017年12月期及び2016年12月期の付与日現在の加重平均公正価値は、それぞれ7.34米ドル及び2.16米ドルです。従業員以外へのストック・アワードは報告書作成毎に再評価され、関連する株式報酬費用は権利が確定すると同時に認識されます。権利未確定の従業員以外への株式報酬費用は、普通株式によって表章されるJDRの公正価値により変動します。2018年度第3四半期における2018年7月1日より早期適用された会計基準更新書第2018-07号に基づき、従業員以外に付与したストック・アワードは当該基準導入日の公正価値で再評価され、適用日における権利未確定のアワードに関連する残りの未認識株式報酬費用は、権利確定までの期間にわたって費用として認識されます。

注記9．普通株式1株当たり当期純利益

当社が株式公開する前の報告期間においては、基本的及び希薄化後1株当たり当期純利益の金額は、参加型証券の場合に要求される二種方式に従い、表示しております。新規株式公開の完了直前に、当社の発行済み転換優先株式であったシリーズシード、シリーズA及びシリーズBの参加型証券は、1対1の割合で普通株式へ転換されました。優先株式10,742,500株の転換のために発行された普通株式は、2017年12月31日現在の加重平均株式数の計算式に含まれています。

下記の表は、基本的1株当たり当期純利益及び希薄化後1株当たり当期純利益の計算を表しています（株式数及び1株当たり金額を除き、千ドル単位）：

	連結会計年度		
	2018年	2017年	2016年
分子：			
基本的：			
当期純利益	\$1,885	\$3,757	\$3,481
優先株主に配分される当期純利益	-	1,936	2,627
普通株主に配分される当期純利益	1,885	1,821	854
希薄化後：			
当期純利益	\$1,885	\$3,757	3,481
優先株主に配分される当期純利益	-	1,823	2,477
普通株主に配分される当期純利益	1,885	1,934	1,004
分母：			
基本的株式：			
基本的1株当たり当期純利益（2）を計算する際に使用した加重平均株式数	16,982,648	7,145,641	3,493,946
希薄化後株式：			
潜在的に希薄化効果のある有価証券の影響：			
ストック・オプション（1）	1,008,483	910,688	864,441
希薄化後1株当たり当期純利益（2）を計算する際に使用した加重平均株式数	17,991,131	8,056,329	4,358,387
1株当たり当期純利益			
基本的	\$0.11	\$0.25	\$0.24
希薄化後	\$0.10	\$0.24	\$0.23

（1）早期に行使されたオプションを含む。

（2）普通株主に配分される当期純利益

逆希薄化効果のため、希薄化後1株当たり当期純利益の計算から除外された、潜在的に希薄化効果のある有価証券残高は、ストック・オプション関連155,000株（2018年12月31日）、7,000株（2017年12月31日）、56,000株（2016年12月31日）です。

注記10. 法人税

税引前当期純利益の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	連結会計年度		
	2018年	2017年	2016年
米国	\$1,866	\$6,141	\$5,311
米国以外	178	131	52
税引前当期純利益	\$2,044	\$6,272	\$5,363

法人税の内訳は、以下のとおりです（単位：千米ドル）。

	連結会計年度		
	2018年	2017年	2016年
当期：			
連邦税	\$36	\$2,089	\$2,034
外国税	30	55	40
州税	1	1	1
合計	67	2,145	2,075
繰延（純額）	92	370	193
法人税	\$159	\$2,515	\$1,882

当社の実効税率は、米国連邦法人税法定税率と以下のとおり異なります。

	連結会計年度		
	2018年	2017年	2016年
米国連邦法人税法定税率	21.00%	34.00%	34.00%
州税－連邦ベネフィット控除後	0.03	0.01	0.01
研究開発費控除	7.73	1.72	2.59
永久差異項目及びその他	8.96	0.94	2.55
評価性引当金の増減	3.40	1.78	1.12
税率の増減	－	5.06	－
実効税率	7.74%	40.07%	35.09%

連邦及び州の法人税に関する繰延税金資産及び負債の内訳は、以下のとおりです。（単位：千米ドル）。

	連結会計年度	
	2018年	2017年
繰延税金資産：		
繰越欠損金	\$85	\$85
研究費及びその他の税額控除	381	309
未払費用	244	243
無形資産	293	323
その他	118	140
繰延税金資産合計	1,121	1,100
繰延税金負債：		
固定資産（純額）	98	54
繰延税金負債合計	98	54
評価性引当金	463	394
正味繰延税金資産	\$560	\$652

繰延税金資産の実現可能性を評価する際に、経営者は、その繰延税金資産の一部あるいは全部が実現する可能性が実現しない可能性よりも高いかどうかを検討します。繰延税金資産の実現は、最終的には一時差異が課税所得から控除されるか加算される期間における将来の課税所得の発生にかかっています。経営者は、これを評価する際に将来の予定課税所得とタックス・プランニングを検討します。当期の課税所得とその予想経常利益の水準に基づき、当社は連邦法人税において、将来減算一時差異の実現可能性が高いと判断し、評価性引当金を計上していません。一方、これら将来のベネフィッ

トは、カリフォルニア州に割り当てられないため、実現可能性は高くないと経営者は結論付けています。このため、カリフォルニア州税における繰延税金資産については、評価性引当金を全額計上しています。

2017年12月22日、米国の税制改正法案「Tax Cuts and Jobs Act」（以下“改正法”）が成立しました。この改正法は、繰延税金資産の再測定、及び累積海外留保利益に対する強制みなし配当課税とその他の海外利益に関する税金負債の認識、といった財務諸表に重大な影響を及ぼす条項を含んでいます。2018年1月1日以降、連邦法人所得税の税率は一律21%に引下げられます。米国の会計基準編纂書第740号は、税法改正が成立した年度においてその影響を認識するよう求めているため、改正法案の条項の殆どが2018年以降に運用開始となるにも関わらず、その影響の認識は2017年12月期の財務諸表においてなされる必要があります。

改正法の施行の後、SECはスタッフ会計公報第118号（以下“SAB第118号”）を公表しました。SAB第118号は、市場への参加登録者が、改正法による法人税費用の影響を完了するに足る合理的で詳細な情報を持たず、準備や分析ができない場合、改正法をどのように適用すべきかについて明確にしており、施行日から最長1年間の測定期間において、改正法の影響を見積もり計上することを認めています。1年間の測定期間経過後、当社は、現在利用可能な改正法に関する分析を完了しており、2018年12月期事業年度における2018年度第4四半期において、SAB第118号税効果を追加認識しませんでした。

2017年12月末日前に改正法が成立したため、当社は、この改正法による影響を2017年12月期の財務諸表に反映しています。当社は、連邦法人所得税の21%への引下げによって、繰延税金資産が、正味で1百万米ドルから0.7百万米ドルに減少したと推計しました。当社は、累積海外留保利益に対する強制みなし配当課税とその他の海外利益に関する税金負債も見積もりました。2018年12月31日現在、当社は、移行税の会計処理を完了しており、強制みなし配当課税に対する負債はおよそ42千米ドル、そのうち41千米ドルは外国税額控除で相殺することが出来ると結論付けました。

2018年12月31日現在、当社における、カリフォルニア州税の繰越欠損金は1.2百万米ドルです。繰越欠損金は、もし未使用であれば、2032年以降、順次繰越期限を迎えます。また、2018年12月31日現在、米国連邦税額控除とカリフォルニア州税額控除の繰越金額は、それぞれ4千米ドルと0.6百万米ドルです。米国連邦税額控除の繰越欠損金は、もし未使用であれば、2039年以降、順次繰越期限を迎える一方、カリフォルニア州税額控除の繰越欠損金は繰越期限がありません。

現在の税法では、内国歳入法（IRC）によって定められているように「持分の変更」の場合、繰越欠損金及び繰越税額控除の利用に関して実質的な制限が課されています。持分の変更があれば、当社の繰越金額の利用は制限されます。

当社は、税効果会計における不確実性について適用される会計基準の規定に準拠しています。不確実な税務ポジションの認識と認識中止の判断基準は、「5割を超える確率で起きるかどうかが」となります。仮に認識の基準が満たされる場合は、適用される会計基準に従い、当社は5割を超える確率で実現すると判断する最大額で評価される税務ベネフィットの認識が可能となります。他方、不確実な税務ポジションの最終的な結論に関して判断を変更した場合、その判断の変更を行なった期間損益として認識することが要求されます。当社は、引き続き税務ポジションの見直しを行い、必要に応じて未認識の税務ベネフィットを会計上認識、あるいは取り崩すこととなります。2018年12月31日現在、当社は仮に認識された際には、将来の当社の実効税率を引き下げる0.1百万米ドルの未認識税務ベネフィットがあります。

次の表は、当社の未認識の税務ベネフィットを総額で示しています（単位：千米ドル）。

	連結会計年度	
	2018年	2017年
期初残高	\$233	\$189
当期税務ポジションによる増加	60	44
期末残高	\$293	\$233

当社は、連結損益計算書に計上されている法人税において、未認識の税務ポジションに対する利息及び罰則費用を認識しております。当社は、2018年12月31日及び2017年12月31日現在において、それぞれ7,800千米ドル、3,500千米ドル不確定な税務ポジションに伴う未払利息及び罰則費用を計上しております。

2015年から2018年の課税年度は、一般に、米国連邦とほとんどの州税務当局による審査の対象となります。

注記11．四半期財務情報（未監査）

以下の表は、2018年12月31日までの連続8四半期会計期間分の未監査の四半期連結損益計算書です。当社の見解では、未監査の四半期連結損益計算書は、米国で一般に公正と認められる会計原則（GAAP）に準拠しており、報告期間における

当社の業績を公正に表示するために必要な通常の経常的な調整を反映していますが、通期の業績、もしくは将来の通期もしくは期中の業績予想を示すものではありません。

(単位：千米ドル)

2018年12月期四半期連結会計期間(3ヶ月)

	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
売上高	\$8,908	\$8,667	\$6,470	\$7,053
売上原価	4,803	4,220	3,008	3,285
売上総利益	4,105	4,447	3,462	3,768
営業費用:				
研究開発費	1,838	1,704	1,578	2,211
販売費及び一般管理費	1,544	1,899	1,572	1,621
営業費用合計	3,382	3,603	3,150	3,832
営業利益	723	844	312	(64)
その他の収益(費用)	99	(94)	(165)	389
税引前当期純利益	822	750	147	325
法人税等	175	186	(54)	(148)
当期純利益	\$647	\$564	\$201	\$473
1株当たり当期純利益(米ドル):				
基本的	\$0.04	\$0.03	\$0.01	\$0.03
希薄化後	\$0.04	\$0.03	\$0.01	\$0.03

2017年12月期四半期連結会計期間(3ヶ月)

	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
売上高	\$7,761	\$8,112	\$8,039	\$7,230
売上原価	3,473	3,427	3,369	2,952
売上総利益	4,288	4,685	4,670	4,278
営業費用:				
研究開発費	1,565	1,156	1,197	1,465
販売費及び一般管理費	2,068	1,541	1,357	1,227
営業費用合計	3,633	2,697	2,554	2,692
営業利益	655	1,988	2,116	1,586
その他の収益(費用)	(4)	(59)	(2)	(8)
税引前当期純利益	651	1,929	2,114	1,578
法人税等	591	646	739	539
当期純利益	\$60	\$1,283	\$1,375	\$1,039
1株当たり当期純利益(米ドル):				
基本的	\$-	\$0.09	\$0.09	\$0.07
希薄化後	\$-	\$0.08	\$0.09	\$0.07

注記12. 後発事象

該当事項はありません。

連結附属明細表

[社債明細表]

該当事項はありません。

[借入金等明細表]

該当事項はありません。

[資産除去債務明細表]

該当事項はありません。

[次へ](#)

Techpoint, Inc.
Consolidated Balance Sheets
(in thousands, except share and per share amounts)

	December 31, 2018	December 31, 2017
Assets		
Current assets:		
Cash and cash equivalents	\$ 25,941	\$ 21,536
Accounts receivable	236	93
Inventory	2,207	2,847
Prepaid expenses and other current assets	936	978
Total current assets	29,320	25,454
Property and equipment - net	611	325
Deferred tax assets	560	652
Other assets	215	161
Total assets	<u>\$ 30,706</u>	<u>\$ 26,592</u>
Liabilities and Stockholders' Equity		
Current liabilities:		
Accounts payable	\$ 1,063	\$ 760
Accrued liabilities	718	573
Liability related to early exercised stock options	136	152
Customer deposits	2	6
Total current liabilities	1,919	1,491
Other liabilities	156	133
Total liabilities	2,075	1,624
Commitments and contingencies (Note 5)		
Stockholders' equity		
Preferred stock, par value \$0.0001 per share - 5,000,000 shares authorized as of December 31, 2018 and 2017; nil shares issued and outstanding as of December 31, 2018 and 2017	—	—
Common stock, par value \$0.0001 per share - 75,000,000 shares authorized as of December 31, 2018 and 2017; 17,130,507 and 16,752,171 shares issued and outstanding as of December 31, 2018 and 2017, respectively	2	2
Additional paid-in-capital	19,358	17,580
Retained earnings	9,271	7,386
Total stockholders' equity	28,631	24,968
Total liabilities and stockholders' equity	<u>\$ 30,706</u>	<u>\$ 26,592</u>

See accompanying notes to consolidated financial statements.

Techpoint, Inc.
Consolidated Statements of Operations
(in thousands, except share and per share amounts)

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
Revenue	\$ 31,098	\$ 31,142	\$ 27,156
Cost of revenue	15,316	13,221	12,735
Gross profit	15,782	17,921	14,421
Operating expenses			
Research and development	7,331	5,383	4,380
Selling, general and administrative	6,636	6,193	4,678
Total operating expenses	13,967	11,576	9,058
Income from operations	1,815	6,345	5,363
Other income (expense)	229	(73)	—
Income before income taxes	2,044	6,272	5,363
Income taxes	159	2,515	1,882
Net income	\$ 1,885	\$ 3,757	\$ 3,481
Net income allocable to preferred stockholders	\$ —	\$ 1,936	\$ 2,627
Net income allocable to common stockholders	\$ 1,885	\$ 1,821	\$ 854
Net income per share allocable to common stockholders:			
Basic	\$ 0.11	\$ 0.25	\$ 0.24
Diluted	\$ 0.10	\$ 0.24	\$ 0.23
Weighted-average shares outstanding in computing net income per share allocable to common stockholders			
Basic	16,982,648	7,145,641	3,493,946
Diluted	17,991,131	8,056,329	4,358,387

See accompanying notes to consolidated financial statements.

Techpoint, Inc.
Consolidated Statements of Stockholders' Equity
(in thousands, except share amounts)

	Convertible Preferred Stock		Common Stock		Additional Paid-In Capital	Retained Earnings	Total Stockholders' Equity
	Shares	Amount	Shares	Amount			
Balances as of December 31, 2015	10,742,500	\$ 8,794	3,332,852	\$ —	\$ 298	\$ 148	\$ 9,240
Issuance of common stock upon exercise of stock options and vesting of early exercised options	—	—	392,386	—	76	—	76
Stock-based compensation	—	—	—	—	439	—	439
Net income	—	—	—	—	—	3,481	3,481
Balances as of December 31, 2016	10,742,500	8,794	3,725,238	—	813	3,629	13,236
Conversion of convertible preferred stock to common stock upon IPO	(10,742,500)	(8,794)	10,742,500	2	8,792	—	—
Issuance of common stock upon IPO, net of issuance costs	—	—	1,520,000	—	5,157	—	5,157
Issuance of common stock upon exercise of over-allotment option, net of issuance costs	—	—	228,000	—	1,200	—	1,200
Issuance of common stock upon exercise of stock options and vesting of early exercised options	—	—	506,433	—	170	—	170
Issuance of common stock upon vesting of RSUs	—	—	30,000	—	—	—	—
Stock-based compensation	—	—	—	—	1,448	—	1,448
Net income	—	—	—	—	—	3,757	3,757
Balances as of December 31, 2017	—	—	16,752,171	2	17,580	7,386	24,968
Issuance of common stock upon exercise of stock options and vesting of early exercised options	—	—	368,632	—	423	—	423
Issuance of common stock upon vesting of RSUs	—	—	10,500	—	—	—	—
Shares repurchased for tax withholdings on vesting of RSUs	—	—	(796)	—	(9)	—	(9)
Stock-based compensation	—	—	—	—	1,364	—	1,364
Net income	—	—	—	—	—	1,885	1,885
Balances as of December 31, 2018	—	\$ —	17,130,507	\$ 2	\$ 19,358	\$ 9,271	\$ 28,631

See accompanying notes to consolidated financial statements

Techpoint, Inc.
Consolidated Statements of Cash Flows
(in thousands)

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
Cash Flows From Operating Activities			
Net income	\$ 1,885	\$ 3,757	\$ 3,481
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:			
Depreciation and amortization	244	207	160
Stock-based compensation	1,364	1,448	439
Write-off of deferred costs and long lived assets	57	9	7
Deferred income taxes	92	370	(193)
Changes in operating assets and liabilities:			
Accounts receivable	(143)	(14)	(77)
Inventory	640	(264)	(1,202)
Prepaid expenses and other current assets	42	(705)	193
Other assets	(56)	(18)	(23)
Accounts payable	151	85	(791)
Accrued expenses	145	180	200
Customer deposits	(4)	(739)	(614)
Other liabilities	23	43	28
Net cash provided by operating activities	4,440	4,359	1,608
Cash Flows From Investing Activities			
Purchase of property and equipment	(376)	(170)	(346)
Net cash used in investing activities	(376)	(170)	(346)
Cash Flows From Financing Activities			
Net proceeds from exercise of stock options	407	98	113
Payment for shares withheld for tax withholdings on vesting of RSUs	(9)	—	—
Payments of deferred costs	(57)	(2,096)	(832)
Proceeds from initial public offering, net of underwriter commissions	—	9,339	—
Net cash provided by (used in) financing activities	341	7,341	(719)
Net increase in cash and cash equivalents	4,405	11,530	543
Cash and cash equivalents at beginning of period	21,536	10,006	9,463
Cash and cash equivalents at end of period	\$ 25,941	\$ 21,536	\$ 10,006
Supplemental Disclosure of Cash Flow Information			
Cash paid for income taxes	\$ 44	\$ 2,585	\$ 1,819
Supplemental Disclosure of Noncash Investing and Financing Information			
Property and equipment purchased but not yet paid	\$ 173	\$ 21	\$ 51
Vesting of early exercised options	\$ 74	\$ 99	\$ 76
Conversion of preferred stock to common stock upon initial public offering	\$ —	\$ 8,792	\$ —
Unpaid deferred costs	\$ —	\$ —	\$ 161

See accompanying notes to consolidated financial statements.

Techpoint, Inc.
Notes to Consolidated Financial Statements

1. Organization and Summary of Significant Accounting Policies

Organization

Techpoint, Inc. and its wholly-owned subsidiaries (the "Company") was originally incorporated in California in April 2012 and reincorporated into Delaware in July 2017. The Company is a fabless semiconductor company that designs, markets and sells mixed-signal integrated circuits for multiple video applications in the security surveillance and automotive markets. The Company is headquartered in San Jose, California.

Initial Public Offering

On September 29, 2017, the Company completed its initial public offering ("IPO") of Japanese depository shares ("JDS"). In connection with the IPO, the Company sold 1,520,000 JDSs, represented by 1,520,000 shares of our common stock at a price to the public of \$5.85 per share and received net proceeds of \$8.1 million, after deducting underwriting discounts and commissions of \$0.7 million. Additionally, offering costs incurred by the Company totaled \$3.0 million. Prior to the closing of the Company's IPO, all outstanding shares of its preferred stock converted to common stock on a one-to-one basis.

On October 25, 2017, the managing underwriter of our IPO elected to purchase an additional 228,000 shares of JDSs, represented by 228,000 shares of common stock, pursuant to the underwriters' over-allotment option. We subsequently completed the sale at the IPO price of \$5.85 per share and received net proceeds of \$1.2 million, after deducting underwriting discounts and commissions of \$0.1 million.

Basis of Consolidation and Significant Accounting Policies

The accompanying consolidated financial statements include the accounts of the Company and its wholly-owned subsidiaries, and have been prepared in conformity with generally accepted accounting principles in the United States ("GAAP") and applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission ("SEC"). All intercompany balances and transactions have been eliminated. The functional currency of each of the Company's subsidiaries is the U.S. dollar. Foreign currency gains or losses are recorded as other income (expense) in the Consolidated Statements of Operations.

Use of Management's Estimates

The preparation of consolidated financial statements in conformity with GAAP requires management to make estimates, judgments and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and reported amounts of revenue and expenses during the reporting period. Significant estimates included in the consolidated financial statements include inventory valuation, valuation allowance for recorded deferred tax assets, and stock-based compensation. These estimates are based upon information available as of the date of the consolidated financial statements. Actual results could differ materially from those estimates.

Concentration of Customer and Credit Risk

Financial instruments that potentially subject the Company to concentrations of credit risk consist principally of cash and cash equivalents and trade receivables. Risks associated with cash and cash equivalents are mitigated by banking with creditworthy institutions. The Company generally requires advance payments from customers. The Company also performs credit evaluations of its customers and provides credit to certain customers in the normal course of business. The Company has not incurred bad debt write-offs during any of the periods presented.

For each significant customer, or distributor, and significant end-customer, revenue as a percentage of total revenue is as follows:

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
Customer			
Customer A	76%	74%	85%
End-Customer			
End-Customer A (1)	62%	59%	62%
End-Customer B (1)	*	*	11%

* Less than 10%

(1) Sales to End-Customer A and End-Customer B primarily occurred through Customer A

Concentration of Supplier Risk

The Company is a fabless producer of semiconductors and is dependent on four subcontractors for substantially all of its production requirements. The failure of either subcontractor to fulfill the production requirements of the Company on a timely basis would adversely impact future results. Although there are other subcontractors that are capable of providing similar services, an unexpected change in either subcontractor would cause delays in the Company's products and potentially result in a significant loss of revenue.

Cash and Cash Equivalents

The Company considers all highly liquid financial instruments purchased with an original maturity of three months or less at the date of purchase to be cash equivalents. Cash and cash equivalents consist of cash on deposit with banks and money market funds, the fair value of which approximates cost.

Fair Value of Financial Instruments

The Company estimates certain financial assets and liabilities at fair value based on available market information and valuation methodologies considered to be appropriate. However, considerable judgment is required in interpreting market data to develop the estimate of fair value. The use of different market assumptions and/or estimation methodologies could have a material effect on estimated fair value amounts. See Note 3 "Fair Value Measurements" of these Notes to Consolidated Financial Statements for a further discussion on fair value of financial instruments.

Inventories

Inventories are stated at the lower of cost or market. Upon the adoption of ASU 2015-11, *Simplifying the Measurement of Inventory*, amending ASC Topic 330 – Inventory in the first quarter of fiscal 2017, inventories are stated at the lower of cost or net realizable value. Cost is computed using the standard cost, which approximates actual cost determined on a first-in, first-out basis. Inventories include work in process and finished good parts that may be specialized in nature and subject to rapid obsolescence. Because of the cyclical nature of the market, inventory levels, obsolescence of technology, and product life cycles, the Company generally writes down inventories to net realizable value based on forecasted product demand. Inventory write downs for excess quantity and technological obsolescence are charged to cost of sales when evidence indicates clearly that a loss has been sustained. The amount written down for the years ended December 31, 2018 and 2017 was \$0.3 million and \$0.4 million, respectively.

Property and Equipment

Property and equipment, are stated at cost less accumulated depreciation, and are depreciated using the straight-line method over the estimated useful lives of the assets. The estimated useful lives range from two to three years for computer equipment and software, furniture and leasehold improvements.

The Company evaluates the recoverability of property, plant and equipment in accordance with ASC No. 360, *Accounting for the Property, Plant, and Equipment*. ("ASC 360"). The Company performs periodic reviews to

determine whether facts and circumstances exist that would indicate that the carrying amounts of property and equipment exceeds their fair values. If facts and circumstances indicate that the carrying amount of property and equipment might not be fully recoverable, projected undiscounted net cash flows associated with the related asset or group of assets over their estimated remaining useful lives are compared against their respective carrying amounts. In the event that the projected undiscounted cash flows are not sufficient to recover the carrying value of the assets, the assets are written down to their estimated fair values based on their expected discounted future cash flows attributable to those assets.

Product Warranty

The Company generally warrants its products for one year from the date of shipment against defects. The Company accrues for anticipated warranty costs upon shipment based on the number of shipped units, historical analysis of the volume of product returned under the warranty program, management's judgment regarding anticipated rates of warranty claims and associated repair costs.

Employee Benefit Plan

The Company sponsors a 401(k) tax-deferred savings plan for all employees in the United States who meet certain eligibility requirements. Participants may contribute up to the amount allowable as a deduction for federal income tax purposes. The 401(k) Plan provides for a discretionary employer-matching contribution. The Company has not made any matching contributions to the 401(k) Plan to date.

Revenue Recognition

The Company principally sells its products to distributors who, in turn, sell to ODMs, contract manufacturers and design houses. Prior to January 1, 2018, revenue from the sale of the Company's products was recognized when all of the following criteria were met: (1) persuasive evidence of an arrangement exists; (2) the product has been delivered; (3) the price is fixed or determinable; and (4) collection is reasonably assured. The Company adopted ASC Topic 606, or ASC 606, *Revenue from Contracts with Customers* on January 1, 2018. Under ASC 606, we satisfy our performance obligations and recognize revenue upon shipment, at which time control of our products is transferred to our customers. We apply the following five-step model for recognizing revenue from contracts with customers: (1) identify the contract with a customer; (2) identify the performance obligations in the contract; (3) determine the transaction price; (4) allocate the transaction price to the performance obligations in the contract; and (5) recognize revenue when the performance obligation is satisfied.

Product revenues consist of sales of mixed-signal integrated circuits into the security surveillance and automotive camera markets. The Company generally requires advance payments from customers and records these advance payments, or contract liabilities, as Customer deposits on our Consolidated Balance Sheet. Since the Company's performance obligations relate to contracts with a duration of less than one year, the Company has elected to apply the optional exemption practical expedient provided in ASC 606 and is therefore not required to disclose the aggregate amount of the transaction price allocated to performance obligations that are unsatisfied or partially unsatisfied at the end of the reporting period. The Company provides product assurance warranty only and does not offer warranties to be purchased separately. The Company does not offer variable consideration or other significant payment terms and allocates the transaction price to each distinct product based on a relative standalone selling price. Revenue is recognized when control of the product is transferred to our customers, upon shipment, at which time the performance obligation is satisfied. The Company's shipping terms are primarily FOB (free on board) shipping point, whereby legal title, risks and rewards of ownership, and physical possession are transferred to the customer upon shipment. Substantially all of the Company's customers pay in advance of shipment, and no stock rotation, price protection or return rights are offered.

Research and Development Costs

Research and development costs are expensed as incurred. Such costs consist primarily of expenditures for labor, benefits and mask sets.

Stock-Based Compensation

The Company measures the cost of employee services received in exchange for equity incentive awards, including stock options and restricted stock unit awards, based on the grant date fair value of the award. The fair value of a stock option award is estimated using the Black-Scholes option pricing model which requires us to estimate certain key assumptions including, stock price, future stock price volatility, expected term of the options, risk free rates, and dividend yields. The fair value of a restricted stock unit is determined based on the fair value of our common stock on the date of grant. The Company adjusts compensation expense for forfeiture of equity incentive awards as they occur. The resulting cost is recognized over the period that the employee is required to provide services for the award, which is usually the vesting period. The Company recognizes compensation expense over the vesting period using the straight-line method and classifies these amounts based on the department to which the related employee is assigned. See Note 8 “Stock-Based Compensation” for a description of the Company’s stock-based employee compensation plans and the assumptions the Company uses to calculate the fair value of stock-based employee compensation.

Stock-based awards issued to non-employees are recognized as expense over the requisite service period at their then current fair value. The Company determines the fair value of its stock-based awards issued to non-employees utilizing the Black-Scholes option pricing model. Stock-based compensation expense for stock-based awards issued to nonemployees is recognized over the requisite service period or when it is probable that the performance condition will be satisfied. The fair value of stock-based awards to non-employees is measured at each reporting period until a measurement date is reached. Upon the early adoption of ASU 2018-07 on July 1, 2018 in the third quarter of fiscal 2018, non-employee stock awards were remeasured at fair value on the date of adoption; the remaining unamortized expense on the date of adoption will be recognized over the remaining vesting term.

Income Taxes

The Company accounts for income taxes using an asset and liability approach as prescribed in ASC 740-10, *Income Taxes* (“ASC 740-10”). The Company records the amount of taxes payable or refundable for the current and prior years and deferred tax assets and liabilities for the future tax consequences of events that have been recognized in the Company’s financial statements or tax returns. A valuation allowance is recorded to reduce deferred tax assets when it is more likely than not that a tax benefit will not be realized.

ASC 740-10 prescribes a recognition threshold and measurement framework for the financial statement reporting and disclosure of an income tax position taken or expected to be taken on a tax return. Under ASC 740-10, a tax position is recognized in the financial statements when it is more likely than not, based on the technical merits, that the position will be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes. A tax position that meets the recognition threshold is then measured to determine the largest amount of the benefit that has a greater than 50% likelihood of being realized upon settlement. The Company recognizes interest and penalties related to unrecognized tax benefits as a component of the provision for income taxes in the Consolidated Statements of Income.

The calculation of tax liabilities involves significant judgment in estimating the impact of uncertainties in the application of complex tax laws across multiple tax jurisdictions. Although ASC 740-10 provides clarification on the accounting for uncertainty in income taxes recognized in the financial statements, the recognition threshold and measurement framework will continue to require significant judgment by management. Resolution of these uncertainties in a manner inconsistent with the Company’s expectations could have a material impact on the Company’s results of operations.

Recently Adopted Accounting Pronouncements

Stock Compensation Guidance. In June 2018, the FASB issued ASU No 2018-07, *Stock Compensation: Improvements to Nonemployee Share-Based Payment Accounting*, which amends ASC 718 to include share-based payments issued to nonemployees for goods or services. The amendments in this update are effective for annual periods beginning after December 15, 2018, and interim periods therein. Early adoption is permitted, but no earlier than a company’s adoption date of Topic 606, Revenue from Contracts with Customers. The Company early

adopted this guidance on July 1, 2018 during the third quarter of fiscal 2018, which resulted in no impact on its consolidated financial statements.

Revenue Recognition Guidance. In May 2014, the FASB issued ASU 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers*, creating ASC 606. Upon adoption, this topic supersedes the existing guidance under ASC Topic 605 – *Revenue Recognition* and aims to simplify the number of requirements to follow for revenue recognition and make revenue recognition more comparable across various entities, industries, jurisdictions and capital markets. Revenue is recognized under a five-step process: 1. Identify the contract(s) with a customer. 2. Identify the performance obligations in the contract. 3. Determine the transaction price. 4. Allocate the transaction price to performance obligations in the contract. 5. Recognize revenue when (or as) the entity satisfies a performance obligation. Additional considerations under this update include accounting for costs to obtain or fulfill a contract with a customer and additional quantitative and qualitative disclosures. ASU 2014-09 became effective for periods beginning after December 15, 2017 (including interim reporting periods within those periods), or the first quarter 2018, and allows for retrospective or modified retrospective application. The Company adopted this guidance in the first quarter of fiscal 2018 under the modified retrospective approach as applied to customer contracts that were not completed as of January 1, 2018. As a result, financial information for reporting periods beginning after January 1, 2018 are reported under the new standard, while comparative financial information has not been adjusted and continues to be reported in accordance with the previous standard. There was no cumulative impact to adopting the new standard on the Company's consolidated financial statements. Additionally, the adoption has no impact on the Company's Consolidated Balance Sheet as of December 31, 2018 and Consolidated Statement of Operations for the year ended December 31, 2018.

Recently Issued Accounting Pronouncements Not Yet Adopted

Lease Guidance. In February 2016, the FASB issued ASU No. 2016-02, *Leases* (Topic 842). ASU 2016-02 requires lessees to recognize all leases with terms in excess of one year on their balance sheet as a right-of-use asset and a lease liability at the commencement date. The new standard also simplifies the accounting for sale and leaseback transactions. The amendments in this update are effective for annual periods beginning after December 15, 2018, and interim periods therein and must be adopted using a modified retrospective method for leases existing at, or entered into after, the beginning of the earliest comparative period presented in the financial statements. The new standard also requires lessees and lessors to disclose qualitative and quantitative information about their leases and significant judgements made in applying the standard. In July 2018, the FASB issued ASU 2018-11, *Leases: Targeted Improvements* (Topic 842), which provides an optional adoption method to ASU 2016-02 whereby comparative period financial statements do not need to be adjusted for the new standard. The Company will adopt the new standard using the optional adoption method and not adjust comparative financial statements. The Company will elect to use the short-term lease exemption whereby right-of-use assets and lease liabilities do not need to be recognized for leases with a term of 12 months or less. The Company expects to recognize approximately \$0.5 million to \$0.9 million on the balance sheet for the right-of-use assets and corresponding lease liabilities on January 1, 2019. The Company does not expect the adoption of this guidance to have significant impact on its statement of operations.

2. Balance Sheet Components

Inventory

Inventory consists of the following (in thousands):

	December 31, 2018	December 31, 2017
Work in process	\$ 961	\$ 1,214
Finished goods	1,246	1,633
Total inventory	<u>\$ 2,207</u>	<u>\$ 2,847</u>

Property and Equipment - Net

Property and equipment - net consists of the following (in thousands):

	December 31, 2018	December 31, 2017
Computer equipment and software	\$ 1,173	\$ 687
Leasehold improvements	84	59
Furniture	30	30
Total property and equipment	1,287	776
Less: accumulated depreciation	(676)	(451)
Total property and equipment - net	<u>\$ 611</u>	<u>\$ 325</u>

The Company recorded \$0.2 million of depreciation expense for each of the years ended December 31, 2018, 2017, and 2016.

Accrued Liabilities

Accrued liabilities consist of the following (in thousands):

	December 31, 2018	December 31, 2017
Payroll-related expenses	\$ 398	\$ 291
Engineering services	134	131
Accrued Warranty	73	73
Professional fees	48	23
Taxes Payable	28	37
Other	37	18
Total accrued liabilities	<u>\$ 718</u>	<u>\$ 573</u>

Customer Deposits

Customer deposits represent payments received in advance of shipments and fluctuate depending on timing of customer pre-payments and product shipment. Customer deposits were \$2,000, \$0.2 million, and \$6,000 as of December 31, 2018, September 30, 2018, and December 31, 2017, respectively. The Company generally expects to recognize revenue from customer deposits during the three month interim period immediately following the balance sheet date. During the three months ended December 31, 2018, the Company recognized \$0.2 million of revenue from the September 30, 2018 customer deposits balance. During the year ended December 31, 2018, the Company recognized \$6,000 of revenue from the December 31, 2017 customer deposits balance.

3. Fair Value Measurements

Fair value is defined as the exchange price that would be received from selling an asset or paid to transfer a liability in the principal or most advantageous market for the asset or liability in an orderly transaction between market participants on the measurement date. The Company measures financial assets and liabilities at fair value at each reporting period using a fair value hierarchy which requires us to maximize the use of observable inputs and minimize the use of unobservable inputs. A financial instrument's classification within the fair value hierarchy is based upon the lowest level of input that is significant to the fair value measurement. Three levels of inputs may be used to measure fair value:

Level 1. Quoted prices in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2. Inputs other than Level 1 that are observable, either directly or indirectly, such as quoted prices for similar assets or liabilities; quoted prices in markets that are not active; or other inputs that are observable or can be corroborated by observable market data.

Level 3. Unobservable inputs that are supported by little or no market activity and that are significant to the fair value of the assets or liabilities, including pricing models, discounted cash flow methodologies and similar techniques.

Financial assets measured at fair value on a recurring basis were as follows (in thousands):

	Fair Value Measurement at Reporting Date Using			Total
	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	
As of December 31, 2018				
Assets:				
Money market funds	\$ 6,974	\$ —	\$ —	\$ 6,974
As of December 31, 2017				
Assets:				
Money market funds	\$ 6,951	\$ —	\$ —	\$ 6,951

As of December 31, 2018 and 2017, money market funds are classified as Level 1 because they are valued using quoted market prices and are included in cash and cash equivalents.

4. Segment Information

Operating segments are defined as components of an enterprise about which separate financial information is available that is evaluated regularly by the chief operating decision maker in deciding how to allocate resources and in assessing performance.

The Company's chief operating decision maker, the chief executive officer, reviews financial information presented on a consolidated basis for purposes of making operating decisions and assessing financial performance on a regular basis. Accordingly, the Company considers itself to be one reportable segment, which is comprised of one operating segment, the designing, marketing and selling of mixed-signal integrated circuits for the security surveillance and automotive markets.

Product revenue from customers is designated based on the geographic region to which the product is delivered. Revenue by geographic region was as follows (in thousands):

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
China	\$ 26,175	\$ 26,453	\$ 23,815
South Korea	2,685	2,857	1,600
Japan	1,310	941	470
Taiwan	897	821	1,214
Other	31	70	57
Total revenue	\$ 31,098	\$ 31,142	\$ 27,156

Revenue by principal product lines were as follows (in thousands):

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
Security surveillance	\$ 26,325	\$ 28,143	\$ 26,531
Automotive	4,773	2,999	625
Total revenue	\$ 31,098	\$ 31,142	\$ 27,156

Long-lived assets are attributed to the geographic region where they are located. Net long-lived assets by geographic region were as follows (in thousands):

	December 31, 2018	December 31, 2017
Taiwan	\$ 399	\$ 205
Japan	104	16
United States	102	92
South Korea	4	9
China	2	3
Total property and equipment - net	<u>\$ 611</u>	<u>\$ 325</u>

5. Commitments and Contingencies

Operating leases

The Company leases facilities under non-cancellable lease agreements expiring through fiscal year 2020.

As of December 31, 2018, the aggregate future minimum lease payments under operating leases consist of the following (in thousands):

Year Ending December 31,	Amount
2019	\$ 645
2020	201
Total	<u>\$ 846</u>

Rent expense under operating leases was \$0.6 million, \$0.5 million, and \$0.4 million for the years ended December 31, 2018, 2017, and 2016, respectively.

Purchase Commitments

As of December 31, 2017, the Company had purchase commitments with its third-party suppliers through fiscal year 2021. Future minimum payments under purchase commitments are \$0.1 million, \$0.1 million, and \$0.1 million for the years ending December 31, 2019, 2020, and 2021, respectively.

Litigation

Although the Company is not currently subject to any litigation, and no litigation is currently threatened against it, the Company may be subject to legal proceedings, claims and litigation, including intellectual property litigation, arising in the ordinary course of business. Such matters are subject to many uncertainties and outcomes and are not predictable with assurance. The Company accrues amounts that it believes are adequate to address any liabilities related to legal proceedings and other loss contingencies that the Company believes will result in a probable loss that is reasonably estimable.

Indemnification

During the normal course of business, the Company may make certain indemnities, commitments and guarantees which may include intellectual property indemnities to certain of the Company's customers in connection with the sales of the Company's products and indemnities for liabilities associated with the infringement of other parties' technology based upon the Company's products. The Company's exposure under these indemnification provisions is generally limited to the total amount paid by a customer under the agreement. However, certain agreements include indemnification provisions that could potentially expose us to losses in excess of the amount received under the agreement. In addition, the Company indemnifies its officers, directors and certain key employees while they are serving in good faith in such capacities.

The Company has not recorded any liability for these indemnities, commitments and guarantees in the accompanying consolidated balance sheets. Where necessary, the Company accrues for losses for any known contingent liabilities, including those that may arise from indemnification provisions, when future payment is probable.

6. Stockholders' Equity

Preferred Stock

The Company was authorized to issue 5,000,000 shares of preferred stock with a \$0.0001 par value per share as of December 31, 2018 and 2017. The shares of preferred stock issued and outstanding was nil as of December 31, 2018 and 2017.

Common Stock

The Company was authorized to issue 75,000,000 shares of common stock with \$0.0001 par value per share as of December 31, 2018 and 2017. As of December 31, 2018, the shares of common stock issued and outstanding were 17,130,507 excluding 155,257 legally issued shares subject to repurchase related to the early exercise of options to purchase common stock. As of December 31, 2017, the shares of common stock issued and outstanding were 16,752,171 excluding 289,334 legally issued shares subject to repurchase related to the early exercise of options to purchase common stock.

The Company has reserved the following number of shares of common stock for future issuances:

	December 31, 2018
Outstanding stock awards	1,395,435
Shares available for future issuance under the 2017 Stock Incentive Plan	4,434,310
Total common stock reserved for future issuances	<u>5,829,745</u>

7. Stock Award Plan

Stock Incentive Plan

In April 2012, the Company adopted the 2012 Stock Option Plan ("2012 Plan"). The 2012 Plan provides for the granting of stock-based awards to employees, directors, and consultants under terms and provisions established by the Company's board of directors. Under the terms of the 2012 Plan, options may be granted at an exercise price not less than fair market value. For employees holding more than 10% of the voting rights of all classes of stock, the exercise prices for incentive and nonstatutory stock options must be at least 110% of the fair market value of the common stock on the grant date, as determined by the Company's board of directors. The terms of options granted under the 2012 Plan may not exceed ten years.

The 2012 Plan was superseded by the 2017 Stock Option Plan ("2017 Plan"). Any outstanding awards under the 2012 Plan will continue to be governed by the terms of the 2012 Plan.

In August 2017, the Company adopted the 2017 Plan. The Company's stockholders approved the 2017 Plan in September 2017 and it became effective immediately prior to the closing of the Company's IPO. In connection with the adoption of the 2017 Plan, no additional awards and no shares of common stock remain available for future issuance under the 2012 Plan and shares reserved but not issued under the 2012 Plan as of the effective date of the 2017 Plan were included in the number of shares reserved for issuance under the 2017 Plan. In addition, shares subject to awards under the 2012 Plan that are forfeited or terminated will be added to the 2017 Plan. The number of shares available for issuance under the 2017 Plan will be automatically increased on the first day of each fiscal year beginning on January 1, 2018 and ending on (and including) January 1, 2027, in an amount equal to the lesser of (1) 4% of the outstanding shares of our common stock on the last day of the immediately preceding fiscal year, or (2) another amount determined by the Company's board of directors. The automatic increase in the number of shares

available for issuance under the 2017 plan for the fiscal year 2018 was 681,660 shares. The 2017 Plan provides for the granting of incentive stock options, or ISOs, within the meaning of Section 422 of the Internal Revenue Code to employees and the granting of nonstatutory stock options, or NSOs, to employees, non-employee directors, advisors and consultants. The 2017 Plan also provides for the grants of restricted stock, stock appreciation rights, or SARs, stock unit and cash-based awards to employees, non-employee directors, advisors and consultants.

The Company's stock award activity under the stock incentive plan is summarized as follows:

	Awards Available for Grant
As of December 31, 2017	3,933,649
Authorized	681,660
Granted	(246,000)
Canceled (1)	65,001
As of December 31, 2018	<u>4,434,310</u>

(1) Includes repurchases of unvested early-exercised options

Early Exercise of Stock Options

Certain employees and directors have exercised option grants prior to vesting. The unvested shares are subject to a repurchase right held by the Company at the original purchase price. The proceeds initially are recorded as liability related to early exercised stock options and reclassified to additional paid in capital as the repurchase right lapses.

For the years ended December 31, 2018, 2017, and 2016, the Company issued 27,333; 46,667; and 302,083 unvested shares of common stock upon early exercise, respectively, for total proceeds of \$0.1 million, \$46,000, and \$0.1 million, respectively, and repurchased 6,834; 45,666; and 37,167 shares of unvested common stock related to early exercised options at the original purchase price. As of December 31, 2018 and 2017, 155,257 and 289,334 shares, respectively, held by employees and nonemployees were subject to repurchase at an aggregate price of \$0.1 million and \$0.2 million, respectively.

Stock Options

The Company's stock option activity is summarized as follows:

	Options Issued and Outstanding	Weighted- Average Exercise Price	Weighted- Average Remaining Contractual Term (Years)	Aggregate Intrinsic Value (in thousands)
As of December 31, 2017	1,573,568	\$ 1.78	8.4	\$ 24,556
Granted	—	\$ —		
Exercised (1)	(368,632)	\$ 1.15		
Canceled (2)	(65,001)	\$ 1.47		
As of December 31, 2018	<u>1,139,935</u>	\$ 2.01	7.6	\$ 3,428
Options vested and expected to vest as of December 31, 2018	<u>1,139,935</u>	\$ 2.01	7.6	\$ 3,428
Options vested and exercisable as of December 31, 2018	<u>418,615</u>	\$ 1.78	7.3	\$ 1,356

(1) Includes vesting of early-exercised options

(2) Includes repurchases of unvested early-exercised options

The stock options outstanding and exercisable by exercise price at December 31, 2018 are as follows:

Exercise Price	Options Outstanding			Options Vested and Exercisable		
	Number Outstanding	Weighted-Average Remaining Contractual Life (Years)	Weighted-Average Exercise Price	Number Vested and Exercisable	Weighted-Average Exercise Price	
\$ 0.16	66,250	5.1	\$ 0.16	66,166	\$ 0.16	
\$ 0.37	200,838	6.4	\$ 0.37	66,163	\$ 0.37	
\$ 0.97	155,334	7.2	\$ 0.97	55,749	\$ 0.97	
\$ 2.51	194,511	7.7	\$ 2.51	71,626	\$ 2.51	
\$ 2.89	49,000	8.2	\$ 2.89	14,000	\$ 2.89	
\$ 2.93	336,502	8.4	\$ 2.93	107,496	\$ 2.93	
\$ 3.18	137,500	8.6	\$ 3.18	37,415	\$ 3.18	
	<u>1,139,935</u>	7.6	\$ 2.01	<u>418,615</u>	\$ 1.78	

The aggregate intrinsic value of options exercised for the years ended December 31, 2018, 2017, and 2016 was \$2.9 million, \$1.8 million, and \$0.8 million, respectively. The Company has various vesting agreements with employees. Options granted generally vest over a five-year period and generally are exercisable up to 10 years.

Restricted Stock Units

The Company's restricted stock unit activity is summarized as follows:

	Units Issued and Outstanding	Weighted-Average Grant Date Fair Value
As of December 31, 2017	20,000	\$ 19.42
Granted	246,000	\$ 11.09
Released	(10,500)	\$ 16.20
Canceled	—	
As of December 31, 2018	<u>255,500</u>	\$ 11.53

Restricted stock units are converted into shares of the Company's common stock upon vesting on a one-for-one basis. Restricted stock unit awards generally vest over a five-year period and are subject to the grantee's continued service with the Company.

8. Stock-Based Compensation

The following table summarizes the distribution of stock-based compensation expense (in thousands):

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
Cost of revenue	\$ 68	\$ 31	\$ 15
Research and development	355	273	102
Selling, general and administrative	941	1,144	322
Total	<u>\$ 1,364</u>	<u>\$ 1,448</u>	<u>\$ 439</u>

The remaining unrecognized stock-based compensation related to non-vested awards was \$3.8 million as of December 31, 2018 and will be recognized over a weighted average remaining period of approximately 3.8 years.

The Company records stock-based compensation based on the estimated fair value of the award at grant date. The estimated grant date fair value of stock option awards, and the resulting stock-based compensation expense is recorded based on the Black-Scholes option-pricing model. The fair value of a restricted stock unit is determined based on the fair value of our common stock on the date of grant. The Company recognizes such costs as compensation expense on a straight-line basis over the requisite service period. The Company's valuation assumptions are as follows:

Fair value of common stock — Given the absence of a public trading market prior to our IPO, the Company's Board of Directors considered numerous objective and subjective factors to determine the fair value of the Company's common stock which included, but were not limited to (i) contemporaneous independent third-party valuations of the Company's common stock; (ii) the rights and preferences of the Company's preferred stock relative to common stock; (iii) the lack of marketability of common stock; (iv) developments in the business; and (v) the likelihood of achieving a liquidity event, such as an initial public offering or sale of the company, given prevailing market conditions.

Subsequent to our IPO, the fair value of the Company's common stock was the per share closing price for our JDS as reported on the Mothers market of the Tokyo Stock Exchange on the date of grant.

Risk-free interest rate — The Company bases the risk-free interest rate used in the Black-Scholes option-pricing model on the implied yield available on U.S. Treasury zero-coupon issues with an equivalent expected term of the awards for each award group.

Expected term — The expected term represents the period that the Company's stock-based awards are expected to be outstanding. To determine the expected term, we generally apply the simplified approach in which the expected term of an award is presumed to be the mid-point between the vesting date and the expiration date of the award as we do not have sufficient historical exercise data to provide a reasonable basis for an estimate of expected term.

Volatility — As the Company does not have a long trading history to determine the volatility of its common stock, the Company determines volatility based on the historical stock volatilities of a group of publicly listed guideline companies over a period equal to the expected terms of the awards.

Dividend yield — The Company has never declared or paid any cash dividends and does not currently plan to pay a cash dividend in the foreseeable future. Consequently, the Company used an expected dividend yield of zero.

Employee Stock Awards

The following table summarizes the weighted-average assumptions used in the Black-Scholes option-pricing model to determine fair value of stock awards:

	Year Ended December 31,	
	2017	2016
Expected term (in years)	6.28	6.19
Risk-free interest rate	2.01%	1.38%
Expected volatility	53%	51%
Dividend rate	—	—
Fair value of common stock	\$ 5.14	\$ 2.35

The Company did not grant any stock options to employees during the year ended December 31, 2018. The weighted-average grant date fair value for employee restricted stock units for the year ended December 31, 2018, was \$11.09. The weighted-average grant date fair value for employee stock awards for the years ended December 31, 2017, and 2016 was \$3.71, and \$1.36, respectively.

Non-Employee Stock Awards

The following table summarizes the weighted-average assumptions used in the Black-Scholes option-pricing model to determine fair value of stock awards:

	Year Ended December 31,	
	2017	2016
Expected term (in years)	10.00	10.00
Risk-free interest rate	2.30%	2.02%
Expected volatility	53%	53%
Dividend rate	—	—
Fair value of common stock	\$ 14.40	\$ 2.68

The Company did not grant any stock awards to non-employees during the year ended December 31, 2018. The weighted-average grant date fair value for non-employee stock awards for the years ended December 31, 2017 and 2016 was \$7.34 and \$2.16, respectively. Non-employee stock awards are revalued at each reporting date and the relating stock-based compensation expense is recognized as awards vest. Non-employee stock-based compensation expense for unvested awards fluctuate as the fair value of our JDS, represented by common stock, fluctuates. Upon the early adoption of ASU 2018-07 on July 1, 2018 in the third quarter of fiscal 2018, non-employee stock awards were remeasured at fair value on the date of adoption; the remaining unamortized expense on the date of adoption will be recognized over the remaining vesting term.

9. Net Income Per Share

For the periods presented prior to the Company's IPO, basic and diluted net income per common share are presented in conformity with the two-class method required for participating securities. Prior to the closing of the Company's IPO, all outstanding shares of its Series Seed, Series A, and Series B convertible preferred shares, which were participating securities, were converted to common stock on a one-to-one basis. The common stock issued for the conversion of 10,742,500 preferred shares were included in the calculation of the weighted-average shares outstanding for the year ended December 31, 2017.

The following table presents the calculation of basic and diluted net income per share (amounts in thousands, except per share data):

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
Numerator:			
Basic:			
Net income	\$ 1,885	\$ 3,757	\$ 3,481
Net income allocable to preferred stockholders	—	1,936	2,627
Net income allocable to common stockholders	1,885	1,821	854
Diluted:			
Net income	1,885	3,757	3,481
Net income allocable to preferred stockholders	—	1,823	2,477
Net income allocable to common stockholders	1,885	1,934	1,004
Denominator:			
Basic shares:			
Weighted-average shares outstanding used in computing basic net income per share allocable to common stockholders	16,982,648	7,145,641	3,493,946
Diluted shares:			
Effect of potentially dilutive securities:			
Stock options (1)	1,008,483	910,688	864,441
Weighted-average shares outstanding used in computing diluted net income per common share allocable to common stockholders	17,991,131	8,056,329	4,358,387
Net income per common share:			
Basic	\$ 0.11	\$ 0.25	\$ 0.24
Diluted	\$ 0.10	\$ 0.24	\$ 0.23

(1) Including early-exercised options

The potentially dilutive securities outstanding related to stock options as of December 31, 2018, 2017, and 2016 that were excluded from the computation of diluted net income per common share for the periods presented as their effect would have been antidilutive was 155,000; 7,000; and 56,000 shares, respectively.

10. Income Taxes

The components of income before income taxes are as follows (in thousands):

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
Domestic	\$ 1,866	\$ 6,141	\$ 5,311
Foreign	178	131	52
Income before income taxes	\$ 2,044	\$ 6,272	\$ 5,363

The components of the provision for income taxes are as follows (in thousands):

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
Current:			
Federal	\$ 36	\$ 2,089	\$ 2,034
Foreign	30	55	40
State	1	1	1
Total Current	67	2,145	2,075
Deferred - net	92	370	(193)
Provision for income taxes	<u>\$ 159</u>	<u>\$ 2,515</u>	<u>\$ 1,882</u>

The effective tax rate differs from the applicable U.S. statutory federal income tax rate as follows:

	Year Ended December 31,		
	2018	2017	2016
U.S. statutory federal taxes at statutory rate	21.00%	34.00%	34.00%
State taxes - net of federal benefit	0.03	0.01	0.01
Research and development benefit	(7.73)	(1.72)	(2.59)
Permanent items and other	(8.96)	0.94	2.55
Change in valuation allowance	3.40	1.78	1.12
Tax rate change	—	5.06	—
Effective tax rate	<u>7.74%</u>	<u>40.07%</u>	<u>35.09%</u>

The components of net deferred tax assets and liabilities are as follows:

	Year Ended December 31,	
	2018	2017
Deferred tax assets:		
Net operating loss carryforwards	\$ 85	\$ 85
Research and other credits	381	309
Accruals	244	243
Intangibles	293	323
Other	118	140
Total deferred tax assets	1,121	1,100
Deferred tax liabilities:		
Property and equipment - net	(98)	(54)
Total deferred tax liabilities	(98)	(54)
Valuation allowance	(463)	(394)
Deferred tax assets - net	<u>\$ 560</u>	<u>\$ 652</u>

In assessing the realizability of deferred tax assets, management considers whether it is more likely than not that some portion or all of its deferred tax assets will be realized. The ultimate realization of deferred tax assets is dependent upon the generation of future taxable income during periods in which temporary differences become deductible or includable in taxable income. Management considers projected future taxable income and tax planning strategies in making this assessment. Based on the level of current period taxable income and its expected recurring profitability, management believes it is more likely than not the Company will realize benefits of deductible differences for U.S. federal tax and thus has not recorded a valuation allowance. However, the Company has recorded a full valuation allowance against its California deferred tax asset as management has concluded it is more likely than not that these future benefits will not be realized due to its 0% California apportionment.

Tax reform H.R.1, originally known as the Tax Cuts and Jobs Act ("Act"), was enacted on December 22, 2017. The Act contains several key provisions that may have significant financial statement effects including the remeasurement of deferred taxes and the recognition of liabilities for taxes on mandatory repatriation and certain other foreign income. The Act reduces the corporate tax rate to 21%, effective January 1, 2018. ASC 740 requires companies to recognize the effect of tax law changes in the period of enactment, the effects must be recognized by companies' December 2017 financial statements, even though the effective date for most provisions is January 1, 2018.

Subsequent to the enactment of the Act, the Securities and Exchange Commission issued Staff Accounting Bulletin No. 118 ("SAB 118"). SAB 118 addresses the application of ASC 740 in situations when a registrant does not have the necessary information available, prepared, or analyzed in reasonable detail to complete the accounting for certain income tax effects of the Act and permits the recording of provisional amounts relating to the impact of the Act during a measurement period which is not to extend beyond one year from the Act enactment date. As such, the Company has completed the analysis relating to the Act currently available which resulted in no additional SAB 118 tax effect in the fourth quarter of fiscal 2018 for the year ended December 31, 2018.

The Company has reflected the impact of the Act in its financial statements as the law was enacted before the end of the 2017 year. The Company estimated that the reduction in the Corporate tax rate to 21% reduced net deferred tax assets by \$0.3 million from \$1.0 million to \$0.7 million. The Company has estimated the liabilities for taxes on mandatory repatriation and certain other foreign income. As of December 31, 2018, the Company completed the accounting for transition tax and concluded that the liability for taxes on mandatory repatriation of foreign income is approximately \$42,000 of which \$41,000 can be offset with a foreign tax credit.

As of December 31, 2018, the Company had \$1.2 million of California state net operating loss carryforwards ("NOL"). These NOL carryforwards will begin to expire in 2032 if unused. As of December 31, 2018, the Company had U.S. federal and California state tax credit carryforwards of \$4,000 and \$0.6 million, respectively. If not utilized, the U.S. federal tax credit carryforwards will begin to expire in 2039, while the California tax credit carryforward will not expire.

Current tax laws impose substantial restrictions on the utilization of net operating losses and credit carryforwards in the event of an "ownership change", as defined by the Internal Revenue Code. If there should be an ownership change, the Company's ability to utilize its carryforwards could be limited.

The Company applies the provisions of the applicable accounting guidance regarding accounting for uncertainty in income taxes, which require application of a more-likely-than-not threshold to the recognition and derecognition of uncertain tax positions. If the recognition threshold is met, the applicable accounting guidance permits the recognition of a tax benefit measured at the largest amount of such tax benefit that, in our judgment, is more than fifty percent likely to be realized upon settlement. It further requires that a change in judgment related to the expected ultimate resolution of uncertain tax positions to be recognized in earnings in the period in which such determination is made. The Company will continue to review its tax positions and provide for, or reverse, unrecognized tax benefits as issues arise. As of December 31, 2018, the Company had \$0.1 million that would favorably impact the effective tax rate in future periods if recognized. The following table summarizes the activities related to the Company's gross unrecognized tax benefits (in thousands):

	Year Ended December 31,	
	2018	2017
Balance at the beginning of the year	\$ 233	\$ 189
Increases related to current year tax positions	60	44
Balance at the end of the year	\$ 293	\$ 233

The Company recognizes interest and penalties related to unrecognized tax positions in income tax expenses on the Consolidated Statements of Operations. The Company had approximately \$7,800 and \$3,500 of accrued interest and penalties related to uncertain tax positions as of December 31, 2018 and 2017, respectively.

The 2015 through 2018 tax years generally remain subject to examination by U.S. federal and most state tax authorities.

11. Selected Quarterly Financial Data (Unaudited)

The following table summarizes the Company's unaudited consolidated statements of operations by quarter for the years ended December 31, 2018 and 2017. In the opinion of management, the accompanying unaudited consolidated statements of operations reflect all adjustments, which only include normal recurring adjustments, necessary to present fairly the Company's results of operations in accordance with GAAP and are not necessarily indicative of the results to be expected for the full fiscal year or for any other future annual or interim periods.

	Three Months Ended			
	Dec 31, 2018	Sept 30, 2018	June 30, 2018	March 31, 2018
Revenue	\$ 8,908	\$ 8,667	\$ 6,470	\$ 7,053
Cost of revenue	4,803	4,220	3,008	3,285
Gross profit	4,105	4,447	3,462	3,768
Operating expenses				
Research and development	1,838	1,704	1,578	2,211
Selling, general and administrative	1,544	1,899	1,572	1,621
Total operating expenses	3,382	3,603	3,150	3,832
Income (loss) from operations	723	844	312	(64)
Other income (expense)	99	(94)	(165)	389
Income before income taxes	822	750	147	325
Income taxes	175	186	(54)	(148)
Net income	\$ 647	\$ 564	\$ 201	\$ 473
Net income per share allocable to common stockholders:				
Basic	\$ 0.04	\$ 0.03	\$ 0.01	\$ 0.03
Diluted	\$ 0.04	\$ 0.03	\$ 0.01	\$ 0.03

	Three Months Ended			
	Dec 31, 2017	Sept 30, 2017	June 30, 2017	March 31, 2017
Revenue	\$ 7,761	\$ 8,112	\$ 8,039	\$ 7,230
Cost of revenue	3,473	3,427	3,369	2,952
Gross profit	4,288	4,685	4,670	4,278
Operating expenses				
Research and development	1,565	1,156	1,197	1,465
Selling, general and administrative	2,068	1,541	1,357	1,227
Total operating expenses	3,633	2,697	2,554	2,692
Income from operations	655	1,988	2,116	1,586
Other income (expense)	(4)	(59)	(2)	(8)
Income before income taxes	651	1,929	2,114	1,578
Income taxes	591	646	739	539
Net income	\$ 60	\$ 1,283	\$ 1,375	\$ 1,039
Net income per share allocable to common stockholders:				
Basic	\$ —	\$ 0.09	\$ 0.09	\$ 0.07
Diluted	\$ —	\$ 0.08	\$ 0.09	\$ 0.07

2【主な資産・負債及び収支の内容】

「第6 経理の状況 1 財務書類」に記載した連結財務書類に対する注記をご参照ください。

3【その他】

該当事項はありません。

4【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

日本会計基準と米国会計基準との主要な相違について要約は下記の通りであります。これらの相違点のみとは限らず、その他の相違点が存在する場合があります。

米国会計基準	日本会計基準
<p>収益の認識</p> <p>2014年5月、米国財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2014-09号「顧客との契約から生じる収益(ASC Topic606)」を公表しました。この規定の適用により、ASC605の既存の規定は廃止され、収益認識の準拠に必要な項目を簡素化し、収益認識に関する企業、業界、法域及び資本市場間の比較可能性をより高めることを目指しています。収益の認識には、次の5つの段階があります。1.顧客との契約を識別する 2.契約における履行義務を識別する 3.取引価格を算定する 4.取引価格を契約における履行義務に配分する 5.企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。このアップデートに基づく追加の検討事項には、顧客との契約の獲得または履行のためのコストに関する会計処理及び追加の定量的・定性的開示が含まれます。会計基準更新書第2014-09号は、2017年12月16日以降開始する事業年度(期中報告期間を含む)、2018年第1四半期から適用され、遡及適用もしくは限定的な遡及適用が認められています。</p>	<p>日本においては、米国会計基準と同様の詳細な規定はありませんが、収益認識基準の権威ある会計指針として、実現主義の原則があります。</p> <p>なお、2018年3月に、企業会計基準委員会より「収益認識に関する会計基準」が公表されており、基本的には米国基準と同様の処理が求められることとなります。当該基準は2021年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用となります。</p>
<p>有給休暇</p> <p>ASC 710-10-25に基づき、一定の基準が満たされた場合、将来の休暇に対する債務を計上します。</p>	<p>日本会計基準の下では、有給休暇引当金の計上は要求されていません。</p>
<p>ストック・オプション</p> <p>米国では、ストック・オプション等の株式を基礎とした報酬は、ASC718「報酬 株式報酬」のガイダンスに基づいて会計処理されます。すべての株式報酬取引に係るコストの財務書類における認識を要求する当該ガイダンスは、公正価値を測定対象として決定し、株式報酬取引の会計処理に当たり公正価値に基づく測定方法を適用することを事業体に要求しています。</p>	<p>日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、2006年5月1日以後に付与されたストック・オプションについては、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は「純資産の部」に独立の項目として計上されます。2006年5月1日より前に付与されたストック・オプションについては特定の会計基準がなく、一般に、報酬コストは認識されていません。また、ストック・オプションが失効した場合に、新株予約権戻入益が計上されます。</p>
<p>研究開発</p> <p>米国においては、ASC730「研究開発取決め」により、将来の研究開発活動のために利用または提供される商品またはサービスに対して支払った払戻不能の前渡金を繰延べ、回収可能性の評価を前提に、当該商品の利用期間または関連サービスの提供期間にわたって償却します。</p>	<p>日本においては、米国会計基準のような会計処理は求められていません。</p>
<p>公正価値</p> <p>米国では、ASC820「公正価値測定及び開示」により、公正価値が定義され、公正価値測定のフレームワークが設定され、また、公正価値測定に関する開示が拡大されています。同ガイダンスでは、公正価値の定義について交換の対価という概念を引き続き用いるものの、当該対価が測定日時点で資産を売却あるいは負債を移転する場合に市場参加者間の通常の取引で交換される価格であることを明確にしています。ASC820は、公正価値が市場を基準とする価値であり、企業特有の価値ではないことを強調しています。また、測定のためのフレームワークとして公正価値を階層化すると共に、公正価値で測定した資産・負債についての開示の拡大を要求しています。</p>	<p>日本では、公正価値測定に関する包括的な会計基準はありません。公正価値は、金融商品及び非金融資産・負債に関する各会計基準において、市場価格に基づく価額、または市場価格がない場合の合理的に算定された価額と定義されています。</p>
<p>繰延税金の貸借対照表上の分類</p> <p>米国においては、ASC740「法人税等」により連結貸借対照表において、全ての繰延税金資産及び繰延税金負債を非流動項目として分類し、表示することを要求されています。</p>	<p>日本では、2018年2月に、企業会計基準委員会より「税効果会計に係る会計基準」の一部改正が公表されており、米国会計基準と同様の処理が求められます。</p> <p>当該基準は2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用となります。</p>

第7【外国為替相場の推移】

米ドルと円の為替相場は日本国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度および最近6ヶ月間において掲載されているため省略します。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 本邦における受益権の事務等の概要

東京証券取引所に上場されている有価証券は、当社の普通株式を信託財産（受託有価証券）として信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（総称して以下「信託受託者」といいます。）が発行する有価証券信託受益証券（以下「本受益権」又は「本有価証券信託受益証券」といいます。）です。具体的には、当社は、信託受託者及び当初委託者であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」又は「委託者」といいます。）との間で受益証券発行信託契約及び発行会社に関する契約（以下「JDR信託契約」といいます。）を2017年8月31日付で締結しており、JDR信託契約に基づき当社の普通株式が信託受託者に信託譲渡されることにより、本有価証券信託受益証券が発行されます。したがって、当社の普通株式は信託受託者が保有するものであり、当社の株主は信託受託者です。本有価証券信託受益証券を保有する投資家（以下「受益者」といいます。）は当社の株主ではなく、日本の信託法及びJDR信託契約に基づく受益者としての権利を有することになります。また、信託受託者が、日本の信託法及びJDR信託契約に基づき、JDR信託契約に基づく信託の受託者として、本有価証券信託受益証券に関する事務を取り扱います。

(1) 証券の保管及び記録等（名義書換取扱場所及び名義書換代理人）

本有価証券信託受益証券は、原則としてその券面（受益証券）が発行されることはなく、社債、株式等の振替に関する法律第127条の2第1項に規定する振替受益権として、株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）により取り扱われます。具体的には、本有価証券信託受益証券が東京証券取引所において譲渡された場合には、東京証券取引所の会員である金融商品取引業者間では証券保管振替機構に開設した当該会員の口座間の振替が行われ、また、同一会員の顧客間の決済については、同会員に顧客が開設した証券取引口座間の振替が行われます。

本有価証券信託受益証券の譲渡は、信託受託者が保有する当社の普通株式の保有形態及び保有株式数に影響を与えるものではないため、本有価証券信託受益証券の譲渡がなされた場合でも、当社の株主名簿及び米国における口座管理機関であるザ・デポジトリ・トラスト・カンパニー（the Depository Trust Company）の口座の記録の変更は行われません。したがって、本邦において、名義書換取扱場所及び名義書換代理人は存在しません。

(2) 受益者に対する特典 なし。

(3) 受益権の譲渡制限 なし。

(4) その他の受益権の事務に関する事項

(イ) 計算期間の終了	毎年12月末日
(ロ) 権利確定日	信託受託者に対する配当及び信託受託者が有する議決権の行使等に関して受益者が有する権利については、信託受託者が当該権利が与えられる受益者を確定する日（以下「権利確定日」といいます。）を設定し、権利確定日における受益者として証券保管振替機構から信託受託者に通知された者のみが、当該権利を与えられます。
(ハ) 受益権の事務に関する手数料	信託受託者は、JDR信託契約に記載された信託報酬及び手数料並びに消費税及び地方消費税相当額を信託財産から収受することができます。また、受益者は、金融商品取引業者に証券取引口座を開設、維持するのにあたり、証券取引約款に従って口座管理料等の支払いをする必要がある場合があります。

2 受益者の権利行使方法

(1) 議決権行使に関する手続

信託受託者は、議決権行使に関して当社からの招集通知その他の一定の書面を受領した後、受益者のために作成した株主総会の招集通知及び議決権の行使にかかる指図書等の書面を受益権にかかる権利確定日時点の受益者に対して交付します。受益者は、所定の期日までに指図書を信託受託者に提出することにより信託受託者に指図を行い、信託受託者を通じて、その有する本有価証券信託受益証券が表章する当社の普通株式につき間接的に議決権を行使することができます。なお、受益者の指図がない場合には、その有する本有価証券信託受益証券が表章する当社の普通株式について原則として議決権は行使されませんが、信託受託者に対して当社の書面による要求がある場合には、信託受託者は、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、議決権等の行使につき指図を得られないすべての当社の普通株式にかかる議決権につ

き白票を投じます。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されますが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも算入されません（具体的な取扱いについては、「第1部 証券情報 第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要」に記載する「株主総会における議決権の行使」を参照してください）。

(2) 剰余金の配当（株式の配当等を含む。）に関する手続

ア 現金による配当

株主に配当金が支払われた場合には、信託受託者は、JDR信託契約に基づき、受領した配当金を円貨に変換し、変換された円貨総額から分配金支払いに関する手数料（変換された円貨総額を本有価証券信託受益証券の総口数で除して得られる額のうち1円未満の端数に相当する額に本有価証券信託受益証券の総口数を乗じた額（消費税等が含まれる。）を上限とします。）を控除した残額を、本有価証券信託受益証券の総口数で除す方法により信託分配単価（1円未満の端数は切り上げます。）を算出し、これを基準として算出する信託分配額から源泉所得税（地方税を含みます。）を控除した残額を、受益者に分配します。

イ 株式配当・株式分割・株式無償割当て

株主に株式配当、株式分割、株式無償割当てが行われた場合には、信託受託者は、JDR信託契約に基づき、受領した株式に対応する新たな受益権を発行し、受益者に割り当てます。ただし、当該割り当てが困難であると合理的に見込まれる場合、信託受託者は、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した株式につき、当該受益者が保有する本有価証券信託受益証券の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付するか、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した株式を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に給付します。

ウ 新株予約権その他の権利

当社が株主にその他の権利（新株予約権を含みます。）の分配を希望する場合には、信託受託者は、当該権利の受益者への付与の適法性及び実行可能性について当社と協議し、JDR信託契約に定める一定の条件を満たす場合にはこれを受益者に分配します。他方、当該条件を満たさない場合にはこれを売却して受益者に分配するか、売却できない場合にはこれを放棄します。

(3) 本有価証券信託受益証券の移転に関する手続

受益者は本有価証券信託受益証券を東京証券取引所の取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、上記1(1)のとおり、証券保管振替機構に開設された金融商品取引業者の口座間の振替又は金融商品取引業者に開設された口座間の振替によって行われます。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

ア 分配金

(ア) 個人の受益者

個人が支払を受ける分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

個人は、分配金の金額にかかわらず、申告不要とすること、確定申告により配当所得として申告分離課税とすること、又は総合課税とすることを選択することができます。

申告不要とすることを選択した場合には、分配金の支払時に上記の税率による源泉徴収が行われ、源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。確定申告により配当所得として申告分離課税とすることを選択した場合には、上記の税率が適用されますが、上場株式や一定の公社債等の譲渡損失と損益通算をすることができます。

なお、少額投資非課税制度（NISA）につきましては、下記ウをご参照ください。

(イ) 法人の受益者

法人が支払を受ける分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

2014年1月1日から 2037年12月31日まで	15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)
2038年1月1日以降	15% (所得税のみ)

分配金は、益金として法人税の課税所得に算入され、課税されます (源泉徴収された所得税の額は、法人税の額から控除されます)。

(ウ) 租税の取扱い

上記(ア)及び(イ)に記載した課税とは別に、国内居住者が米国資産 (米国ETF、外国株式等) から生じる分配金や配当金を受領する際に課される米国における現地源泉税については、30%の税率が適用されます。ただし、日米租税条約上の限度税率の適用要件を満たし、米国歳入庁が定める所定の手続を履行すれば、同条約に定める配当課税の限度税率 (10%) が適用されます。

日米租税条約上の限度税率の適用にあたって、信託受託者は、受益者に分配金を支払う際に、予め受益者の米国源泉税率情報の提供に関して必要な覚書等を信託受託者と締結している金融商品取引業者等の口座管理機関から、信託受託者への情報提供につき同意を得ている受益者の米国源泉税率情報を受領し集計します。信託受託者は、当該集計内容を米国における源泉徴収義務者である米国カストディアンに指示し、適用要件を満たす受益者に対し日米租税条約に定める配当課税の限度税率が適用されます。

また、受益者が負担する米国の税金について、登録配当金受領口座方式、個別銘柄指定方式及び配当金受領証方式を選択し、分配金を受領する受益者は、本有価証券信託受益証券に係る分配金の支払いを行う信託受託者によって行なわれる所得税法第176条に規定する外国税額控除を受けることができます。一方、株式数比例配分方式を選択し、分配金を受領する受益者は、信託受託者による外国税額控除を受けることはできません。また、実質的な支払の取扱者に当たる販売会社については、外国税額控除を行う義務が適用されません。

したがって、株式数比例配分方式により分配金を受領する受益者は外国税額控除を受けることができません。また、下記ウで説明するとおり、少額投資非課税制度 (NISA) をご利用の場合において分配金を非課税とするためには、株式数比例配分方式を選択する必要があります。したがって、外国税額控除を受けるために株式数比例配分方式を他の方式に変更した場合には、分配金につき課税されることになり、分配金については少額投資非課税制度 (NISA) における非課税のメリットを受けられないこととなります。

イ 譲渡損益

(ア) 個人の受益者

本有価証券信託受益証券の譲渡益については、源泉徴収を行う特定口座を選択した場合を除き、源泉徴収は行われず、以下の税率による申告分離課税となります。また、本有価証券信託受益証券の譲渡損失は、上場株式等に係る配当所得 (申告分離課税を選択したものに限り) と損益通算をすることができます。

2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315% (所得税及び復興特別所得税 15.315%、地方税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%、地方税5%)

他方、源泉徴収を行う特定口座を選択した場合には、譲渡時に上記の税率による源泉徴収が行われ、源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します (確定申告は不要です)。

なお、少額投資非課税制度 (NISA) につきましては、下記ウをご参照ください。

(イ) 法人の受益者

譲渡益は益金として法人税の課税所得に算入され、課税されます。他方、譲渡損は法人税の損金に算入されません。

(ウ) 本有価証券信託受益証券の普通株式への交換

受益者が本有価証券信託受益証券を当社の普通株式に交換した場合には(下記「(6) 普通株式への交換」を参照)、当該交換時において譲渡損益が認識され、個人の受益者については、上記(ア)と同様に扱われ、法人の受益者については、上記(イ)と同様に扱われます。

ウ 少額投資非課税制度(NISA)

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、非課税制度の1つです。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した国内上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。但し、NISAをご利用の場合において分配金を非課税とするためには、株式数比例配分方式を選択する必要があります。他の口座で生じた配当所得及び譲渡所得との損益通算はできません。

エ 相続税

本有価証券信託受益証券を相続し又は遺贈を受けた日本の居住者である個人には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられます。

上記内容は、本書提出日現在において施行されている法令に基づくものであり、法令が改正された場合には、内容が変更される場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

(5) その他の報告

信託受託者は、計算期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、原則として東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにより開示します。

(6) 普通株式への交換

受益者は、本有価証券信託受益証券が上場されている間(但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除く)、受託者の指定する金融商品取引業者(以下「指定転換販売会社」という。)に申し込むことにより、自己の有する本有価証券信託受益証券について、受益権付与率に応じた株数の当社の普通株式と交換することができます。受益者は、かかる交換により当社の普通株式を取得した場合には、当社の株主となり、当社の株主としての権利を行使することができます。なお、当該交換時において譲渡損益が認識されるため、課税が発生する可能性があります(詳しくは、上記「(4)イ(ウ)本有価証券信託受益証券の普通株式への交換」を参照)。

もっとも、本有価証券信託受益証券の当社の普通株式との交換には、以下の制約があります。

まず、当該交換申込を行う本有価証券信託受益証券の口数に対応する当社株式の株数が整数でない場合には、整数になる限度においてのみ交換されます。

次に、法令等による制約又は実務上の理由により受益者又は指定転換販売会社が本有価証券信託受益証券の交換により交付される当社株式を受領することができない場合、交換は行われません。

さらに、受託者は、受益者が負担すべき手数料(受益者毎に1回あたり5,000円)並びにそれに係る消費税等の相当額の入金が確認できない場合その他信託契約に定める場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、交換は行われません。

3 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要

本受益権は、JDR信託契約に従って発行されています。

本有価証券信託受益証券の概要

本受益権は、JDR信託契約に従って発行・交付され、本受益権1口につき当社の普通株式1株を表示する、信託法(平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。)第2条第7項に規定する受益権を証する同法第185条第1項に基づく受益証券です。JDR信託契約に基づき設定される信託(以下「本信託」といいます。)の信託財産は、原株式(以下、本信託の信託財産としての原株式を「受託株式」といいます。)、現金その他の財産によって構成される。ただし、原株式は、JDR信託契約に従って受託者の委託に基づき、米国所在の保管機関(三菱UFJ信託銀行株式会社ニューヨーク支店)に対して交付され、米国所在の保管機関において保管されます。以下、別段の記載がない限り、投資家が本受益権を直接保有していることを前提としています。

受託株式の法律上の保有者は、本受益権の保有者(以下「受益者」といいます。)ではなく、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社です。そのため、受益者としての投資家は、本受益権を原株式に交換して当社の株主とならない限り、当社の株主としての権利を行使することはできません(本受益権の交換に係る手続の概要については、下記「本受益権の原株式への交換に係る手続の概要」をご参照ください。)。受益者としての投資家の権利及び受託者の義務は、JDR信託契約に記載されています。かかるJDR信託契約及び本受益権は、原則として日本法に準拠します。ただし、原株式の保有者の権利及び原株式の保有者に対する当社の義務は、米国法(日本法と異なる可能性があります。)に準拠する(「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要」をご参照ください。)

以下では、JDR信託契約の重要な条項の要約を記載しています。受益者としての投資家の権利はすべて、JDR信託契約に定められています。したがって、より完全な情報は、JDR信託契約をご参照ください(JDR信託契約の写しは、平成29年8月31日に当社が提出した有価証券届出書に添付されています)。

外貨の変換・分配

受託者は、受託株式に係る配当金その他の分配金を外貨で受領したとき、又は受託株式に係る有価証券その他の資産の売却を行った場合にその売却金を外貨で受領したときには、適当と判断される手法により(受託者が受領した外貨を一旦第三者を通じて別の外貨に変換したうえで円貨に変換することを含みます。)、円貨に変換し、JDR信託契約に別に定める方法に従い、これを受益者に分配します(具体的には、下記「現金配当その他の現金による分配」をご参照ください。)

円貨への変換に際して用いる換算率は、受託者が受領した外貨につき、受託者がその受領を確認した日の翌銀行営業日(銀行法により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。以下同じ。)に定める対顧客直物電信買相場(TTBレート)とします。ただし、為替の急激な変動、混乱が生じた場合又は前段落括弧書きに定める複数回の変換を行う場合等には、受託者が合理的に適当と判断する換算率を用いることがあります。

受託者は、JDR信託契約の条項に従い、上記の円貨への変換及び分配を外貨の受領確認後遅滞なく行います。ただし、外貨の受領確認の完了に時間を要した場合、為替市場の停止又は混乱等が生じ円貨への変換が困難な場合、又は税金その他政府関係費用を源泉徴収する必要がある場合等には、円貨への変換及び分配が遅れることがあります。受託者は、この間の当該金銭に係る付利の義務を負いません。

全受益者又は特定の受益者に対する変換及び分配につき、政府その他の機関からの許可、免許、届出等の手続を必要とする場合、受託者は、当該許可又は免許の申請、届出の実施その他の手続を執り行う権限を有します。ただし、受託者は当該手続を執り行う義務を負いません。

円貨への変換及び分配につき、実施不可能である(変換後の通貨が必要期間内に取得できないことを含みます。)若しくは適法でないと受託者が判断した場合、上記の許可若しくは免許申請若しくは届出の実施その他の手続が政府その他の機関により却下若しくは不受理とされた場合、又は、上記の許可若しくは免許の取得若しくは届出に係る費用が適法でない場合には、受託者は、裁量により円貨への変換及び分配を行わないことができます。かかる場合、受託者は、受益者に通知します。

現金配当その他の現金による分配

当社は、受託株式につき現金配当その他の現金による分配を行う場合には、合理的期間内に、その数量、当社が米国で設定した原株式にかかる基準日及び当該分配を行う日を受託者に通知します。

受託者は、受託株式に関して受領する現金配当その他の現金による分配を受領した場合には、上記のとおりこれを円貨に変換します。

受託者は、以下の方法により受益権一口当たりの信託分配単価の算出を行います。上記の変換された円貨総額から分配金支払いに関する手数料(変換された円貨総額を受益権の総口数で除して得られる額のうち1円未満の端数に相当する額に受益権の総口数を乗じた額(消費税等が含まれる。))を上限とします。)を控除した残額を、受益権の総口数で除します。

受託者は、受益者に対して、上記のとおり算出された受益権一口当たりの信託分配単価を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉徴収税(地方税を含みます。)の適用される範囲で控除した残額(1円未満の端数は切り上げます。)を分配します。

株式配当・株式分割・株式無償割当て

当社は、受託株式につき株式配当、株式分割又は株式無償割当てを行う場合には、合理的期間内に、その数量、当社が米国で設定した原株式にかかる基準日及び当該株式配当、株式分割又は株式無償割当てを行う日を受託者に通知します。

受託者は、株式配当、株式分割又は株式無償割当てにかかる権利確定日現在の受益者に対して、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した当社株式に対応する新たな受益権を発行し、受益者の受益権の口数に応じて割り当てます。ただし、当該割り当てが困難であると合理的に見込まれる場合、受託者は、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した受託株式につき、当該受益者が保有する本受益権の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付するか、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した受託株式を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額を、他の金銭(もしあれば)と共に受益者に給付します。

上記にかかわらず、受益権付与率を変更することにより発行すべき受益権又は処分又は受益者に交付すべき受託株式が発生しない場合、受託者は上記に基づく受益権の発行又は受託株式の処分若しくは受益者への交付を行うことなく、信託財産として管理します。

受託者は、上記の株式配当につき日本国内において源泉徴収がなされる可能性があるかと判断した場合(結果的に源泉徴収がなされない場合を含む。)には、当該株式配当により割り当てられた当社株式を売却し、売却金額を、JDR信託契約の条項に従い、株式配当にかかる権利確定日(下記「権利確定日の設定」をご参照ください。以下、同じ。)現在の受益者に対し、分配します。

その他の権利

当社は、受託株式につき現金配当等、株式配当、株式分割及び株式無償割当てで得られる財産以外の財産の分配を行うことを希望する場合には、合理的期間内に、その内容(当社以外の者の発行する有価証券についてはその者の名称その他の必要な情報を含みます。)及び金額又は数量、当社が米国で設定した原株式にかかる基準日並びに当該分配を行う日を受託者に通知します。

受託者は、上記の通知を受領した場合には、当該分配にかかる財産の受益者への交付の法令等上の適法性及び実行可能性について当社と協議し、当該財産の交付が合理的に実行可能であると受託者が判断することを含むJDR信託契約に規定する一定の条件を満たす場合には、受益者に対して以下に定める方法に従って当該財産の交付を行います。

受託者は、当該財産の交付に際して、権利確定日を設定し、法令等で許容されている範囲で、権利確定日時点の各受益者へ当該財産の交付を行います。

受託者は、上記の現金配当等、株式配当、株式分割及び株式無償割当てで得られる財産以外の財産の交付に係る条件が満たされない場合で、かつJDR信託契約に規定する一定の条件を満たす場合には、受託者が売却可能であるとその裁量で判断する場所及び条件で、当該財産を売却し、売却金額を、当該財産の交付にかかる権利確定日現在の受益者に対し、JDR信託契約の条項に従い、分配します。

受託者が上記の当該財産の売却をすることができない場合には、受託者は、当該財産を受領する権利を放棄します。

振替受益権

本受益権は、振替法に基づき、振替受益権として証券保管振替機構が取り扱うものとし、受託者は、証券保管振替機構に対して、かかる取扱いがなされることについて同意します。本受益権の権利の帰属は、振替法第127条の2第1項に従い、振替口座簿の記載又は記録により定まります。

権利確定日の設定

受託者は、以下に掲げる場合には、当社と協議のうえ、以下に定める権利が与えられる受益者を確定するための日（以下「権利確定日」という。）を設定します。

- (1) 受託者が、受託株式に係る現金配当等、株式配当、株式分割、株式無償割当てその他の権利に関してその基準となる日についての通知を当社から受領した場合
これらを受託者を通じて受領し又は付与される権利
- (2) 受益権付与率を変更する場合
当該変更を経た後の受益権付与率に対応する原株式に係る権利
- (3) 受託者が本受益権を分割する場合
当該分割後の本受益権
- (4) 受託者が本受益権を併合する場合
当該併合後の本受益権
- (5) 議決権行使手続（下記「株主総会における議決権の行使」をご参照ください。）を行う場合
指図権行使手続における議決権等
- (6) JDR信託契約に基づき信託財産の状況の報告を行う場合
当該報告を受ける権利
- (7) JDR信託契約に基づき受益者決議手続（下記「受益者の意思決定」をご参照ください。）を行う場合
受益者決議手続における投票権
- (8) JDR信託契約に基づき指図権行使手続（下記「受託株式に関する意思表示」をご参照ください。）を行う場合
指図権行使手続における指図権
- (9) JDR信託契約に基づき残余財産の給付を行う場合
当該残余財産の給付を受ける権利
- (10) その他受託株式にかかる一切の事項について、受託者が必要であると判断した場合
当該事項にかかる権利

受託者は、当社と協議のうえ、原則として当社が米国で設定した原株式に係る上記(1)に定める権利に係る基準日と権利確定日が同日となるように設定し、同日とならない場合、当該基準日と権利確定日をできる限り近接させるよう努めます。受託者が設定する権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者のみが、上記各号に定める権利を与えられます。

本受益権の発行

本受益権の追加発行に係る手続の概要

原株式の保有者は、委託者に対して原株式の受益権への交換を申し込むことができ、その有する原株式の全部又は一部について、受益権付与率に応じた受益権に交換することができます。かかる申込を受けた委託者は、原株式を追加で信託するものとし、受託者は、次段落に記載する場合を除き、かかる追加信託を受けなければなりません。その際、受託者は、当該委託者に対して、委託者と受託者が別途定める信託報酬・手数料の明細に記載する手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求します。委託者は、追加信託により受領した受益権を、申込を行った原株式の保有者に交付します。

受託者は、追加信託が法令等（米国の法令等を含みます。以下、同じ。）に抵触する場合、法令等の規制により追加信託が許容されない旨の通知を当社、政府機関又はその他の機関から受領した場合、又は受託者が、JDR信託契約に定める委託者若しくは当社の表明保証のうちいずれかが虚偽若しくは不正確であると合理的に判断する場合には、追加信託を受け入れません。

追加信託等の事情によって新たに受益者となる者について、受託者が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、その後の改正を含みます。）により定められる取引時確認等を行う義務を負う場合には、委託者は受託者によるかかる取引時確認等を代行します。

なお、当社は、原株式の保有者に対して受益権への交換を促すものではなく、受益権への交換の申込を行う原株式の保有者は、何らかの勧誘の結果ではなく、自らの判断により、受益権への交換の申込を行うものとし、

本受益権の原株式への交換に係る手続の概要

受益者は、本受益権が上場されている間（但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除きます。）、受託者が指定する金融商品取引業者（以下「指定転換販売会社」といいます。）に申し込むこと（以下「交換申込」といいます。）により、その有する受益権の全部又は一部について、受益権付与率に応じた株数の原株式と交換することができます。指定転換販売会社は、受益者から交換申込があった場合、当該交換申込に基づき当該受益者から譲り受ける本受益権について、受託者に対して受益権付与率に応じた株数の原株式への転換請求（以下「転換請求」といいます。）を行います。

受託者は、転換請求に基づき、別途定める時期及び方法で、当該転換請求を行った指定転換販売会社に対して、当該転換請求に係る本受益権の口数に対応する株数の原株式を交付します。なお、かかる転換請求に基づく原株式の交付により、転換請求の対象となった本受益権は消滅します。

交換申込を受け付けた指定転換販売会社は、上記に基づく原株式の交付を受けた場合、交換申込を行った受益者に対し、当該原株式を交付します。

上記にかかわらず、法令等による制約又は実務上の理由により受益権の転換により交付される原株式を指定転換販売会社又は受益者が受領することができない場合、交換申込及び転換請求はできません。

さらに、以下に掲げる事由に該当する場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、受託者は、転換請求の受付の停止又は転換請求を受け付けた後における受託者において必要な手続「以下「転換手続」といいます。）の中断若しくは取り消しをすることができます。

- (1) 受益者が負担すべき手数料（受益者毎に1回あたり5,000円）並びにこれに係る消費税等の相当額の入金が確認できない場合

- (2) 受益者を確認する手続が完了しない場合
- (3) 東京証券取引所における本受益権の取引の停止、清算又は決済機能の停止その他やむを得ない事情があるため転換手続が実施できない場合
- (4) 米国所在の保管機関において、原株式の移転の実施が困難となる事情その他やむを得ない事由があるために、転換手続の実施に支障が生ずると受託者が認める場合
- (5) 原株式の権利行使基準となる日と本受益権の権利確定日が同一でない場合において、転換手続を中断若しくは取り消すべきであると受託者が認めるとき
- (6) その他、転換請求の受付又は転換手続を行うことで、本信託の運営に支障をきたすおそれがあると受託者が認める場合

受託者が転換請求の受付を停止したときは、指定転換販売会社は直ちにその旨を受益者に対して通知します。この場合、受益者は、当該受付停止の当日に行った交換申請のうち、当該受付停止前に行った交換申請を撤回することができ、この場合には、当該交換申請に関連する指定転換販売会社の転換請求も撤回されたものとみなされます。受益者がその交換申請を撤回しない場合には、当該交換申請及び当該交換申請に関連する指定転換販売会社の転換請求は、当該受付停止を解除した後の最初の銀行営業日に受け付けたものとみなします。この場合を除き、交換申請及び転換請求を撤回、取消又は中断することはできません。

受益者は、受託者に対して直接転換請求をすることはできず、上記の定めに従って交換申請を行うことができるのみです。

受益者は、交換申請を行う場合、受益者が負担すべき手数料として、受益者毎に1回あたり5,000円並びにそれに係る消費税等の相当額を負担します。

なお、当社は、受益者に対して原株式への交換を促すものではなく、交換申請を行う受益者は、何らかの勧誘の結果ではなく、自らの判断により、交換申請を行うものとします。

株主総会における議決権の行使

当社は、受益者に対して、受託株式についての議決権行使、又は、議決権行使にかかる同意又は委任状の勧誘（以下「乃至」を総称して「議決権行使手続」といいます。）を行う場合には、その議決権行使手続にかかる株主総会の開催日又は同意の期日（以下「開催日等」といいます。）を、合理的期間内（当該開催日等の3カ月前まで）に、受託者に通知します。

受託者は、上記の通知を受領した場合には、議決権行使手続にかかる権利確定日をJDR信託契約に基づき設定します。

当社は、上記に従い開催日等の通知を行った場合には、受託者に対し開催日等の遅くとも28日前までに、当社による議決権行使手続にかかる議案の数又は同意若しくは委任事項の数を通知し、また、開催日等の遅くとも21日前までに、招集通知又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面及び当社の定款又は受託株式の条項に基づき受益者が受託者に指図する権利を有することとなる場合には、当該条項の主要部分の要約を記載した書面を邦文にて交付することとします。受託者は、受領した書面を当社の費用負担により、かつ、法令等上許容されていることを条件に、以下の各書面を作成し、権利確定日時点の受益者に対し交付します。ただし、受託者は、当社がかかる行為を行わない限り、議決権行使手続にかかる事務を行う義務を負いません。

- (1) 当該株主総会の招集通知及び議決権の行使にかかる指図書又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面及び同意の指図書若しくは委任状（以下「指図書等」といいます。）
- (2) 法令等、本契約、当社の定款及び受託株式の条項に基づき、権利確定日における受益者が、受益権に表章される受託株式にかかる議決権又は同意若しくは委任（以下「議決権等」といいます。）について、受託者に指図する権利を有する旨の説明文

- (3) かかる議決権等の指図の方法を示した簡略な説明文(受益者から受託者への指図書等の提出期限(以下「提出締切日」といいます。))を示したものを含むが、これに限られません。)

提出締切日は開催日等の5営業日(東京証券取引所が休業日としている日以外の日をいいます。以下、同じ。)前以降の日(受託者が別途定めるものとします。)とし、受益者は、受託者所定(電磁的方法を含みます。)の方法に従い指図書等を提出するものとします。受託者は、開催日等の3日前以降の日(受託者が別途定めるものとします。)までに当該議決権等の指図を集計し、その結果を当社に提出します。

受益者は、議決権等の指図について、整数の受益権についてのみ行うことができます。

受託者は、次に定める議決権等を行行使し、又は米国所在の保管機関に議決権等を行行使するよう指図します。ただし、法令等(米国の法令等も含みます。)、本契約、当社の定款又は受託株式の条項に違反すると受託者が判断したときは、(受託者は米国の法令等、当社の定款及び受託株式の条項についての調査義務を負いません。)かかる行使又は指図を行いません。

- (イ) 提出締切日までに指図書等による有効な議決権等の指図を受益者から受領した受益権に表章される受託株式については、当該議決権等の指図に従います。

- (ロ) 提出締切日までに指図書等による議決権等の指図を受益者から受領していない受益権に表章される受託株式については、以下に規定する通りに扱います。

受託者は、当社の書面による要求により、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、議決権等の行使につき指図を得られないすべての受託株式にかかる議決権等につき白票を投じます。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されるが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも参入されません。

受託者は、受益者から提出締切日までに指図書等を受領した場合であって、当該指図書等において指図が指定されていないとき、又は受益者に交付された招集通知又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面に記載があり、当該記載が受託者により当該指図がどのように扱われるべきか明確な指図を欠くときは、白票とみなします(以下「みなし指図」といいます。))。

受益者は、指図書等の所定欄に明記することにより、その有する議決権等を統一しないで行使することができます。

受託者が、JDR信託契約の条項に基づく手続を履践し、かつ、提出締切日以前に受益者から指図書等を受領しなかった場合は、白票とみなされます。

受託者は、JDR信託契約の条項に基づく手続を履践し、かつ、提出締切日までに受益者から指図書を受領した場合を除き、書面により当社により要求された場合には、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、すべての受託株式について議決権等の行使を行います。この場合、受託者は上記記載のJDR信託契約の各規定の適用によっても議決権等の行使につき指図を得られない受託株式にかかる議決権等につき白票を投じます。

JDR信託契約又は本受益権のいかなる条項にかかわらず、受託者は、かかる措置を講ずることが日本法その他の法令等に違反する場合には、株主総会又は同意若しくは委任状の受益者に対する勧誘についての措置を講ずるいかなる義務を負いません。

当社は、受益者が受託株式に帰属する議決権等を行行使することを可能にするのに合理的に必要な一切の措置を講じ、かつ、受託者に要求された場合には、受託者により講ずることが要求される措置についての日本の法律顧問の意見書を受託者に交付することに同意します。

受益者は一般に、又は個別の受益者についても、議決権等の指図を適時に受託者に対して行うことを可能にするのに十分な時間を与えられて上記の通知を受領することは保証されていません。

受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、その本店において、当社から受領したすべての通知、報告及び連絡であって、受託株式の保有者の資格において受託者が書面により受領し、かつ、当社の普通株式その他の証券の保有者に対し当社により一般的に開示されているものについて、受益者の閲覧に供します。

受託株式に関する意思表示

受託者が、受託株式に関して、当社から意思表示を求められた場合には、適時に実行可能かつ法令等により許される限り、受益者決議手続又は議決権行使手続により受益者の意思を確認したうえで、当社に対して書面により意思表示（目的である事項について受益者が異なる内容の投票（投票をしないことを含みます。）を行った場合において、投票内容ごとの全投票権数に占める投票数の割合等を回答することを含みます。）を行います。

上記に掲げる場合において、受益者決議手続及び議決権行使手続が適時に実行可能でない場合又は法令等により許されない場合（受託株式についての意思表示が特定時点の受託株式の保有者に認められており、受託者が当該時点の受益者の意思の確認を行うにあたり受益者決議手続を適時に行うことができない場合を含みますが、これに限られません。）には、上記にかかわらず、受託者は、受益者決議手続及び議決権行使等指図権行使手続を行うことなく、以下の方法（以下「指図権行使手続」といいます。）により受益者の意思を確認したうえで、当社に対して書面により意思表示を行う。受託者は、指図権行使手続の目的である事項についての指図結果（指図をしないことを含みます。）ごとの全指図権数に占める指図権数の割合に応じてかかる意思表示を行います。そのような意思表示が法令等により許されない場合には、指図権を有する受益者の指図の過半数の結果に従って統一的に意思表示を行います。

(1) 受託者は、当社から受託株式について意思表示を求められている内容、意思表示に係る指図権行使のための受託者所定の書面（以下「指図権行使書面」といいます。）、及び指図がなされるべき期限を記した資料を受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に備え置きます。

(2) 受益者は、指図権行使書面を定められた期限までに受託者に交付することにより受託者に対して指図を行います。

(3) その他の手続は、原則として受益者決議手続と同様とします。

当社に対して受託者が前項の意思表示に係る書面を適時に返送するために十分な時間がない場合には、受託者が、前項の受益者の意思の確認を行うことができない場合があります。

本受益権の取得請求権

本信託について信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る信託の変更（以下「重要な信託の変更」といいます。）がなされる場合、及び本信託について信託の分割がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（ただし、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しません。）は、営業日に、受託者に対し、自己の有する受益権を本受益権一口あたり、受託株式の一株あたりの市場価格等をもとに受益権付与率等を踏まえて算定される、受託者が適正と判断する価格で取得することを請求することができます。この場合、受益者は、受託者が定めた期日までに、受託者が定めた方法により、受託者が指定した口座に受益権を振り替えるものとします。また、受託者は、受益者に対して、当該請求に係る手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求することができます。

上記に従い受託者が受益権を取得する場合、受託者は、受益権を自己の銀行勘定で取得するものとします。

ただし、重要な信託の変更又は信託の分割に賛成する旨の意思を表示した受益者は、受託者に対して、自己の有する受益権を取得することを請求することはできません。

受託者に対する行為差止請求権

本信託においては、6か月以上受益権を保有する受益者に限り、信託法第44条第1項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができます。

その他受益者の権利一般

受益者は、JDR信託契約に規定される権利及び法令等により制限することのできない受益者の権利のみを有し、それ以外の権利（受託株式にかかる配当請求権、株主名簿閲覧請求権その他受託株式の株主としての一切の権利を含むが、これらに限られません。）を有しません。

受益者への通知

受託者が受益者に対してする通知は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該受益者の住所（当該受益者が別に通知を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発します。かかる通知は、その通知が通常到達すべきであったときに、到達したものとみなします。

なお、本受益権が2人以上の者の共有に属するときは、共有者は、受託者が受益者に対してする通知を受領する者1人を定め、受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければなりません。この場合、その者を受益者とみなして、上記段落に記載する取扱いを適用します。かかる共有者の通知がない場合には、受託者が本受益権の共有者に対してする通知は、そのうちの1人に対してのみ行うことができます。

受託者は、JDR信託契約に定めるもののほかは、受益者への通知を行いません。但し、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令等に違反するものについてはこの限りではありません。

受益者の意思決定

受益者の意思決定は、議決権行使手続及び指図権行使手続を行う場合を除き、以下の手続（以下「受益者決議手続」といいます。）により行われ、受託者は、これを必要と認める場合には、いつでも、行うことができます。

また、各本受益権の総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができ、かかる請求があった場合、受託者は、受益者決議手続を行わなければなりません。

受益者は、受益者決議手続において、その保有する受益権一口につき一投票権を有し、投票権行使書面によってのみ投票権を行使します。ただし、受益権が当該受益権にかかる信託の信託財産に属するときは、受託者は、当該受益権については、投票権を有しません。

受益者決議手続の決議は、投票権を有する受益者の投票権の過半数の投票によって成立し、投票の過半数をもって行います。ただし、信託法第42条の規定による責任の免除にかかる意思決定の方法についての信託行為の定めは、すべての受益者の一致によってこれを決めます。また、決議の結果、賛成は又は反対の投票数のいずれもが、投票数の投票権の過半数に達しなかった場合においては、当該受益者決議手続の決議は行われなかったものと扱います。

受益者は、投票権行使書面の所定欄に明記することにより、その有する投票権を統一しないで行使することができます。

投票権行使書面上、当該議案についての賛否が明らかでない場合においては、当該受益者は、当該議案について賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなします。また、受益者が、投票権行使期限までに受託者に投票権行使書面を提出しない場合には、当該受益者は当該議案についてすべて賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなします。

受益者決議手続の決議は、すべての受益者に対してその効力を有します。

各委託者若しくは全委託者の権利を害し、又は委託者に債務若しくは義務を課し、又はその他悪影響を及ぼすこととなる事項に関して、受益者は、受託者に対して、受益者決議手続を請求することはできず、また受託者はかかる受益者の請求には応じません（ただし、受益者の請求に応じないことが法令等の違反を構成する場合を除きません。）。

具体的な行使方法等については、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

受益権原簿の閲覧

受託者は、受益権原簿を受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の主たる事務所に備え置きます。受益者その他信託法第190条第2項に規定される利害関係人は、受託者に対して信託法第190条第2項に掲げる受益権原簿の閲覧又は謄写等の請求することができ(この場合において、受益者は、当該請求の理由を明らかにしなければなりません。)、かかる受益者の請求があった場合、信託法第190条第3項各号に該当すると認められる場合を除き、受託者はこれを拒むことはできません。

JDR信託契約の変更

受託者は、信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る信託の変更該当しない場合又は信託の目的に反しない場合(但し、受益者の利益に適合しないと受託者が合理的に判断する場合を除きます。)には、当社及び委託者の同意を得て、その裁量により、JDR信託契約を変更することができます。

JDR信託契約の変更が上記に該当しない場合には、受託者は、受益者決議手続において受益者の承認を得ることにより、JDR信託契約を変更することができます。

受益者は、受託者の利益を害しないことが明らかである場合であっても、受託者の事前の同意なく、JDR信託契約を変更することはできません。

信託報酬・手数料

受託者は、JDR信託契約の条項及び当社が受託者と別途合意する内容に従い、JDR信託契約にかかる信託報酬及び手数料並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を収受することができます。

JDR信託契約の条項により信託財産に帰属した利息及び信託財産から生じた利息等は、JDR信託契約に定める計算期間内に生じたものにつき、当該計算期間の計算期日の翌日に受託者が信託報酬として全額受領します。

受託者は、JDR信託契約の規定により生じた各信託報酬を、その発生の都度信託報酬として全額受領します。

租税・信託費用・税務手続

信託費用(信託事務を処理するのに必要と認められる一切の費用をいいます。)は、JDR信託契約に特段の定めがある場合を除いて当社の負担とし、当社は受託者と別途合意する内容に従ってかかる信託費用を受託者に支払います。

受託者が、本信託財産から信託費用の前払を受けるには、信託法第48条第3項の規定にかかわらず、受益者に対する前払を受ける額及びその算定根拠の通知を要しません。

受益者は、本信託にかかる税務上必要な手続がある場合、自らの費用及び責任で当該手続を行います。なお、受託者は、本信託にかかる税務手続に関し、受託者が行うものとして明記され、又は法令等により受託者が行うものとされているものを除き、何らの税務上の手続を行う義務を負うものではありません。

本信託の終了

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は以下に掲げる事由のいずれかが発生したときに、当該時点において終了します。ただし、受託者は、受益者保護のために必要と判断する場合には、その終了時期を受託者が適当と認める時期とすることができます。

- (1) 本受益権の東京証券取引所での上場が廃止されたとき(他の国内の金融商品取引所に再び上場することが合理的に予想される場合は除きます。)
- (2) 法令等(米国の法令等を含みます。)又は裁判所若しくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。

- (3) (2)以外の事由により信託の継続が困難であると受託者が判断し、信託の終了につきJDR信託契約の条項に従って受益者の承認が得られたとき。
- (4) JDR信託契約の当事者(受託者を除きます。)がJDR信託契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。ただし、委託者は、当該重大な違反を行ったことを認識した場合、遅滞なく当社及び受託者に対して通知するものとし、当該通知を当社が受領してから合理的な期間内に、当社が当該委託者を受託者により承認された新たな委託者に置き換えたときには、信託は終了しません(かかる承認は不合理には拒絶されません。)
- (5) 受託者の辞任又は解任後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (6) 当社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されず又は取り下げられなかったとき。
- (7) 当社につき管轄を有する裁判所により清算若しくは解散の命令がなされた場合又は清算若しくは解散の決議が有効になされた場合
- (8) 当社の金銭債務に関して債務不履行が発生し、かつ継続している場合(ただし、当社の事業運営若しくは財務状態又は本信託の存続に重大な悪影響を与えない場合を除きます。)
- (9) 信託費用又は信託報酬が本契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (10) 証券保管振替機構が本信託の本受益権を受証証券発行信託受益証券保管振替決済業務又は振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき。
- (11) 本信託が法人税法(昭和40年法律第34号、その後の改正を含みます。)第2条第29号八に定める特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (12) 本信託の本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。

上記に定める場合を除いて、当社、委託者、受託者又は受益者のいずれもJDR信託契約を終了させることはできません。

本信託の終了後の残余財産の給付

本信託が終了した場合、受益者は金銭で残余財産の給付を受けます。かかる残余財産の給付は、本信託の終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受領する権利を有します。信託終了日後は、受益者は受益権の譲渡はできません。

受託者は、本信託が終了した場合においては、本受益権のすべての金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。

受託者は、かかる本信託の清算手続において、受託株式の償還等により受領した金額又は残余財産である受託株式(又はその残余財産)を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額から手数料(本受益権一口あたり1円を上限とする金額及び計算上生じた1円未満の端数)及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用(もしあれば)を控除した金額を、他の金銭(もしあれば)と共に受益者に給付します。ただし、当該処分が困難であると合理的に見込まれる場合、受託者は、処分を行うことなく、当該受益者が保有する受益権の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付することができます。

受託者の辞任・解任

受託者は、受託者が正当な事由があると合理的に判断する場合は、受益者、東京証券取引所、証券保管振替機構及び当社に対して3か月前までに通知することにより、辞任することができます。受託者が辞任した場合、当社又は受益者は、新受託者を選任します。ただし、当社又は受益者が新受託者を選任しない場合は、受託者は、新受託者の選任を裁判所に請求します。

また、受託者は、信託法第58条第1項若しくは第4項に定めるときに限り、解任されます。受託者が解任された場合、当社又は受益者は、新受託者を選任します。ただし、当社又は受益者が新受託者を選任しない場合は、JDR信託契約の条項に従い、信託は終了します。

新受託者の選任がなされた場合、受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行います。

なお、受託者のうち一方がJDR信託契約の定めに従い解任され、又は辞任した場合は、他の一方の受託者も同時に辞任したものとみなされます。

受託者の免責

受託者は、JDR信託契約に定める受託者としての業務を、JDR信託契約の条項に従って履行した場合には、委託者、受益者又は当社に生じた損害等について責任を負いません。

受託者は、委託者又は当社がJDR信託契約に定める義務を履行せず、又は履行を遅滞したことに起因して、受益者に損害等が生じた場合、当該損害等について責任を負いません。

受託者は、委託者又は当社の行為によりJDR信託契約の本受益権の東京証券取引所への上場が認められなかった場合又は上場が廃止された場合、かかる上場が認められなかったこと又は上場が廃止されたことに起因して受益者、委託者又は当社に生じた損害等について責任を負わず、またこれに関連する費用の支払義務も負いません。

受託者は、信託事務に関する指図の内容の真否及び妥当性を確認する義務を負わず、かつ、当該指図に従って信託事務を処理する限り、一切の責任を負いません。

受託者は、次に掲げる事項については、受益者に対して責任を負いません。ただし、善良な管理者の注意をもって、受益者のために忠実に信託事務を履行しなかった場合は、その限りではありません。

- (1) JDR信託契約において受託者の裁量で行えるとした行為が、法律上正当であるか又は理論上実行可能であるかを判断して行ったことから生じた結果
- (2) 受益者への分配に関する当社から提出された情報の内容及びその翻訳における誤り
- (3) 受託株式の効力又は価値
- (4) 受益者が本受益権を保有することに伴う納税
- (5) 受託者を通じた当社から受益者への通知の適時性
- (6) 受益者が負う本受益権への投資リスク(受託株式及び本受益権の価格の変動を含む。)

受託者、当社及び委託者の免責

受託者、当社及び委託者は、次に掲げる場合には責任を負いません。

- (1) 次の原因により、受託者、当社又は委託者がJDR信託契約上の義務を履行することを妨げられた場合、禁じられた場合、又は遅延させられた場合
 - イ 日本、米国其他国家及び行政機関、規制機関又は金融商品取引所の今後施行される法令等の制定、廃止、又は改正
 - ロ 当社の定款その他の内部規則(今後施行されるものも含まれます。)
 - ハ 天災地変、戦争その他不可抗力な問題(国営化、収用、通貨制限、業務停止、ストライキ、市民暴動、テロリズム、化学・生物・電磁気兵器等の使用、革命、反乱、電気・通信・各種決済事務システム等の機能停止、システムダウン等を含むが、これらに限られない。)

- (2) 受託者、当社又は委託者が、JDR信託契約に従って業務を履行した場合において、受益者が受託株式保有者に与えられた分配等による利益又は契約により企図される利益を享受できないとき
- (3) 受託者、当社又は委託者によるJDR信託契約の条項への違反に対する間接的損害

受託者、米国所在の保管機関又はそれらの代理人は、善管注意義務違反がない限り、受益者に対して責任を負いません。

当社は、JDR信託契約に規定する当社の義務及び当該義務に故意・過失により違反した場合の賠償義務を除き、受託者、委託者及び受益者に対して、JDR信託契約又は本受益権に基づく義務（忠実義務その他の義務）を負いません。

委託者におけるその他の債務の不存在

委託者は、JDR信託契約の条項に基づく信託の設定及び追加信託以外のJDR信託契約に基づく義務又は債務を負いません。当社、受託者及び受益者は、法令等によって許される範囲内で、JDR信託契約若しくはJDR信託契約に企図される取引から生じる又はこれらに関連する委託者に対するすべての権利若しくは請求権を放棄します。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

1. 有価証券報告書及び確認書

事業年度 第6期(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)平成30年3月14日関東財務局長に提出。

2. 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

1. の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書を平成30年3月30日関東財務局長に提出。

3. 内部統制報告書

平成30年3月14日に関東財務局長に提出。

4. 四半期報告書及び確認書

2018年度第1四半期(自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)に係る四半期報告書及び確認書を平成30年5月15日に関東財務局長に提出

2018年度第2四半期(自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)に係る四半期報告書及び確認書を平成30年8月14日に関東財務局長に提出

2018年度第3四半期(自平成30年7月1日 至平成30年9月30日)に係る四半期報告書及び確認書を平成30年11月14日に関東財務局長に提出

5. 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月6日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

Consent of Independent Registered Public Accounting Firm

Techpoint, Inc.
San Jose, California

We hereby consent to the reference to our firm under sections “V-5 outline of Corporate Governance and VI. Financial Condition” in Part I “Information of the Company” and to the use of our report dated March 15, 2019 with respect to the consolidated financial statements of Techpoint, Inc., included in the Annual Securities Report for the year ended December 31, 2018 filed with Kanto Zaimu Kyoku in Japan.

/s/ BDO USA, LLP
San Jose, California

March 15, 2019

[次へ](#)

独立登録監査人の同意書

私どもは、「第一部 企業情報」における「第5 5 コーポレート・ガバナンスの状況等」、「第6 経理の状況」において私どもに言及すること、及び日本において関東財務局に提出される2018年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書に含まれる、テックポイント・インクの連結財務書類及び2019年3月15日付の私どもの監査報告書を使用することに同意いたします。

/s/ BDO USA, LLP
サンノゼ、カリフォルニア州

2019年3月15日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

Shareholders and Board of Directors
Techpoint, Inc.
San Jose, California

Opinion on the Consolidated Financial Statements

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Techpoint, Inc. (the "Company") and subsidiaries as of December 31, 2018 and 2017, the related consolidated statements of operations, stockholders' equity, and cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2018, and the related notes (collectively referred to as the "consolidated financial statements"). In our opinion, the consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company and subsidiaries at December 31, 2018 and 2017, and the results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2018, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Change in Accounting Method Related to Revenue

As discussed in Note 1 to the consolidated financial statements, the Company has changed its method of accounting for revenue during the year ended December 31, 2018 due to the adoption of the Accounting Standards Codification 606, "Revenue from Contracts with Customers."

Basis for Opinion

These consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on the Company's consolidated financial statements based on our audits. We are a public accounting firm registered with the Public Company Accounting Oversight Board (United States) ("PCAOB") and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud. The Company is not required to have, nor were we engaged to perform, an audit of its internal control over financial reporting. As part of our audits we are required to obtain an understanding of internal control over financial reporting but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion.

Our audits included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

/s/ BDO USA, LLP

We have served as the Company's auditor since 2015.

San Jose, California

March 15, 2019

[次へ](#)

独立登録監査人の監査報告書
(翻訳)

取締役会及び株主の皆様

テックポイント・インク

サンノゼ、カリフォルニア州

連結財務諸表に対する意見

我々は、テックポイント・インク（以下「会社」）及び子会社の2018年及び2017年12月31日現在の添付の連結貸借対照表並びに同日をもって終了した3年間の各連結会計年度に関連する連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書及び注記（以下「連結財務諸表」と総称する）について監査を行いました。我々の意見では、上記の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、2018年及び2017年12月31日現在の会社及び子会社の財政状態並びに同日をもって終了した3年間の各連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

収益認識に関する会計方針の変更

連結財務諸表の注記1に記載の通り、会社は、米国会計基準編纂書「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606)」を2018年12月31日に終了した連結会計年度より適用し、収益認識に関する会計方針を変更しております。

意見表明の根拠

これらの連結財務諸表に対する責任は、会社の経営者にあります。我々の責任は、自らの監査に基づいて、会社の連結財務諸表に対する意見を表明することにあります。我々は、公開会社会計監視委員会（米国）（以下「PCAOB」）に登録されている会計事務所であり、米国連邦証券法、証券取引委員会及びPCAOBの規則及び規制に従い、会社から独立の立場であることを求められております。

我々は、PCAOBの基準に準拠して監査を行いました。これらの基準は、連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めています。会社は、財務報告に係る内部統制監査を要求されておらず、我々もその監査を行っていません。監査の一環として、我々は財務報告に係る内部統制の理解を求められますが、財務報告に係る会社の内部統制の有効性に対する意見を表明する目的ではありません。従って、我々はかかる意見の表明を行いません。

我々の監査は、連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示のリスクの評価及びそれらのリスクに対応する手続の実施を含んでいます。手続は、連結財務諸表における金額及び開示に関する証拠の試査による検証を含んでいます。さらに我々の監査は、全体としての連結財務諸表の表示の検討並びに経営者が採用した会計方針及び経営者によって行われた会計上の重要な見積りの評価も含んでいます。我々は、監査意見を表明するための合理的な基礎を得たと判断しています。

/s/ BDO USA, LLP

我々は、会社の会計監査人として2015年より選任されております。

サンノゼ、カリフォルニア州

2019年3月15日